

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の概要

市民環境部資源リサイクル課

- 1 計画の名称 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画
- 2 計画の期間 令和6年度から令和15年度までの10年間
(令和10年度を中間目標年度とする)
- 3 策定の背景 ○廃棄物処理法(第6条第1項)により策定が義務付けられた計画
内容：
 - ①一般廃棄物の発生量と処理量の見込み
 - ②排出抑制策に関する事項
 - ③一般廃棄物の分別区分
 - ④一般廃棄物の適正処理及び実施者に関する事項
 - ⑤一般廃棄物処理施設の整備に関する事項○第5次計画の期間(H26~R5)満了に伴い次期計画として策定
- 4 主な変更点 ○和光市とのごみ処理広域化に対応した内容に見直し
○SDGsなどの動きや上位計画等を踏まえた施策展開
○食品ロス削減推進計画を新規追加
(食品ロス削減推進法第13条第1項で策定の努力義務)
- 5 計画の構成 第1編 計画概要と地域特性
第2編 ごみ処理基本計画
第3編 食品ロス削減推進計画
第4編 生活排水処理基本計画
第5編 計画の進行管理
資料編
- 6 策定の経過 ○令和4年度から令和5年度にかけて策定
○廃棄物減量等推進審議会で合計6回審議
○一般廃棄物処理基本計画庁内検討委員会を合計6回開催
○パブリック・コメントに合わせて職員コメントを実施
【市民参画】
アンケート(一般市民、中学生、事業所、収集事業者)、
ワークショップ、パブリック・コメント、市民説明会

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】（最終案）

令和6（2024）年3月

朝霞市

1 目的

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）（以下「本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、本市において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた“羅針盤”として策定するものです。

計画策定に当たっては、本市のごみ処理の現況や課題、市民の要望、ごみ処理の広域化、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、市民の要望、ごみ処理の広域化などを踏まえるとともに、第5次朝霞市総合計画後期基本計画や第3次朝霞市環境基本計画等の関連計画と整合を図っています。

2 計画目標年度

本計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、10年後の令和15（2033）年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和10（2028）年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

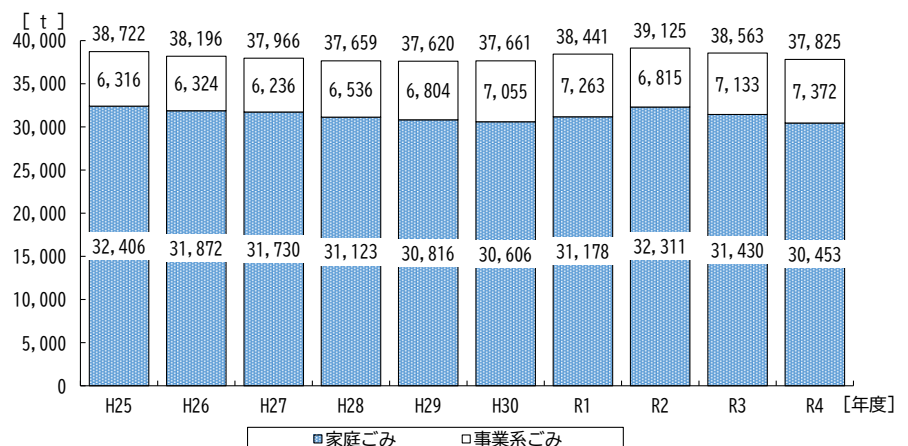
令和6年度
初年度令和10年度
中間目標年度令和15年度
計画目標年度

3 ごみ処理の現況

過去10年間（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）のごみ処理の実績を以下に示します。

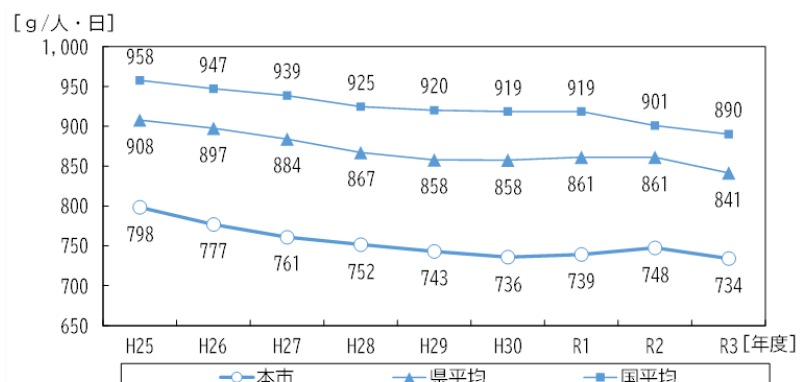
【ごみ排出量】

過去10年間で増減を繰り返しており、近年は減少傾向にあります。コロナ禍で一旦増加しましたが、再度減少に転じています。



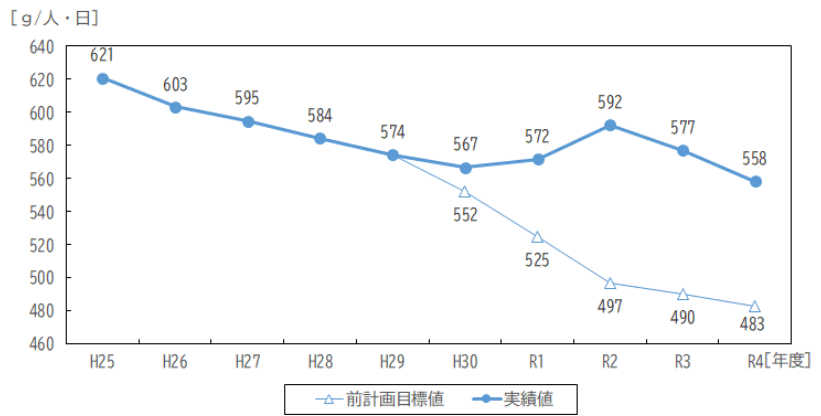
【1人1日当たりのごみ排出量】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を下回っています。



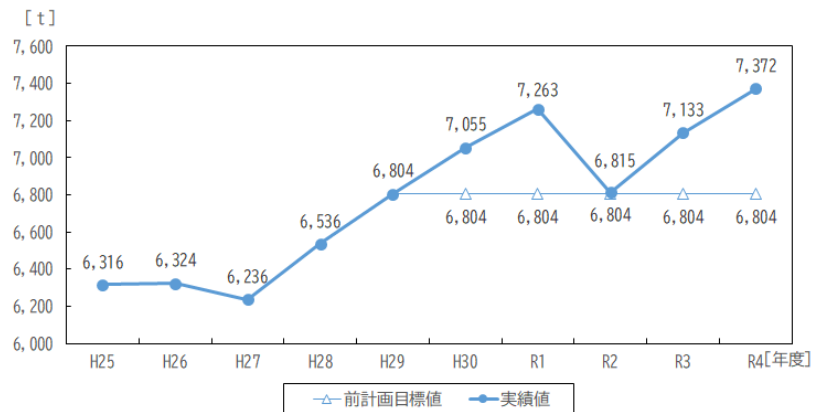
【1人1日当たり生活系ごみ排出量】

減少傾向にあり、過去10年間で最小値となっています。



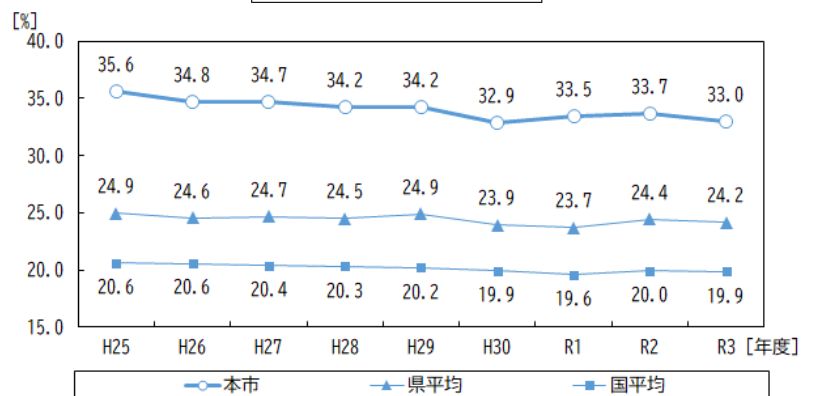
【事業系ごみ排出量】

増加傾向にあり、過去10年間で最大値となっています。



【リサイクル率】

減少傾向にあり、国及び県の平均値を上回っています。



4 ごみ処理の課題

(1) 排出抑制

生活系ごみ排出量は減少傾向にありますが、事業系ごみ排出量は増加傾向となっています。効果的な施策を検討し、一層のごみ排出量の削減を図る必要があります。

(2) リサイクル

ごみ焼却施設における燃やすごみには資源化できるごみが多く占めています。紙類（特に雑がみ）の分別を一層徹底するとともに、近年のプラスチックごみや食品ロスを取り巻く情勢を注視し、効果的な減量化・再資源化施策の導入を検討する必要があります。

(3) 収集・運搬

本市では、分別徹底やごみ排出マナーの向上、ごみ集積所の管理徹底に向けた取組を実施しており、今後も継続的な啓発が必要です。

また、高齢化等により、従来 of 当番制に基づくごみ集積所の管理方法の継続が困難になることが懸念されることから、ごみ集積所の管理のあり方を検討していく必要があります。

(4) 中間処理

焼却処理量は年々増加傾向にあるため、既存施設において安定的な稼働を確保するとともに、ごみ広域処理施設の稼働に向けて、焼却処理量を極力削減し、脱炭素社会の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理広域化に向け、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して着実に事業を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

(5) 最終処分

焼却残渣等の再資源化の徹底により、1人1日当たりの最終処分量は県の目標値を達成しています。更なる最終処分量の削減を図るために、今後のごみの排出抑制や分別徹底、再資源化を積極的に推進する必要があります。

また、最終処分場の確保及び適正処理・処分の確認調査を継続して行う必要があります。

ごみ処理の広域化

ごみ処理広域化とは、複数の市町村が広域的に連携して施設を整備してごみ処理を行うことをいい、環境負荷の低減、リサイクルの推進、熱エネルギーの効率的回収、財政負担の低減などのメリットがあります。

本市の将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して、令和12(2030)年の施設稼働開始を目標として事業を進めています。

整備対象施設	対象とするごみ	施設規模
ごみ焼却施設	・燃やすごみ	175 t / 日
不燃・粗大ごみ処理施設	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	17 t / 日

【事業スケジュール (予定)】

● 整備工事

令和7(2025)年度
～令和11(2029)年度(5年間)

● 施設稼働開始

令和12(2030)年度～

● 施設の運営期間

令和12(2030)年度
～令和31(2049)年度(20年間)

※DBO方式(公共の資金調達により、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式)による運営を予定。



本計画では、3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

みんなで作る 脱炭素と資源循環のまち 朝霞

ごみ処理基本計画

基本方針

方針1：脱炭素社会の推進

3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などにより、脱炭素社会を推進します。

方針2：排出抑制の推進

市民、事業者、市の連携・協働によるリデュース、リユースの意識を高め、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

方針3：資源循環の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、ごみの資源循環を推進します

方針4：安全・安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理体制を構築します。また、和光市及び朝霞和光資源循環組合とともに、ごみ処理広域化を計画的かつ着実に事業を進め、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築します。

ごみ減量化・資源化目標

指標	単位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
ごみ排出量	t/年	37,825	31,892 (16%削減)	31,892 (16%削減)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g/人・日	558	441 (21%削減)	434 (22%削減)
事業系ごみ排出量	t/年	7,372	6,804 (8%削減)	6,804 (8%削減)
リサイクル率	%	31.2	37.7 (6.5%増加)	37.7 (6.5%増加)
集団資源回収量	t/年	1,046	1,046	1,046

※（ ）内は、基準年度（令和4(2022)年度）に対する増減率を示します。

ごみ処理基本計画の施策体系図を以下に示します。

区分	施策	
(1) 脱炭素社会の推進	(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡】	
	(イ) 低公害車の導入【継】	
	(ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新】	
(2) 排出抑制計画（リデュース・リユース）	1) 家庭ごみ	(ア) 生ごみの減量化の推進【継】【新】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 市民への意識啓発【継】【拡】【新】
		(エ) 環境教育の充実【継】【拡】
		(オ) 啓発イベントの実施【継】
	2) 事業系ごみ	(カ) 再利用の推進【継】
		(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討【継】【新】
		(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継】
		(イ) 食品ロス削減の推進（第3編に記載）
		(ウ) 事業者への意識啓発【継】
(3) 再資源化計画（リサイクル）	1) 家庭ごみ	(エ) 分別排出の徹底【継】【新】
		(イ) 集団資源回収活動の促進【継】
		(ウ) 小型家電品の再資源化【継】【新】
		(エ) 紙類の再資源化の推進【継】【拡】
		(オ) 生ごみの再資源化の推進【継】
	2) 事業系ごみ	(カ) 剪定枝等の再資源化の推進【継】
		(キ) プラスチック資源の再資源化の推進【継】【新】
		(ア) 立入検査・指導の推進【継】
		(イ) 紙類の再資源化の推進【拡】
		(ウ) 生ごみ再資源化の推進【拡】
(4) 収集・運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理【継】【拡】【新】	
	(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継】	
	(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継】	
	(エ) 事業系ごみ排出の適正化【継】	
	(オ) 高齢者・障害のある方への支援【継】	
(5) 中間処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理【継】	
	(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継】	
(6) 最終処分計画	(ア) 最終処分場の確保【継】	
	(イ) 最終処分場の延命化【継】	
	(ウ) 現地調査・確認の実施【継】	
	(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継】	
(7) ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新】	
	(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新】	
	(ウ) 資源の広域処理の検討【新】	
	(エ) 効率的な収集運搬体制の検討【新】	
	(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新】	
	(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新】	
	(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新】	
(8) 災害廃棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築【継】【拡】	
	(イ) 支援体制の確保【継】	

※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。
 ※新規施策に関しては、背景に色付けをしています。

食品ロス削減推進計画

基本方針

食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

食品ロス削減目標

指 標	単 位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%削減)	654 (74%削減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増加)	85 (7.4%増加)

※（ ）内は、基準年度（令和4（2022）年度）に対する増減率を示します。

生活排水処理基本計画

基本方針

方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

生活排水処理数値目標

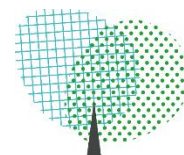
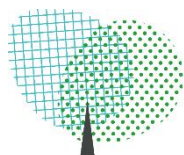
指 標	単 位	令和4年度 (基準年度)	令和10年度 (中間目標年度)	令和15年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	%	98.6	100	100

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画【概要版】

朝霞市市民環境部資源リサイクル課

〒351-0033 埼玉県朝霞市大字浜崎 390-45 TEL：048-456-1593

<https://www.city.asaka.lg.jp/>



第6次
朝霞市一般廃棄物処理基本計画
(最終案)

令和6（2024）年1月

朝霞市

はじめに

私たちの便利で快適な生活は、大量消費や大量廃棄を繰り返してきたことで、地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染など、多くの環境問題を引き起こしました。このようなことから、本市では、持続可能な循環型社会を目指して、ごみの排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R活動を推進してまいりました。



国においても、令和元年の「食品ロス削減推進法」の施行、令和2年のレジ袋有料化、令和4年の「プラスチック資源循環促進法」の施行など、循環型社会の形成に向けた動きが加速しております。

ところで、朝霞市クリーンセンターは、現在の施設が稼働を開始してから30年が経過し、老朽化に伴う更新が喫緊の課題となっています。このような中で、同様の課題を抱える和光市と共同でごみ処理を行うことで、それぞれ単独で施設を更新するよりも、エネルギー面や経済面で効率よく施設を整備できることから、平成30年8月に「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、令和12年度の稼働開始を目標として、事業主体である朝霞和光資源循環組合を中心に、現在事業を進めております。

このように、本市のごみ処理を取り巻く状況が大きな曲がり角を迎える中、今後のごみ処理施策の大きな方向性を示すものとして、令和6年度から令和15年度までの10年間を計画期間とする、第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。

本計画では、循環型社会の形成を目指して、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち朝霞」を基本理念として、脱炭素、3R活動、ごみ広域処理を推進するため、市民、事業者、行政が一体となって種々の施策に取り組むこととしております。また、今回から新たに「食品ロス削減推進計画」も加えた内容としております。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップにご協力いただいた皆様、パブリック・コメント等でご意見をお寄せいただいた皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進につきましても、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

朝霞市長 富岡 勝則

目 次

第1編 計画概要と地域特性	1
第1章 計画策定の趣旨.....	2
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の対象区域.....	4
4 計画の対象とする廃棄物.....	4
5 計画目標年度.....	4
6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進.....	5
第2章 本市の地域概況.....	6
1 地理的・地形的特性.....	6
2 人口・世帯の推移.....	7
3 産業別就業人口の推移.....	8
4 事業所数.....	9
5 土地利用の推移.....	9
6 将来人口.....	10
第2編 ごみ処理基本計画	11
第1章 ごみ処理の現況.....	12
1 用語の定義.....	12
2 生活系ごみの分別区分.....	13
3 ごみ処理フロー.....	14
4 ごみ処理の実績.....	15
5 関連法令、計画.....	29
6 類似自治体との比較.....	38
7 施策の評価.....	40
第2章 ごみ処理の課題.....	50
第3章 ごみ処理基本計画.....	52
1 基本理念.....	52
2 基本方針.....	53
3 ごみ減量化・資源化目標.....	54
4 施策体系.....	58
5 各主体の役割.....	71
第3編 食品ロス削減推進計画	72
第1章 計画策定の趣旨.....	73
1 計画策定の目的.....	73
2 計画の位置付け.....	74

3 関連法令、計画.....	74
第2章 食品ロスの現況.....	77
1 用語の定義.....	77
2 食品ロス量の実績.....	77
3 食品ロス削減に関するアンケート調査結果.....	79
第3章 食品ロスの課題.....	81
第4章 食品ロス削減推進計画.....	82
1 基本理念.....	82
2 基本方針.....	82
3 計画目標.....	82
4 施策体系.....	84
5 各主体の役割.....	86
第4編 生活排水処理基本計画.....	87
第1章 生活排水処理の現況.....	88
1 生活排水処理の現況.....	88
2 関連法令、計画.....	92
3 施策の評価.....	94
第2章 生活排水処理の課題.....	96
第3章 生活排水処理基本計画.....	97
1 基本理念.....	97
2 基本方針.....	97
3 計画目標.....	97
4 施策体系.....	99
5 各主体の役割.....	102
第5編 計画の進行管理.....	103
第1章 計画の進行管理.....	104
資 料 編.....	106
1 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過.....	107
2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿.....	109
3 ごみに関するアンケート.....	110
4 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）.....	110
5 市民環境団体ヒアリング.....	111
6 パブリック・コメント.....	111
7 市民説明会.....	111
8 用語の解説.....	112

第1編 計画概要と地域特性

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

朝霞市（以下「本市」という。）は、平成26（2014）年3月に平成35（2023）年度までを計画期間とする第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）を策定し、平成31（2019）年3月に改定を行い、この計画に基づき、循環型社会の形成に向けた各種施策を実施してきました。一方、本市が保有するごみ処理施設は、竣工後約30年を経過して全体的に老朽化が進んでおり、施設の更新が喫緊の課題となっています。

そのような中で、同様の課題を抱える和光市と共同でごみ処理を行うことで、それぞれが単独で施設を更新するよりもエネルギー面や経済面で効率よく施設整備ができる可能性があることから、平成30（2018）年8月に、本市及び和光市で「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、協議を重ねてきました。この基本合意書に基づき、ごみ処理の広域化に向けた検討を進めた結果、令和2（2020）年5月に、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会により「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、和光市内を候補地として、ごみ広域処理施設を建設することになりました。令和2（2020）年10月には、事業主体となる「朝霞和光資源循環組合」が設立され、令和4（2022）年9月に、ごみ広域処理施設の整備に関する前提条件や基本方針などを取りまとめた「ごみ広域処理施設整備基本計画」が策定されました。現在、令和12（2030）年の施設稼働開始を目標として、事業を進めています。ごみ処理広域化により、ごみの排出から収集運搬、中間処理、再資源化、最終処分といった本市のごみ処理体制は、大きな転換期を迎えることとなります。

第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）（以下「本計画」という。）は、前計画の経緯、廃棄物をめぐる社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域における一般廃棄物処理の動向や市民の要望、さらに、ごみ処理広域化の状況などを踏まえるとともに、第5次朝霞市総合計画後期基本計画（令和3（2021）年3月策定）や第3次朝霞市環境基本計画（令和4（2022）年3月策定）等の関連計画と整合を図りつつ、本市において一般廃棄物を適正かつ効率的に処理するための目指すべき方向を定めた“羅針盤”として策定するものです。

2 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項の規定に基づき策定するものです。

本計画は、本市が長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ及び生活排水の処理の推進を図るための基本方針を示すもので、本市の廃棄物処理行政における最上位計画と位置付けられています。本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなり、ごみ処理基本計画には、食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)第13条で規定する「市町村食品ロス削減推進計画」を内包することとします。また、各種法律や国及び県の関連計画等を踏まえるとともに、本市の関連計画等との整合を図るものとします(図 1-1)。

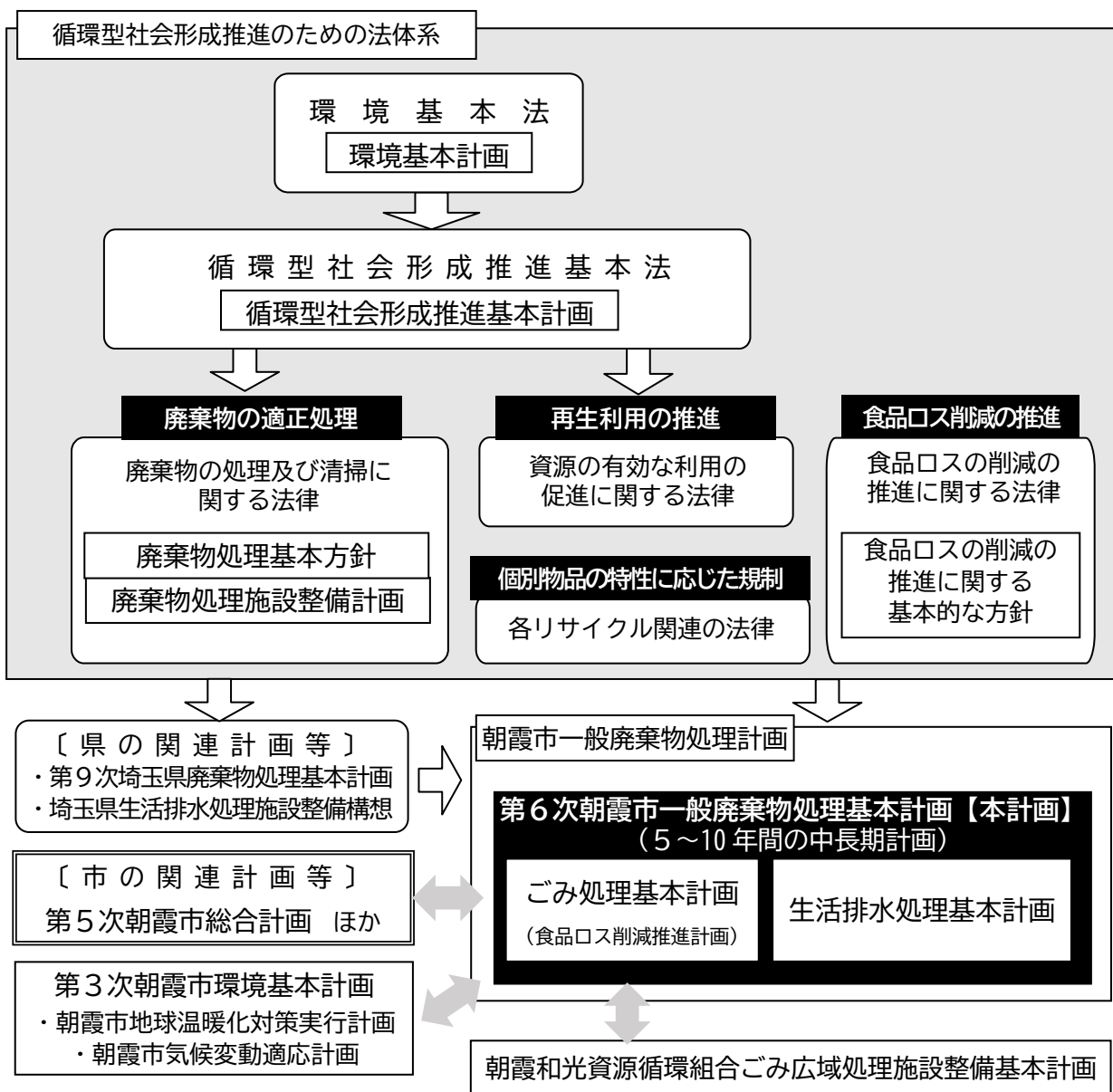


図 1-1 本計画の位置付け

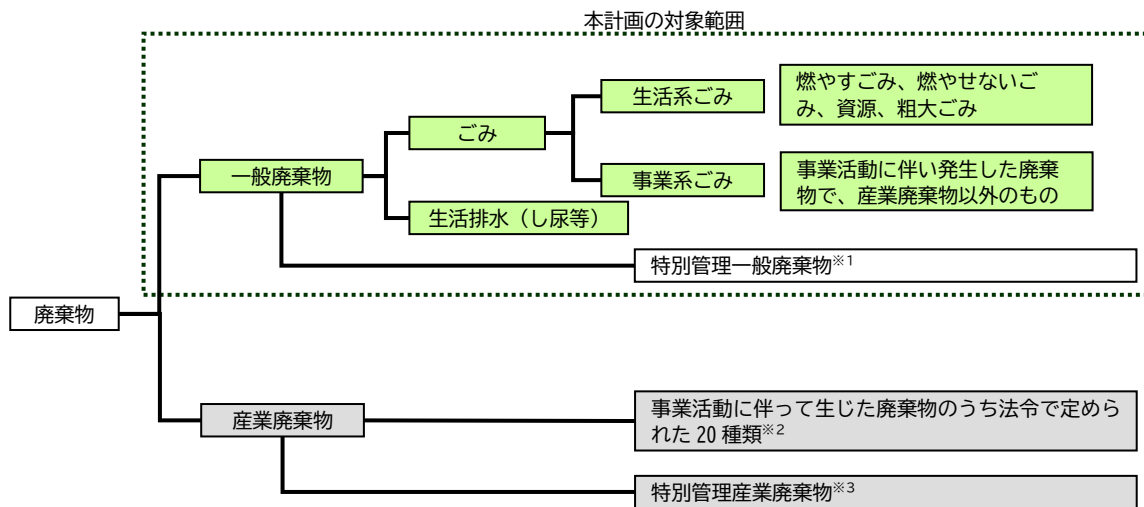
3 計画の対象区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

4 計画の対象とする廃棄物

廃棄物の区分を図 1-2 に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の 2 つに区分されます。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物のことをいいます。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律その他政令で定められている 20 種類のもの、輸入された廃棄物のことをいいます。

本計画において対象とする廃棄物は、生活排水を含む「一般廃棄物」です。



- ※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（PCB使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）
- ※2：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、汚泥のコンクリート固形化物など産業廃棄物を処分するために処理したもの
- ※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（有害物質を含む廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物など）

図 1-2 対象とする廃棄物

5 計画目標年度

本計画の計画目標年度を図 1-3 に示します。

本計画は、令和 6（2024）年度を初年度とし、10 年後の令和 15（2033）年度までを計画期間とします。計画期間中は、令和 10（2028）年度を中間目標年度とし、計画の進捗状況の評価、見直しを行うものとしします。



図 1-3 計画目標年度

6 SDGsの視点を踏まえた施策の推進

SDGs（エスディージーズ）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、令和12（2030）年を期限として、17のゴール（目標）（図1-4）と、それを実現するための169のターゲット（具体的な達成基準）で構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むものです。

本計画では、施策ごとに関連するSDGsの17のゴール（目標）のアイコンを掲載することで、各施策とSDGsの関連性を明示し、各施策を推進していくことで、SDGsが掲げる理念や目標の実現を目指します。



出典：国際連合広報センターホームページ

図 1-4 SDGsの17のゴール（目標）

第2章 本市の地域概況

1 地理的・地形的特性

本市の地域概況図を図 1-5 に示します。

本市は、県庁所在地であるさいたま市から約 9 km、東京都心から約 20 km の距離にあり、市の南部が東京都練馬区と接する埼玉県南西部に位置しています。

本市の地形は、武蔵野台地と荒川低地に大別され、その間の斜面林に武蔵野の面影を残しています。また、荒川とほぼ並行して新河岸川が流れ、市の中央部には東西に黒目川が流れるなど、変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道 254 号（川越街道）、東部の市境に隣接して東京外環自動車道が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、北西から南東の方向には都心と直結する東武東上線、南西から北東の方向にはさいたま市など県央地域と結ぶ J R 武蔵野線が走り、都市交通の重要な結節点となっています。



図 1-5 地域概況図

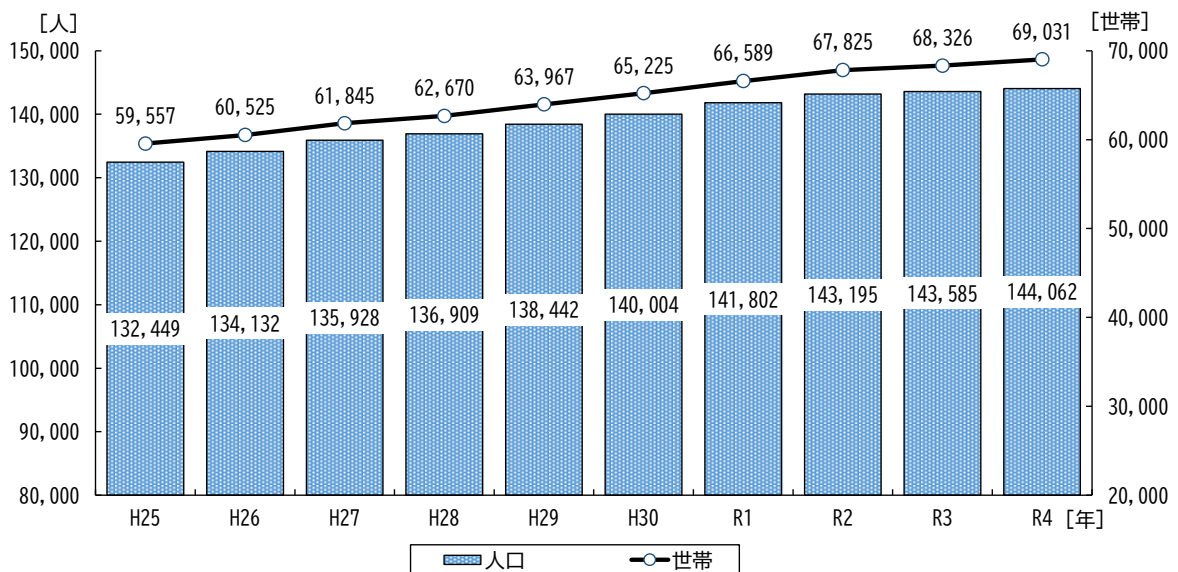
2 人口・世帯の推移

人口及び世帯の推移を図 1-6、年齢別人口構成比（3区分）の推移を図 1-7、人口ピラミッドを図 1-8に示します。

本市の人口は、増加傾向を示しており、平成 25（2013）年度に 132,449 人でしたが、令和 4（2022）年度には 144,062 人となり 11,613 人（約 9%）増加しています。

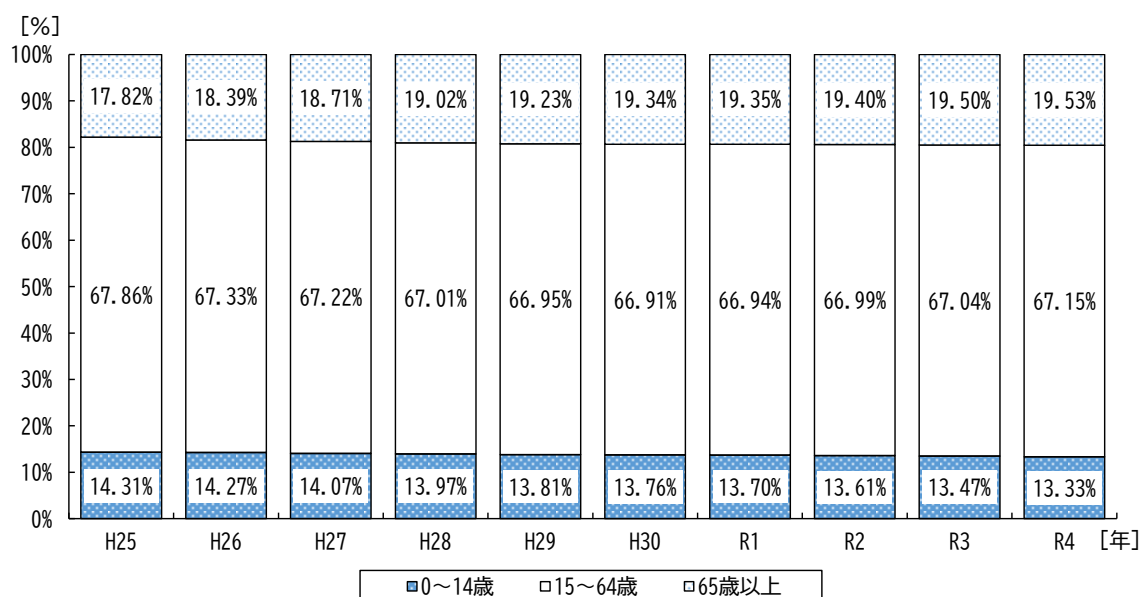
世帯数は、平成 25（2013）年度に 59,557 世帯でしたが、令和 4（2022）年度には 69,031 世帯となり 9,474 世帯（約 16%）増加しています。

年齢別人口では、65 歳以上が増加傾向にあるものの、令和 4（2022）年度においては男女とも 50 歳から 54 歳が最も多くなっています。



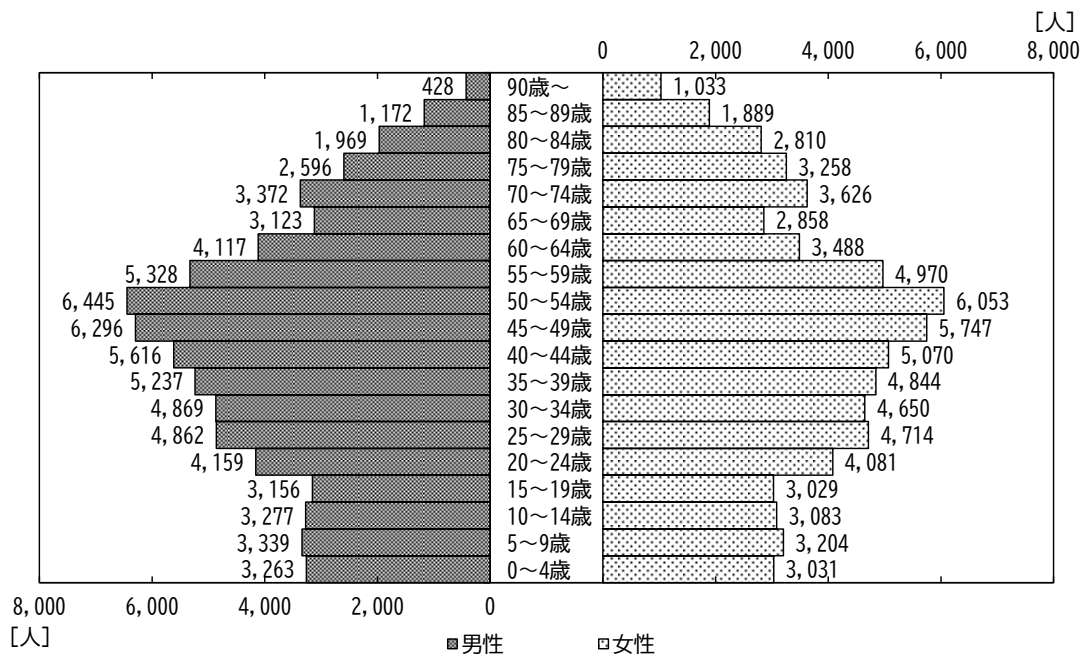
出典：令和 4 年版統計あさか（各年 1 月 1 日時点）

図 1-6 人口・世帯の推移



出典：令和 4 年版統計あさか（各年 1 月 1 日時点）

図 1-7 年齢別人口構成比（3区分）の推移



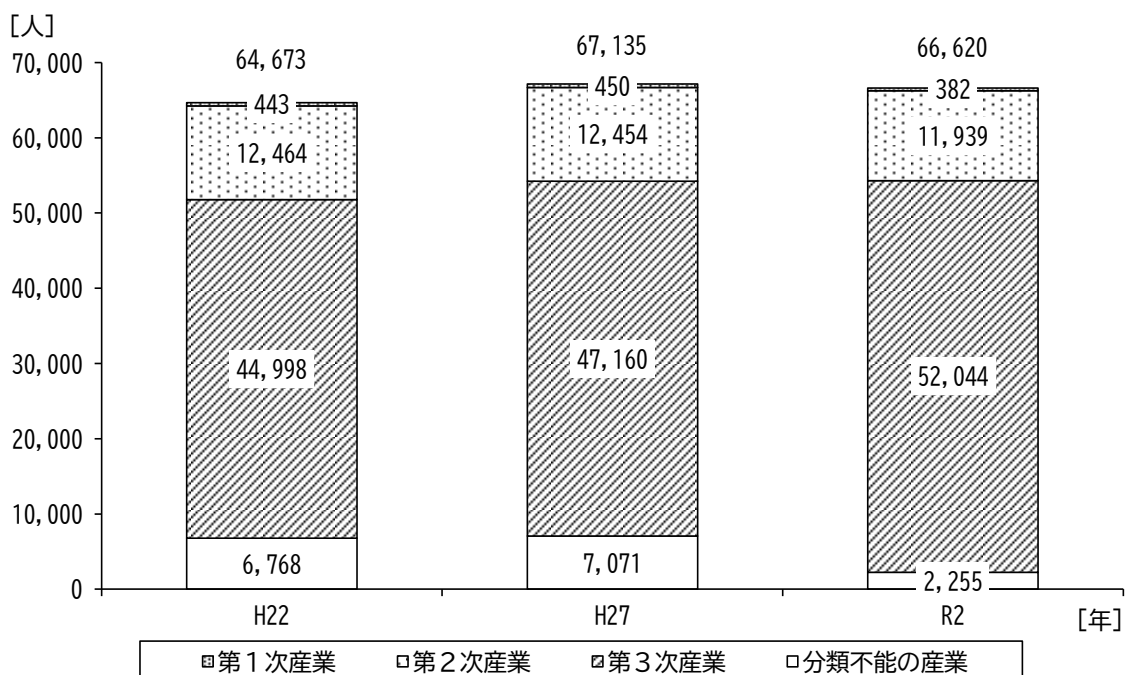
出典：令和4年版統計あさか（令和5年1月1日時点）

図 1-8 人口ピラミッド

3 産業別就業人口の推移

本市の産業別就業人口を図 1-9 に示します。

産業別就業人口は、平成 22（2010）年度の 64,673 人に対し、令和 2（2020）年度には 66,620 人となり、1,947 人（約 3%）増加しています。産業別にみると、平成 22（2010）年度に対し、令和 2（2020）年度は、第 1 次産業が約 14% 減少、第 2 次産業が約 4% 減少している一方、第 3 次産業は約 16% 増加しています。



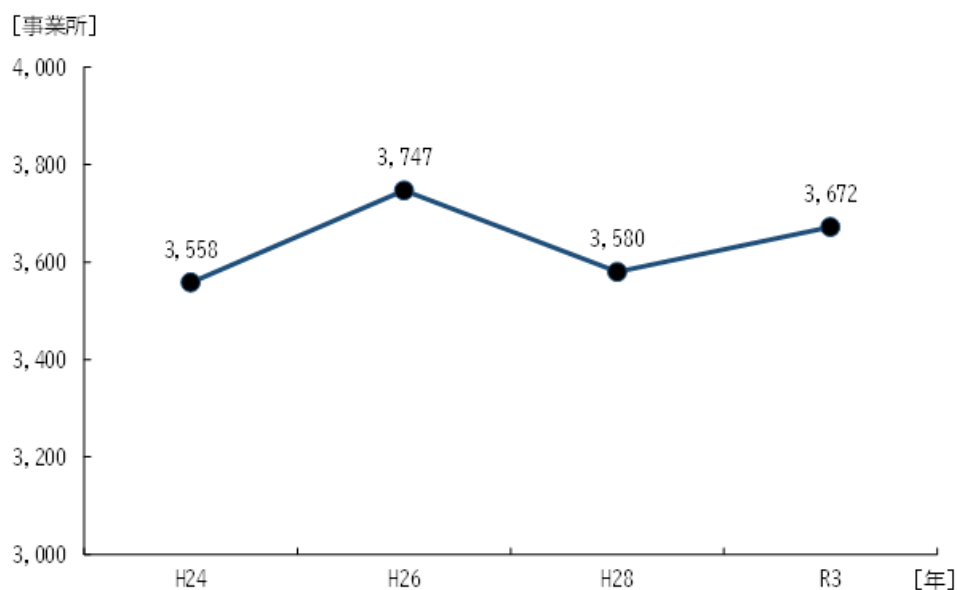
出典：平成 28 年版、令和 4 年版統計あさか（各年 10 月 1 日時点）

図 1-9 産業別就業人口の推移

4 事業所数

本市の事業所数の推移を図 1-10 に示します。

事業所数は、令和3（2021）年度には3,672 事業所となっています。



出典：平成27年版統計あさか、令和4年版統計あさか（平成24年は2月1日、平成26年は7月1日、平成28年は6月1日時点）

図 1-10 事業所数の推移

5 土地利用の推移

本市の土地利用の推移を表 1-1 に示します。

本市の総面積は1,834haで、田、畑、山林は減少傾向、宅地は増加傾向にあります。

表 1-1 土地利用（地目別面積）の推移

（各年1月1日時点 単位：ha）

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他 [※]
平成30年	1,834.0	28.9	187.1	729.6	1.5	28.9	5.0	248.9	604.1
令和元年	1,834.0	27.8	182.2	733.7	1.5	28.9	5.0	252.8	602.1
令和2年	1,834.0	26.6	179.6	735.9	1.5	28.6	4.9	254.7	602.2
令和3年	1,834.0	25.5	175.3	739.4	1.5	28.6	4.9	256.0	602.8
令和4年	1,834.0	25.0	172.5	744.5	1.5	28.3	4.9	254.8	602.5

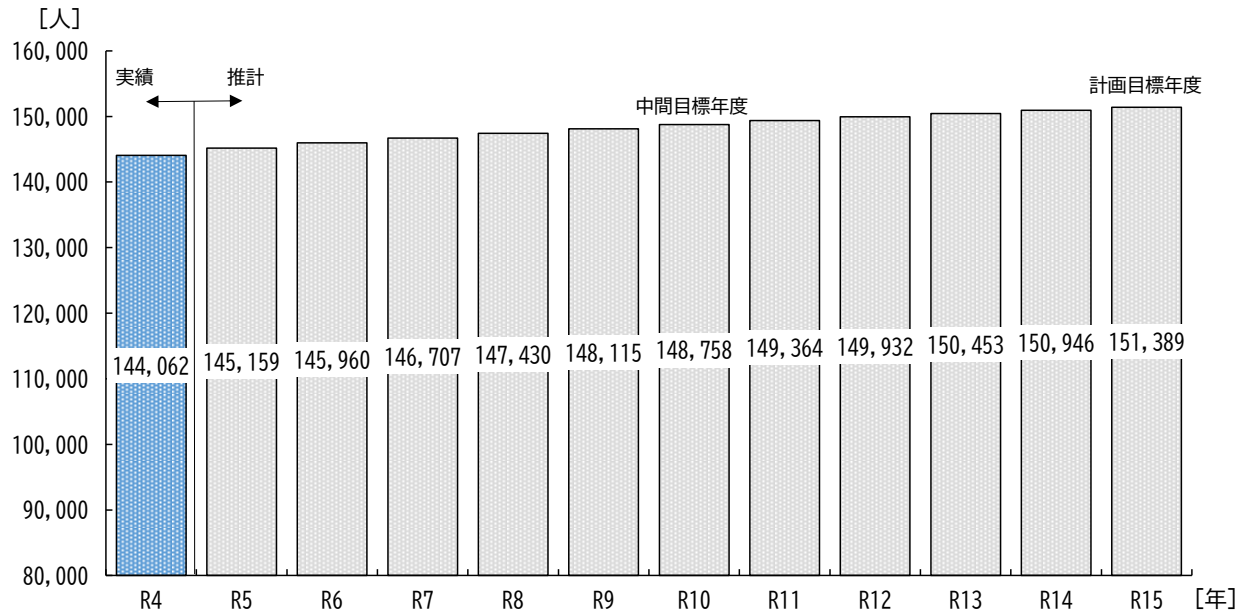
※「その他」とは、墓地、境内地、水道用地、用悪水路、公衆用道路及び公園等をいいます。

出典：令和4年版統計あさか

6 将来人口

本市の将来人口を図 1-11 に示します。

将来人口は、第5次朝霞市総合計画後期基本計画で定めた将来人口推計値に基づくものとし、令和10(2028)年度は148,758人、令和15(2033)年度は151,389人になると推計されています。



出典：第5次朝霞市総合計画後期基本計画に基づき作成

図 1-11 将来人口

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現況

1 用語の定義

ごみ処理基本計画では、国の「循環型社会形成推進計画」及び「廃棄物処理基本方針」、県の「埼玉県廃棄物処理基本計画」、ならびに本市のごみ分別区分に基づき、図 2-1 のとおり用語を定義します。

一般廃棄物は、家庭など人の生活に伴って発生する「家庭ごみ」と事業活動に伴って生じる「事業系ごみ」の2つに分けられます。「生活系ごみ」は、「家庭ごみ」から集団資源回収を除いたものです。「家庭系ごみ」は、「生活系ごみ」から収集区分上の「資源」を除いたものです。

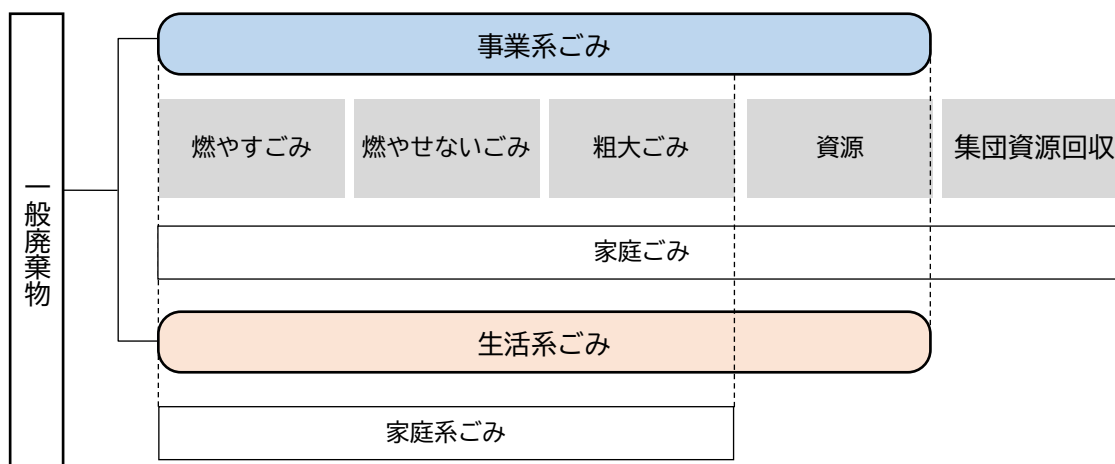


図 2-1 用語の定義

2 生活系ごみの分別区分

本市の生活系ごみの分別区分は、表 2-1 のとおりです。

表 2-1 生活系ごみの分別区分

分別品目	ごみの種類	排出容器	収集回数 排出場所
燃やすごみ	生ごみ、草木くず、おむつ、革、ゴム、汚れの取れないプラスチック製品など	透明袋、半透明袋	週2回 ごみ集積所
燃やせないごみ	陶器、ガラス、乳白色のびん、家電製品など	分別容器 (コンテナ)	週1回 ごみ集積所
粗大ごみ	1辺が50cm以上のもの	—	随時(予約制) 指定場所
資源	びん	飲料用びんなど	分別容器 (コンテナ)
	かん	飲料用かんなど	分別容器 (コンテナ)
	ペットボトル	飲料用、酒用、しょうゆ用、みりん用など	分別容器 (コンテナ) 専用ネット
	新聞	新聞、折込チラシ	ひもで結束
	ダンボール	ダンボール	ひもで結束
	紙パック	内側が白色、銀色のもの	ひもで結束
	雑誌・雑がみ	雑誌、本、パンフレット、カタログ、紙箱類、厚紙など	ひもで結束 雑がみは、紙袋 または透明袋も 可
	布類	衣料類、肌着、毛布など	透明袋
	プラスチック資源	容器包装類、プラスチックのみの製品	透明袋、半透明袋
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計、カセットボンベ、スプレー缶、ライターなど	透明袋	週1回 ごみ集積所

3 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フロー（令和5（2023）年度）は、図 2-2 のとおりです。

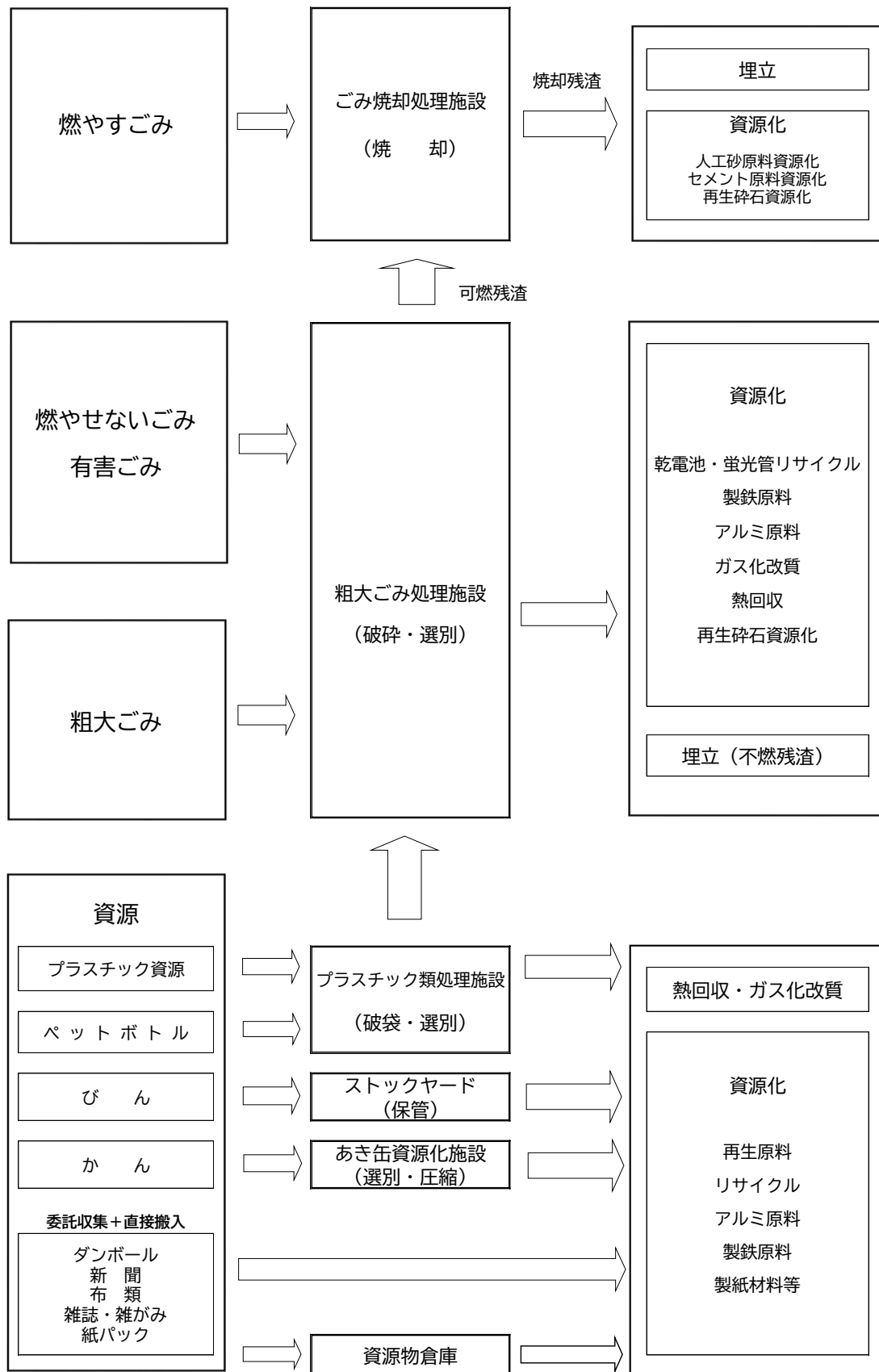


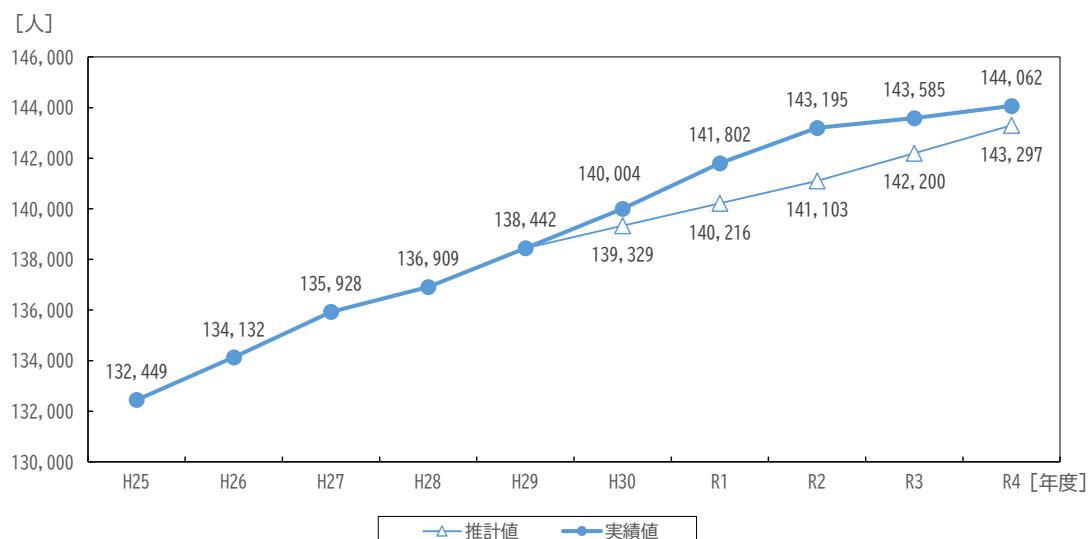
図 2-2 ごみ処理フロー（令和5（2023）年度）

4 ごみ処理の実績

過去10年間（平成25（2013）年度～令和4（2022）年度）の人口推移、ごみ処理の実績を以下に示します。実績値は、前計画における目標値（以下「前計画目標値」という。）または国及び県の平均値との比較を行いました。

(1) 人口

人口の推計値との比較を図2-3に示します。人口は、平成25（2013）年度以降増加傾向にあり、令和4（2022）年度は144,062人で推計値を765人（約0.5%）上回っています。



※人口は、各年度1月1日時点の数値です。

図 2-3 人口（推計値との比較）

(2) ごみ排出量

1) ごみ排出量

ごみ排出量の実績値を図2-4に示します。ごみ排出量は、平成25（2013）年度以降減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和3（2021）年度以降は再び減少傾向にあります。排出量の割合は、家庭ごみの約8割に対し、事業系ごみは約2割となっており、過去10年間においてほぼ同様の傾向を示しています。

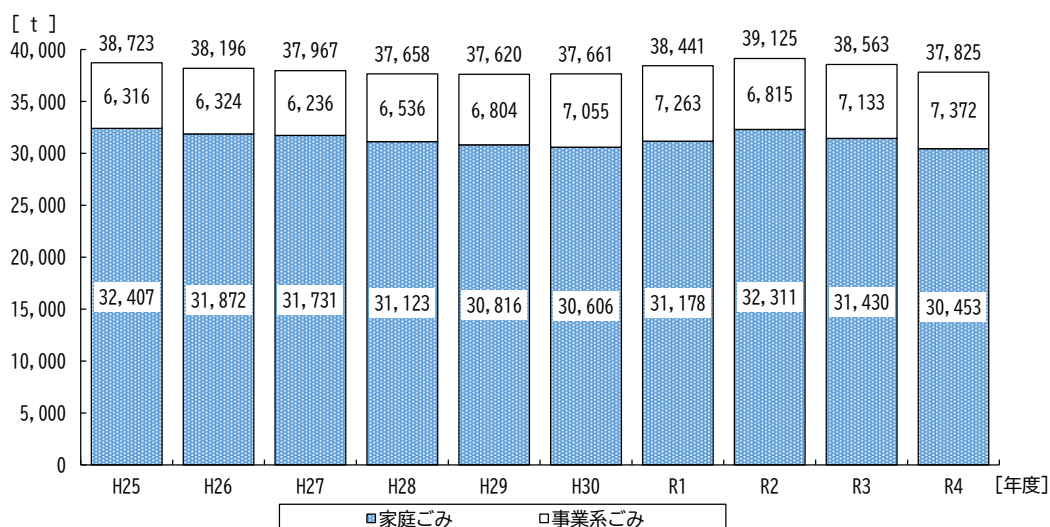


図 2-4 ごみ排出量

2) ごみ排出量

ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-5 に示します。

ごみ排出量は、平成 29 (2017) 年度までは減少傾向にありましたが、平成 30 (2018) 年度に増加に転じました。令和 2 (2020) 年度をピークに減少に転じたものの、令和 4 (2022) 年度の実績値は、前計画目標値を 4,018 t (約 12%) 上回っています。

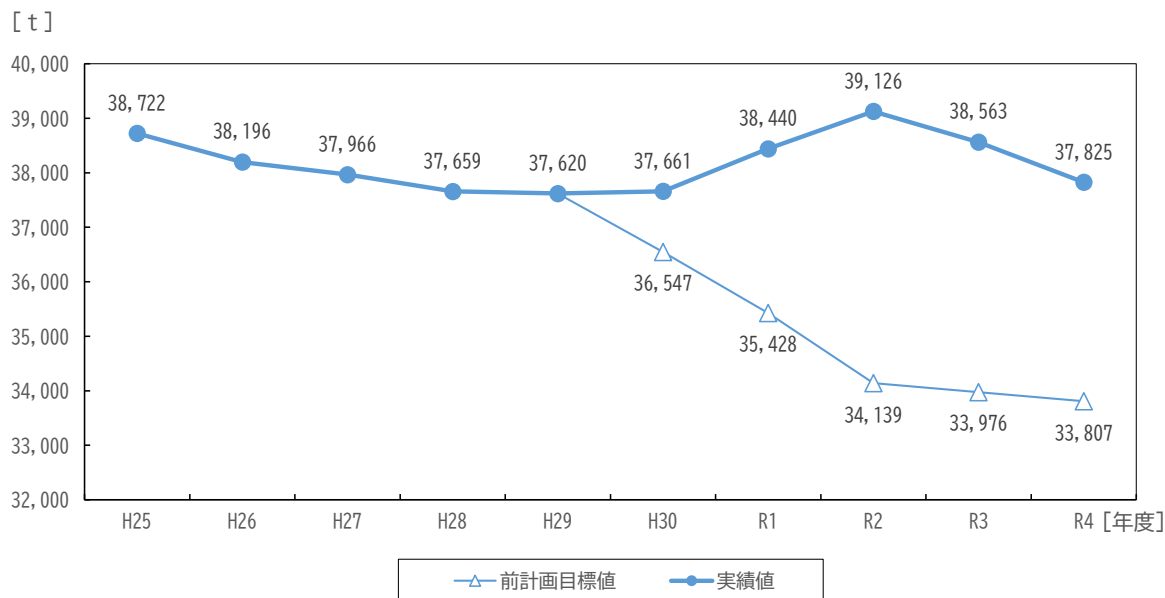
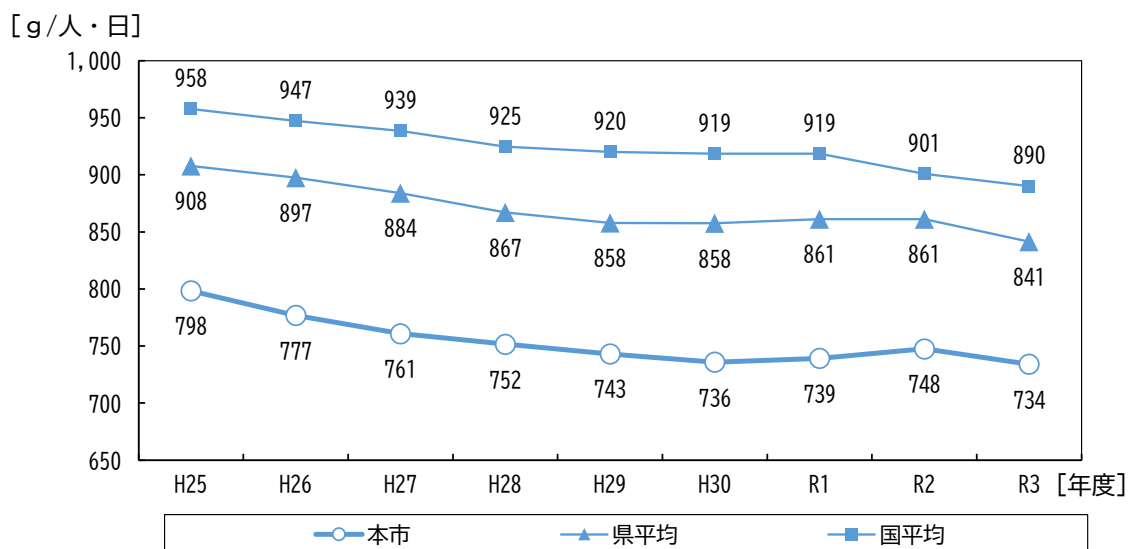


図 2-5 ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

3) 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の国及び県の平均値との比較を図 2-6 に示します。

1人1日当たりのごみ排出量は、国及び県の平均値を下回っており、令和 3 (2021) 年度の実績値は、国の平均値よりも 156 g/人・日、県の平均値よりも 107 g/人・日下回っています。



※国及び県の1人1日当たりのごみ排出量は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図 2-6 1人1日当たりのごみ排出量 (国及び県の平均値との比較)

4) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-7 に示します。

生活系ごみ排出量は、平成 30 (2018) 年度までは減少傾向を示していましたが、令和元 (2019) 年度に増加に転じました。令和 2 (2020) 年度をピークに減少に転じたものの、令和 4 (2022) 年度の実績値は前計画目標値を 4,151 t (約 16%) 上回っています。

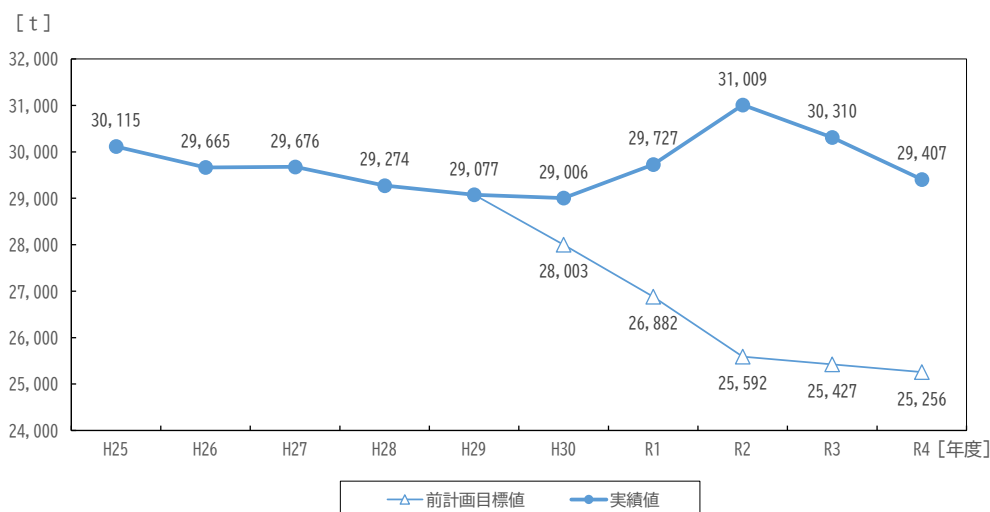
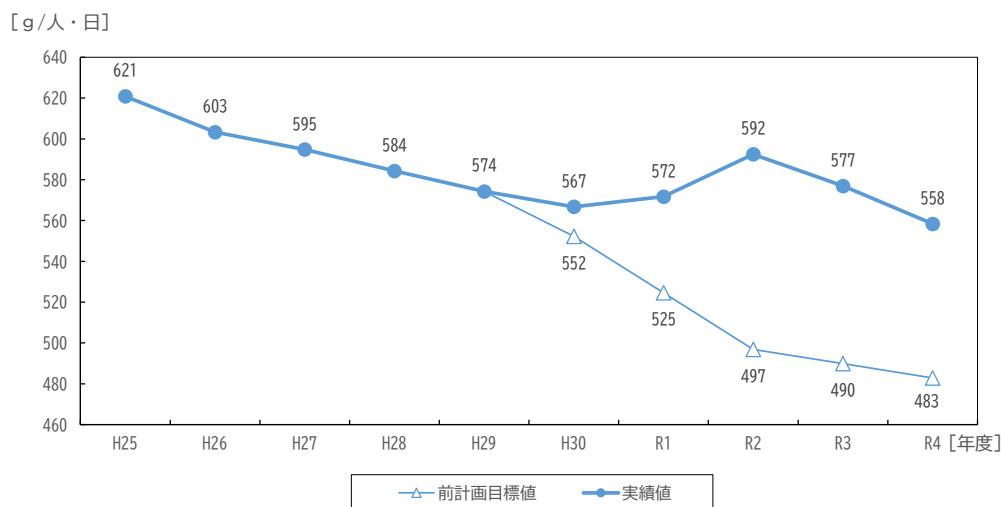


図 2-7 生活系ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

5) 1人1日当たり生活系ごみ排出量

1人1日当たり生活系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-8 に示します。

1人1日当たり生活系ごみ排出量は、平成 30 (2018) 年度までは減少傾向を示していましたが、令和元 (2019) 年度に増加に転じました。令和 2 (2020) 年度をピークに減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度の実績値は、前計画目標値を 75 g/人・日 (約 16%) 上回りましたが、過去 10 年間で最小値となっています。



※1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)

$$= \text{生活系ごみ排出量 (t/年)} \div \text{人口 (各年度1月1日現在) (人)} \div \text{年間日数 (日/年)} \times 10^6$$

図 2-8 1人1日当たり生活系ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

6) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の前計画目標値との比較を図 2-9 に示します。

事業系ごみ排出量は、平成 27 (2015) 年度以降増加傾向にあり、令和 2 (2020) 年度に一旦減少しましたが、令和 3 (2021) 年度は再び増加に転じました。令和 4 (2022) 年度の実績値は、前計画目標値を 568 t (約 8 %) 上回り、過去 10 年間で最大値となっています。

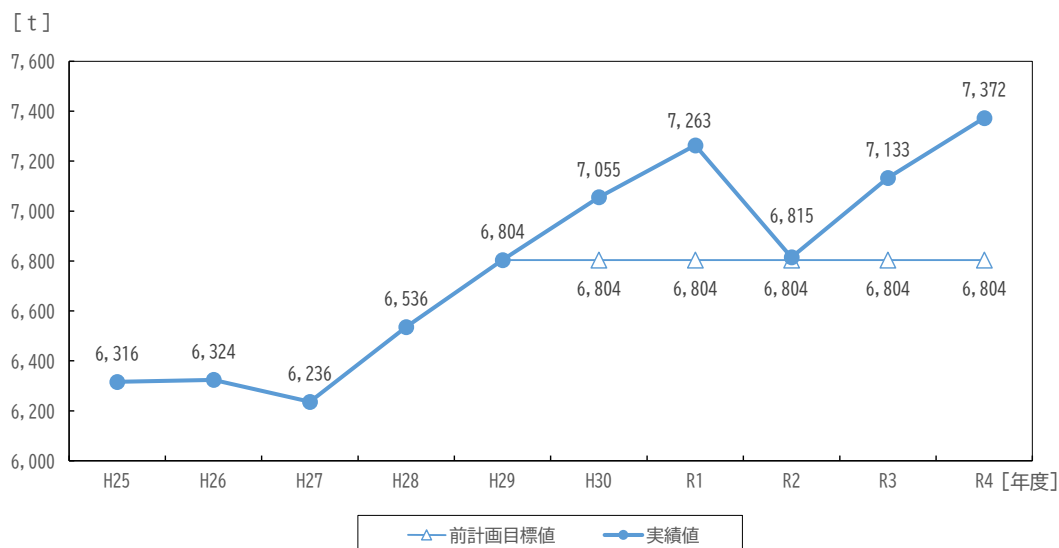


図 2-9 事業系ごみ排出量 (前計画目標値との比較)

(3) 集団資源回収

1) 集団資源回収量

集団資源回収量の前計画目標値との比較を図 2-10 に示します。

集団資源回収量は、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度の実績値は 1,046 t で、前計画目標値を 701 t (約 40%) 下回っています。

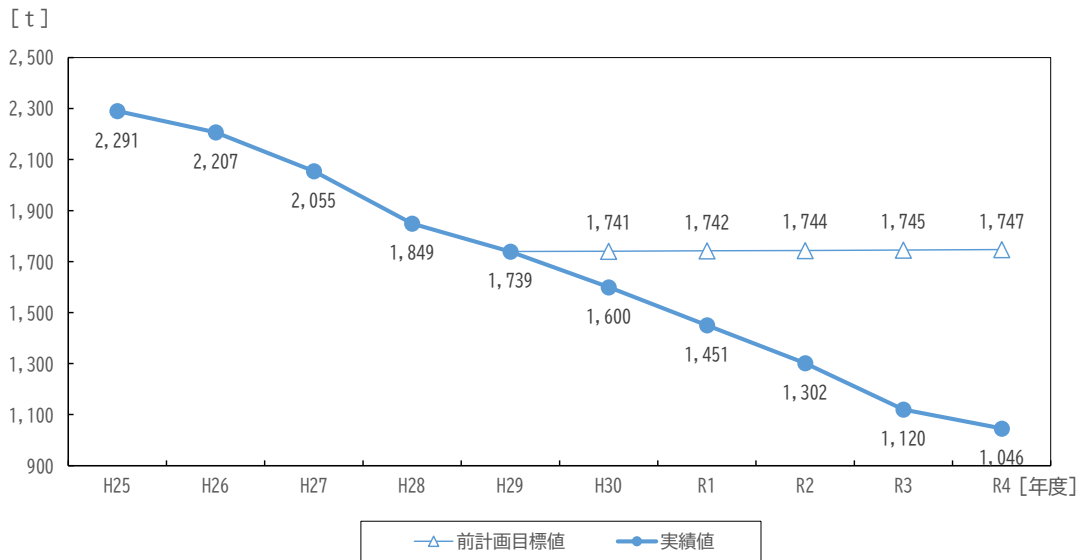
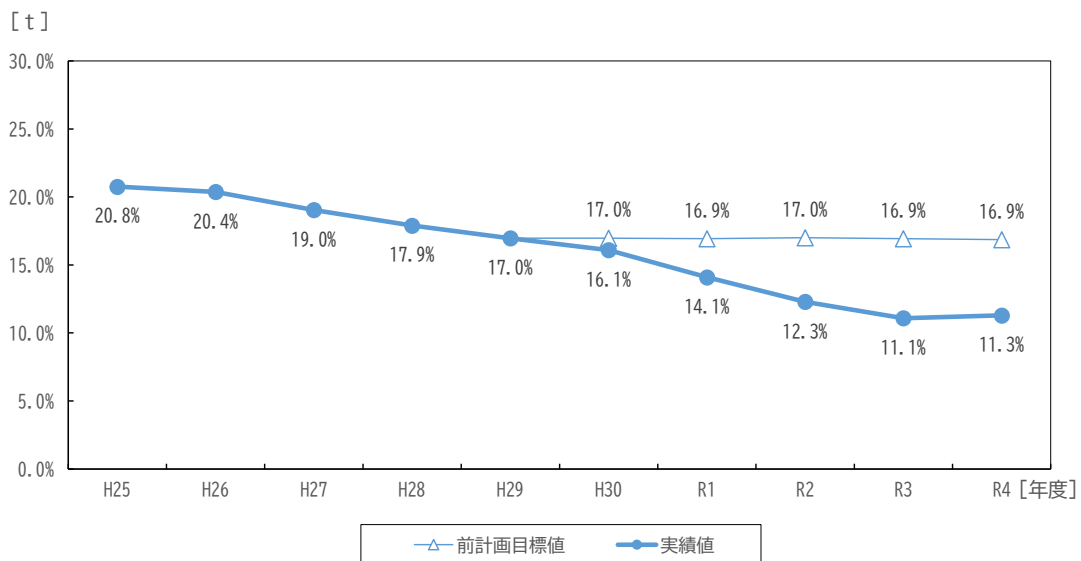


図 2-10 集団資源回収量 (前計画目標値との比較)

2) 集団資源回収率

集団資源回収率の前計画目標値との比較を図 2-11 に示します。

集団資源回収率は、平成 25 (2013) 年度以降減少傾向にあり、令和 4 (2022) 年度の実績値は 11.3% で、前計画目標値を 5.6% 下回っています。



※集団資源回収率 = 集団資源回収量 ÷ (集団資源回収量 + 中間処理後リサイクル量) × 100

図 2-11 集団資源回収率 (前計画目標値との比較)

(4) リサイクル

1) リサイクル量

リサイクル量の実績値を表 2-2 に示します。

リサイクル量は、平成 25 (2013) 年度から減少傾向にあり、令和元 (2019) 年度に増加に転じましたが、令和 2 (2020) 年度をピークに再び減少しています。令和 4 (2022) 年度のリサイクル量は 11,688 t で、過去 10 年間で最小値となっています。

表 2-2 リサイクル量

	年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	単位										
リサイクル量	t/年	13,649	13,238	13,199	12,877	12,893	12,237	12,726	13,025	12,588	11,688
集团資源回収量	t/年	2,291	2,207	2,055	1,849	1,739	1,600	1,451	1,302	1,120	1,046
中間処理後リサイクル量	t/年	8,745	8,628	8,737	8,484	8,514	8,337	8,838	9,285	8,985	8,220
廃家電	t/年	1	2	0	1	0	0	0	1	0	1
磁性物	t/年	494	456	490	442	446	470	495	600	623	509
アルミガラ	t/年	8	8	6	8	8	12	17	26	25	26
プラスチック※1	t/年	2,211	2,309	2,454	2,425	2,518	2,469	2,805	2,892	2,796	2,361
ペットボトル	t/年	339	339	358	373	349	332	381	420	414	379
びん	t/年	1,023	1,018	1,031	991	990	931	909	983	988	923
無色	t/年	422	403	422	400	423	400	372	409	414	381
茶色	t/年	313	285	285	273	278	260	238	242	247	245
その他	t/年	288	330	324	318	289	271	300	331	326	296
かん	t/年	382	368	368	354	346	358	357	399	344	360
アルミ	t/年	195	200	206	210	205	221	222	256	249	232
スチール	t/年	187	168	162	144	141	137	135	143	95	128
ダンボール	t/年	982	989	1,026	1,042	1,075	1,070	1,130	1,347	1,347	1,290
新聞紙	t/年	1,066	916	855	811	764	635	569	479	452	430
布類	t/年	447	442	500	445	465	486	535	590	562	510
雑がみ	t/年	1,380	1,319	1,369	1,270	1,216	1,190	1,289	1,251	1,136	1,090
紙パック	t/年	3	5	2	2	1	1	1	2	3	6
自転車	t/年	48	49	48	47	53	51	56	58	58	51
コード、ステンレス、鉄くず	t/年	27	32	16	24	11	16	49	30	30	28
乾電池、蛍光管	t/年	15	14	11	10	11	9	7	8	22	20
布団	t/年	9	8	5	0	0	0	0	0	0	0
携帯電話	t/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
残渣ペットボトル	t/年	160	156	107	164	175	190	173	133	128	178
スプレー缶	t/年	35	46	39	38	38	36	39	41	45	39
小型家電品 (バッテリーを含む)	t/年	60	67	33	28	29	22	0	2	5	2
二次電池	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4
フロン類小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
残渣リサイクル量	t/年	2,613	2,403	2,408	2,544	2,639	2,301	2,438	2,438	2,482	2,422
焼却残渣	t/年	2,613	2,403	2,408	2,544	2,639	2,301	2,438	2,438	2,482	2,422
セメント原料化	t/年	760	661	613	564	502	340	490	386	419	416
人工砂原料化	t/年	1,854	1,742	1,245	1,191	1,346	1,111	1,164	1,233	1,231	1,192
再生砕石資源化※2	t/年	-	-	550	789	791	850	783	820	833	814
不燃残渣 (ガス化改質)	t/年	55	87	18	8	18	59	25	25	9	17
リサイクル率 (一般廃棄物処理事業実態調査)※3	%	35.5	34.7	34.7	34.2	34.1	32.3	33.4	33.7	33.0	31.2
リサイクル率 (本市基準)※4	%	28.5	28.4	28.4	27.4	27.3	26.4	26.8	27.1	26.2	24.5
再生利用率 (本市基準)※4	%	35.2	34.7	34.8	34.2	34.3	32.5	33.1	33.3	32.6	30.9

※1：プラスチックは、容器包装プラスチック、軟質プラスチック、廃プラスチックのリサイクル量の合計値です。

※2：平成 27 (2015) 年度より焼却残渣の再生砕石資源化、令和 4 (2022) 年度より不燃残渣の再生砕石資源化を行っています。

※3：リサイクル率 (一般廃棄物処理事業実態調査) とは、以下の式で算出される値です。

$$\text{リサイクル率} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集团回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集团回収量}) \times 100$$

※4：リサイクル率 (本市基準) 及び再生利用率 (本市基準) とは、以下の式で算出される値です。

$$\text{リサイクル率} = (\text{集团資源回収量} + \text{クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量}) \div \text{ごみ排出量}$$

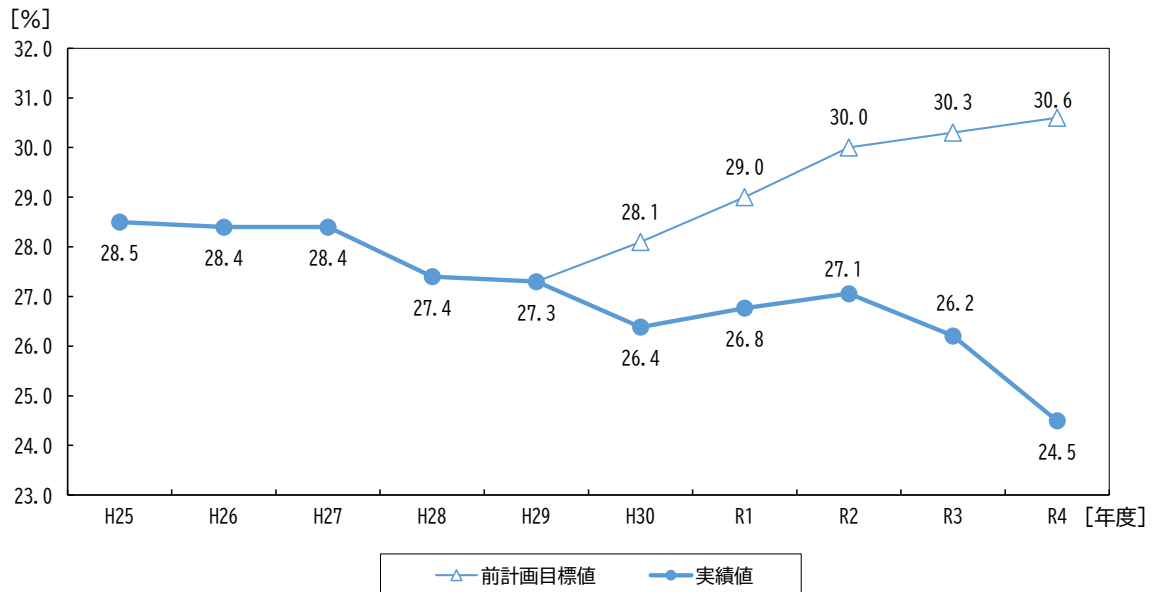
$$\text{再生利用率} = (\text{集团資源回収量} + \text{クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量} + \text{焼却残渣のリサイクル量}) \div \text{ごみ排出量}$$

2) リサイクル率（前計画目標値との比較）

リサイクル率の前計画目標値との比較を図 2-1 2 に、リサイクル率（集団資源回収量分）の前計画目標値との比較を図 2-1 3 に示します。

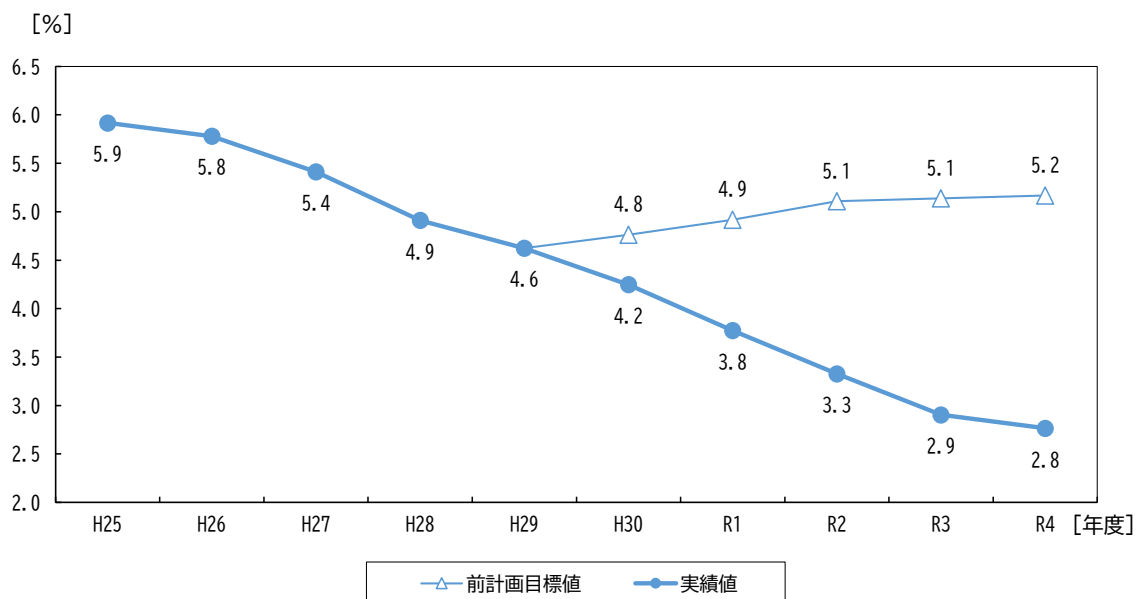
リサイクル率は、平成 30（2018）年度まで減少傾向にあり、令和元（2019）年度に増加に転じましたが、令和 2（2020）年度をピークに再び減少しました。令和 4（2022）年度の実績は 24.5% で、前計画目標値を 6.1% 下回り、過去 10 年間で最小値となっています。

また、リサイクル率（集団資源回収量分）は、平成 25（2013）年度以降減少傾向にあり、令和 4（2022）年度の実績値は、前計画目標値を 2.4% 下回っています。



※リサイクル率の算出は、本市の基準によります。

図 2-1 2 リサイクル率（前計画目標値との比較）



※リサイクル率（集団資源回収量分）とは、以下の式で算出される値で、本市の基準によるものです。

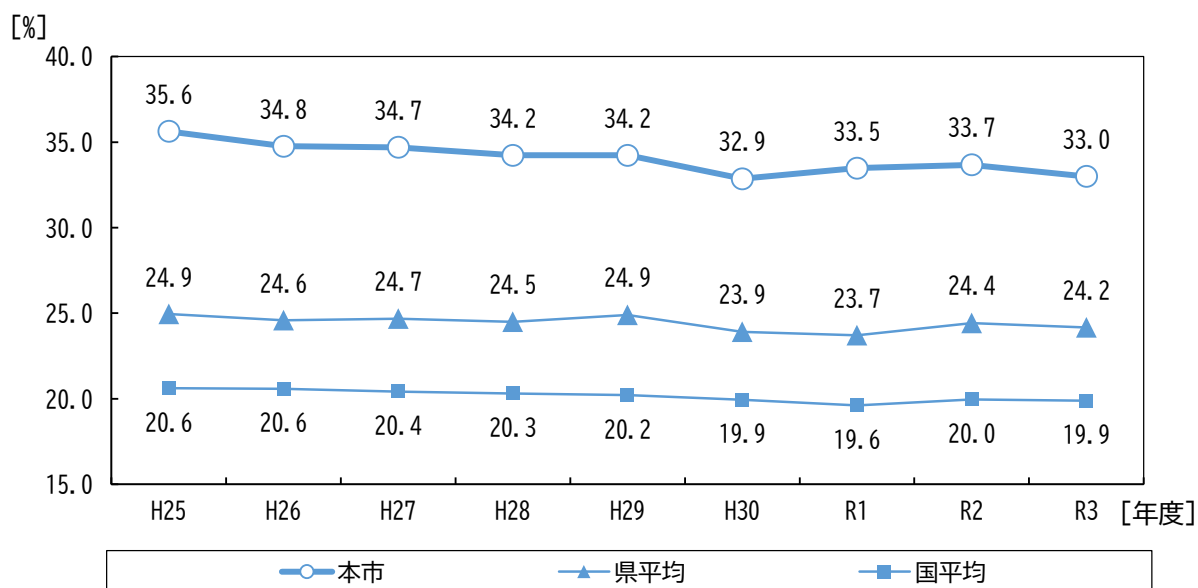
$$\text{リサイクル率（集団資源回収量分）} = \text{集団資源回収量} \div \text{ごみ排出量}$$

図 2-1 3 リサイクル率（集団資源回収量分）（前計画目標値との比較）

3) リサイクル率（国及び県との比較）

リサイクル率の国及び県との比較を図 2-14 に示します。

リサイクル率は、国及び県の平均値を上回っています。令和3（2021）年度の実績値は、国の平均値よりも13.1%、県の平均値より8.8%高い値となっています。



※令和4（2022）年度の国及び県のリサイクル率は、計画策定時点で公表されていないため、令和3（2021）年度の実績値に基づき比較します。

※国及び県のリサイクル率は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果（以下の算定式）に基づきます。

$$\text{リサイクル率} = (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団回収量}) \times 100$$

※本市のリサイクル率は、環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づく算定式で算定した結果です。

図 2-14 リサイクル率（国及び県との比較）

(5) 収集・運搬

1) 収集・運搬体制

ごみの収集・運搬は、民間に委託しています。収集・運搬に際しては、日頃から安全運転を励行し、交通渋滞の回避、環境への負荷軽減に努めています。

2) 家庭ごみ訪問収集

高齢や障害などの理由により、集積所にごみを持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない世帯を対象に、自宅からごみを回収する「家庭ごみ訪問収集事業」を実施しています。毎週1回訪問し、玄関先で、燃やすごみ、燃やせないごみ、資源（びん・かん・ペットボトル・プラスチック・新聞等）を一括で収集しています。

3) 収集・運搬量

収集・運搬量の実績値を図 2-15 に示します。

収集・運搬量は、平成 25（2013）年度以降ほぼ同水準で推移してきましたが、令和 2（2020）年度に燃やせないごみ及び粗大ごみの収集・運搬量の増加に伴い、過去 10 年間で最大値となり、以降減少傾向にあります。

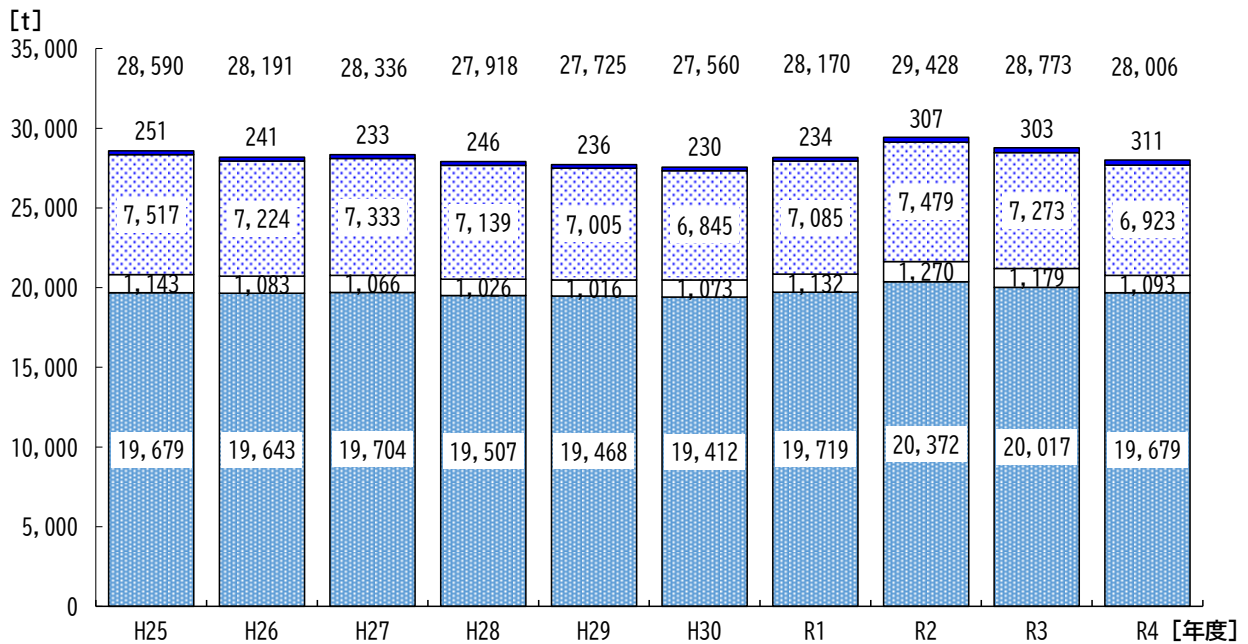


図 2-15 収集・運搬量

(6) 中間処理

1) 処理施設の概要

本市が所有する中間処理施設の概要を、表 2-3～表 2-6に示します。

各処理施設は、竣工から相当な年数が経過し、老朽化が進んでいることから、定期整備工事や延命工事を実施し、適正な維持管理に努めています。

表 2-3 ごみ焼却処理施設

項目	内容
処理能力	120 t/日 (60 t /24 時間×2 炉)
処理方式	ストーカ式
竣工年月	平成 6 (1994) 年 12 月
運転管理	民間委託
処理内容	燃やすごみ及び他の処理施設で選別処理後の可燃物の焼却処理

表 2-4 粗大ごみ処理施設

項目	内容
処理能力	30 t/日 (5 時間)
処理方式	破碎・選別処理
竣工年月	昭和 59 (1984) 年 8 月
運転管理	民間委託
処理内容	燃やせないごみ及び粗大ごみを破碎し、可燃物、不燃物、資源 (鉄) に選別処理

表 2-5 あき缶資源化施設

項目	内容
処理能力	5 t/日 (5 時間)
処理方式	磁力選別処理・アルミ選別処理、圧縮処理
竣工年月	平成 9 (1997) 年 3 月
運転管理	民間委託
処理内容	あき缶をスチールとアルミに選別処理し、圧縮成型

表 2-6 プラスチック類処理施設

項目	内容
処理能力	13.2 t/日 (5 時間)
処理方式	手選別処理・圧縮処理
竣工年月	平成 21 (2009) 年 3 月
運転管理	民間委託
処理内容	ペットボトル、プラスチック類を選別処理し、圧縮成型

2) 焼却処理量

焼却処理量（ごみ焼却処理施設への搬入量）の実績値を図 2-16 に示します。

焼却処理量は、平成 25（2013）年度以降、増加傾向を示しています。

家庭系ごみの焼却処理量は、平成 30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度に増加に転じ、令和 2（2020）年度をピークに再び減少しています。

事業系ごみの焼却処理量は、平成 27（2015）年度以降増加傾向にあり、令和 2（2020）年度は一旦減少しましたが、令和 3（2021）年度に再び増加し、令和 4（2022）年度は過去 10 年間で最大値となっています。

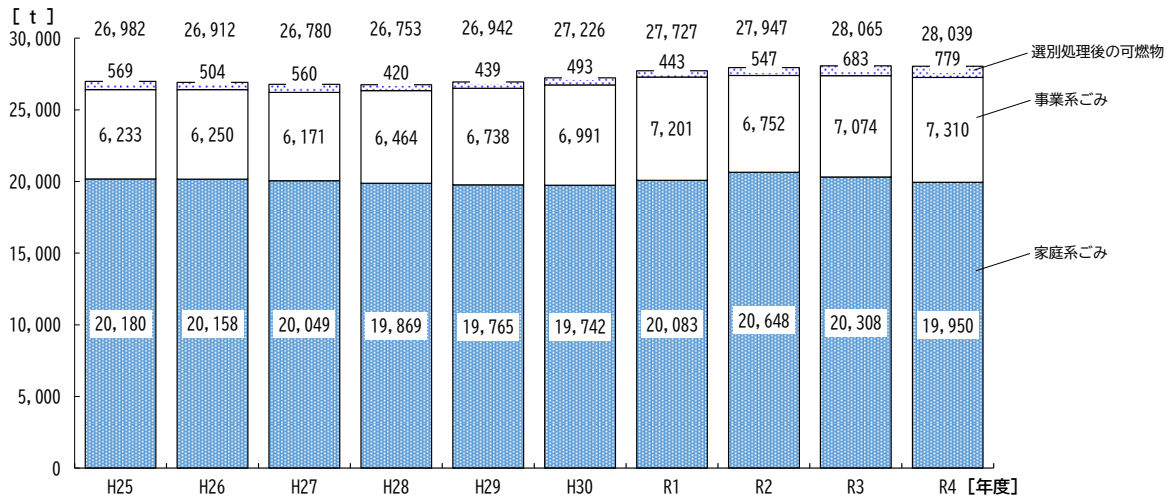


図 2-16 焼却処理量

3) 燃やすごみの組成

燃やすごみの組成を図 2-17 に示します。

ごみ焼却処理施設では、燃やすごみを対象に、ごみ質の調査を行っています。

令和 4（2022）年度においては、紙類が 36.7%、次いで厨芥類（生ごみ）が 22.5%、ビニール・プラスチック類が 18.4% を占めています。

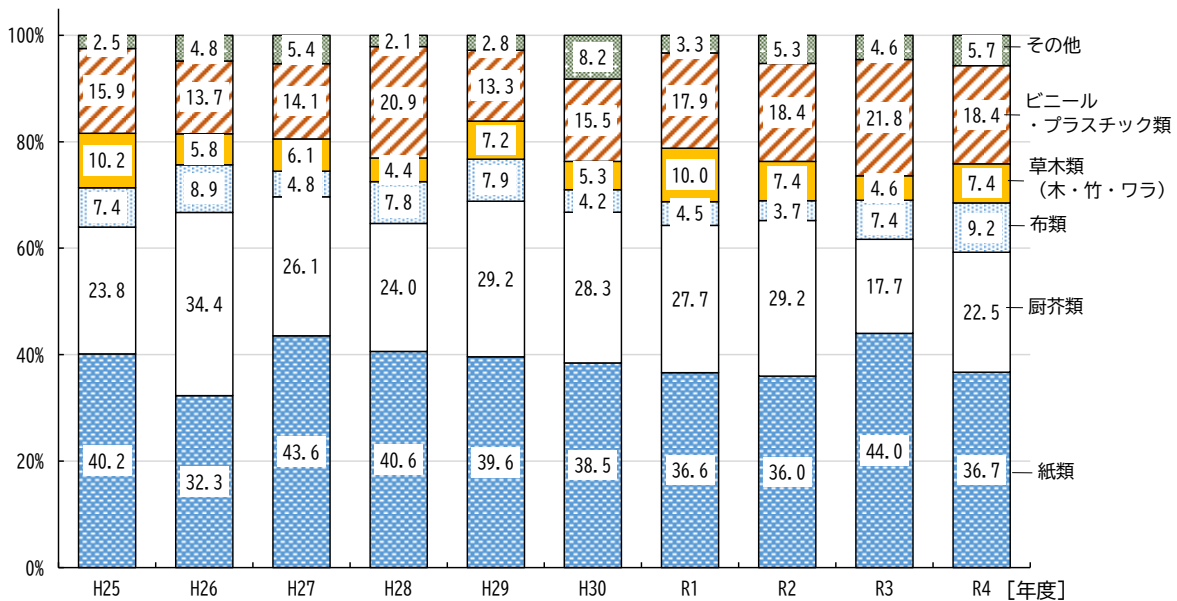


図 2-17 燃やすごみの組成

4) 燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量

燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量を図 2-18 に示します。

燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量は、平成 29 (2017) 年度以降、増加傾向を示しており、令和 2 (2020) 年度に過去 10 年間で最大値となりましたが、その後は減少に転じています。

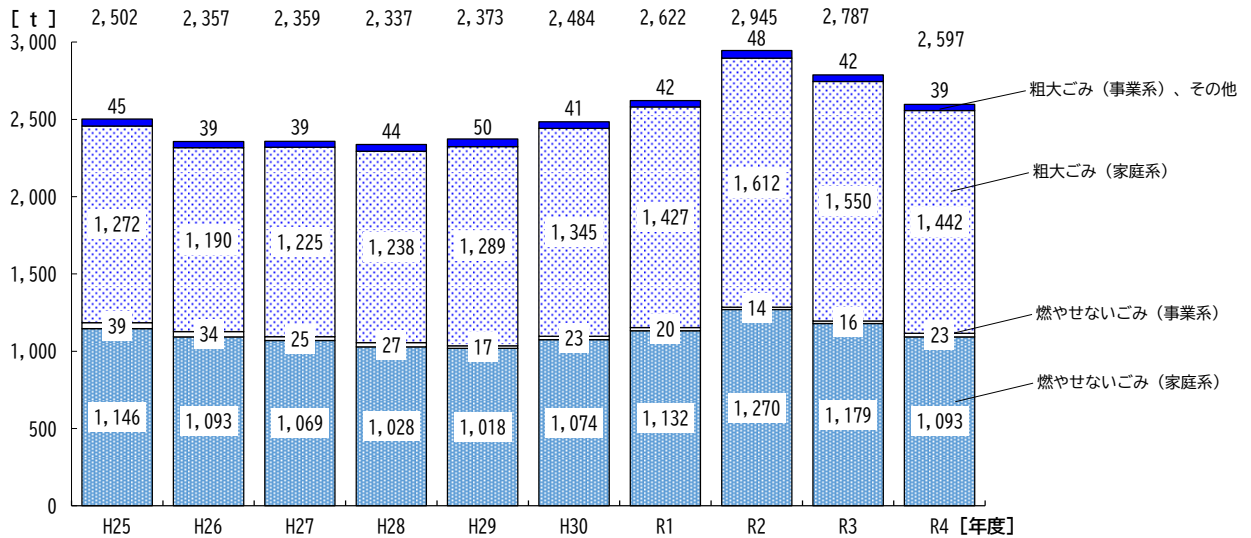


図 2-18 燃やせないごみ及び粗大ごみの処理量

(7) 最終処分

1) 最終処分の概要

本市は最終処分場を有していないため、残渣類は、県や民間の最終処分場に埋立を委託しています。

最終処分量を削減するため、表 2-7 に示すとおり、中間処理後に発生する焼却残渣や不燃残渣の一部について民間事業者処理を委託してリサイクルしています。

表 2-7 残渣類のリサイクル方法

残渣類		リサイクル方法
焼却残渣	焼却灰	人工砂原料化、セメント原料化、再生砕石資源化
	飛灰(ごみ焼却処理施設の集じん器で捕集される灰)	セメント原料化
不燃残渣	選別処理後に回収される残渣、廃プラスチック類	ガス化改質、熱回収、再生砕石資源化

2) 最終処分量（埋立量）

最終処分量（埋立量）の実績値を図 2-19 に示します。

最終処分量（埋立量）は、平成 27（2015）年度より焼却残渣の再生砕石資源化を開始したことに伴い減少傾向にあり、平成 29（2017）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

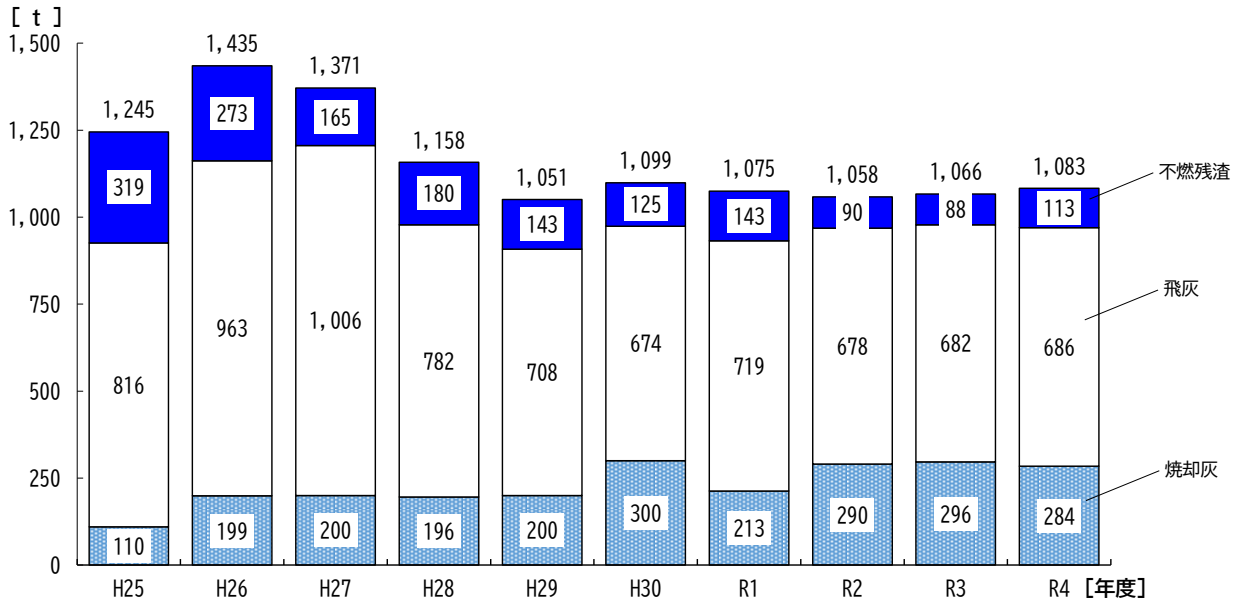


図 2-19 最終処分量（埋立量）

3) 1人1日当たりの最終処分量（埋立量）

1人1日当たりの最終処分量（埋立量）の実績値を図 2-20 に示します。

1人1日当たりの最終処分量（埋立量）は、平成 29（2017）年度まで減少傾向にあり、以降はほぼ横ばいで推移しています。

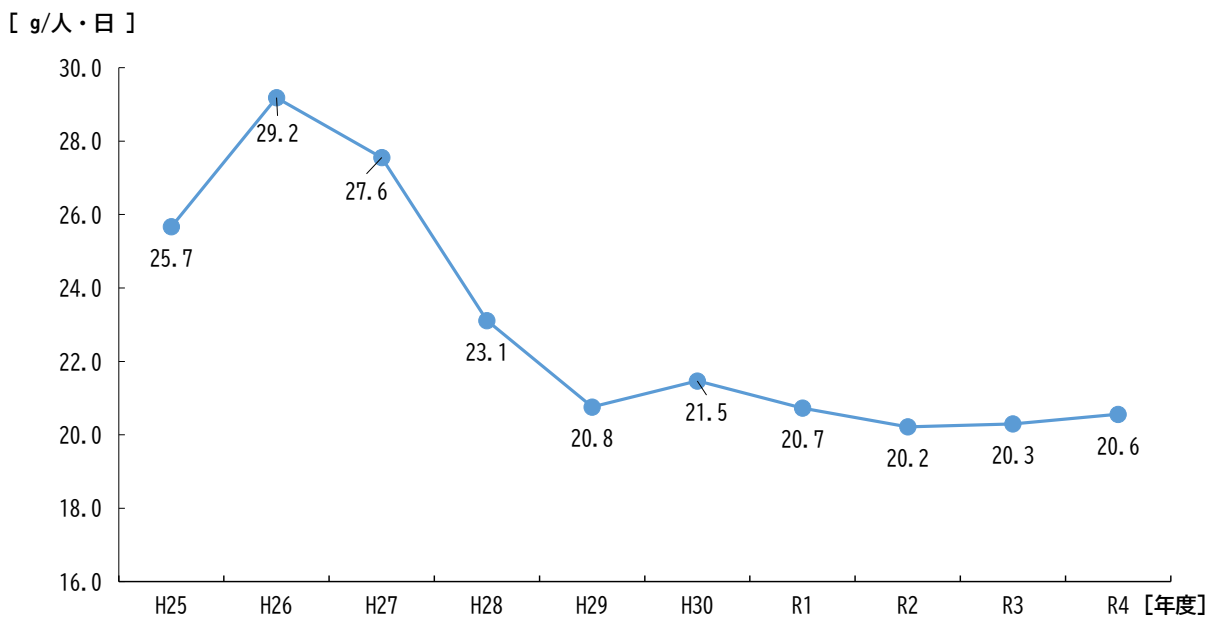


図 2-20 1人1日当たりの最終処分量（埋立量）

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費の実績値を表 2-8 に示します。

ごみ処理経費は、年間 11.4 億円から 14.9 億円の間で推移しています。

令和 4 (2021) 年度におけるごみ処理原価は、1 人当たりでは年間 10,332 円、1 世帯当たりでは年間 21,465 円、ごみ 1 kg 当たりでは 39 円となっています。

表 2-8 ごみ処理経費

	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
人口	人	132,876	134,709	136,321	137,271	138,721	140,218	142,073	143,388	143,926	144,287
世帯	世帯	59,849	60,965	62,220	63,135	64,385	65,560	66,969	68,130	68,785	69,447
ごみ排出量	t	38,722	38,196	37,966	37,658	37,620	37,661	38,440	39,126	38,563	37,825
ごみ処理経費	千円	1,184,086	1,307,391	1,193,155	1,182,647	1,135,931	1,136,074	1,361,109	1,389,894	1,361,151	1,490,703
1 人当たり 年間ごみ処理原価	円	8,911	9,705	8,752	8,615	8,189	8,102	9,580	9,693	9,457	10,332
1 世帯当たり 年間ごみ処理原価	円	19,785	21,445	19,176	18,732	17,643	17,329	20,324	20,401	19,788	21,465
1 kg 当たり ごみ処理原価	円	31	34	31	31	30	30	35	36	35	39

※人口、世帯数は各年度末の数値です。

(9) 前計画の数値目標の達成見込み

前計画の数値目標の達成見込みを表 2-9 に示します。

いずれの指標においても目標の達成が困難な見込みですが、基準年度である平成 29 (2017) 年度と令和 4 (2022) 年度の実績値の比較において、数値が改善した指標がありました。

表 2-9 前計画の数値目標の達成見込み

指標	単位	平成 29 年度 (基準年度・ 実績値)	令和 4 年度 (実績値)	令和 5 年度 (計画目標年 度・目標値)	差分※1	達成 見込 ※2
ごみ排出量	t/年	37,620	37,825	33,701	(+)4,124	△
リサイクル率	%	27.3	24.5	30.9	(-)6.4	×
再生利用率	%	34.3	30.9	37.6	(-)6.7	×
生活系ごみ 排出量	t/年	29,077	29,407	25,148	(+)4,259	△
1 人 1 日当 りの生活系 ごみ排出量	g/人・日	574	558	476	(+)82	△
事業系ごみ 排出量	t/年	6,804	7,372	6,804	(+)568	×
集団資源 回収率	%	17.0	11.3	16.8	(-)5.5	×

※1：差分＝令和 4 年度（実績値）－令和 5 年度（計画目標年度・目標値）

※2：【達成見込】△：目標は達成できなかったが数値は改善した。 ×：目標値を達成できなかった。

5 関連法令、計画

(1) 循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会の形成を推進するための法体系を図 2-21 に示します。

本市は、循環型社会の形成に向けて、各種法制度等に基づく実効ある取組の推進を図っています。

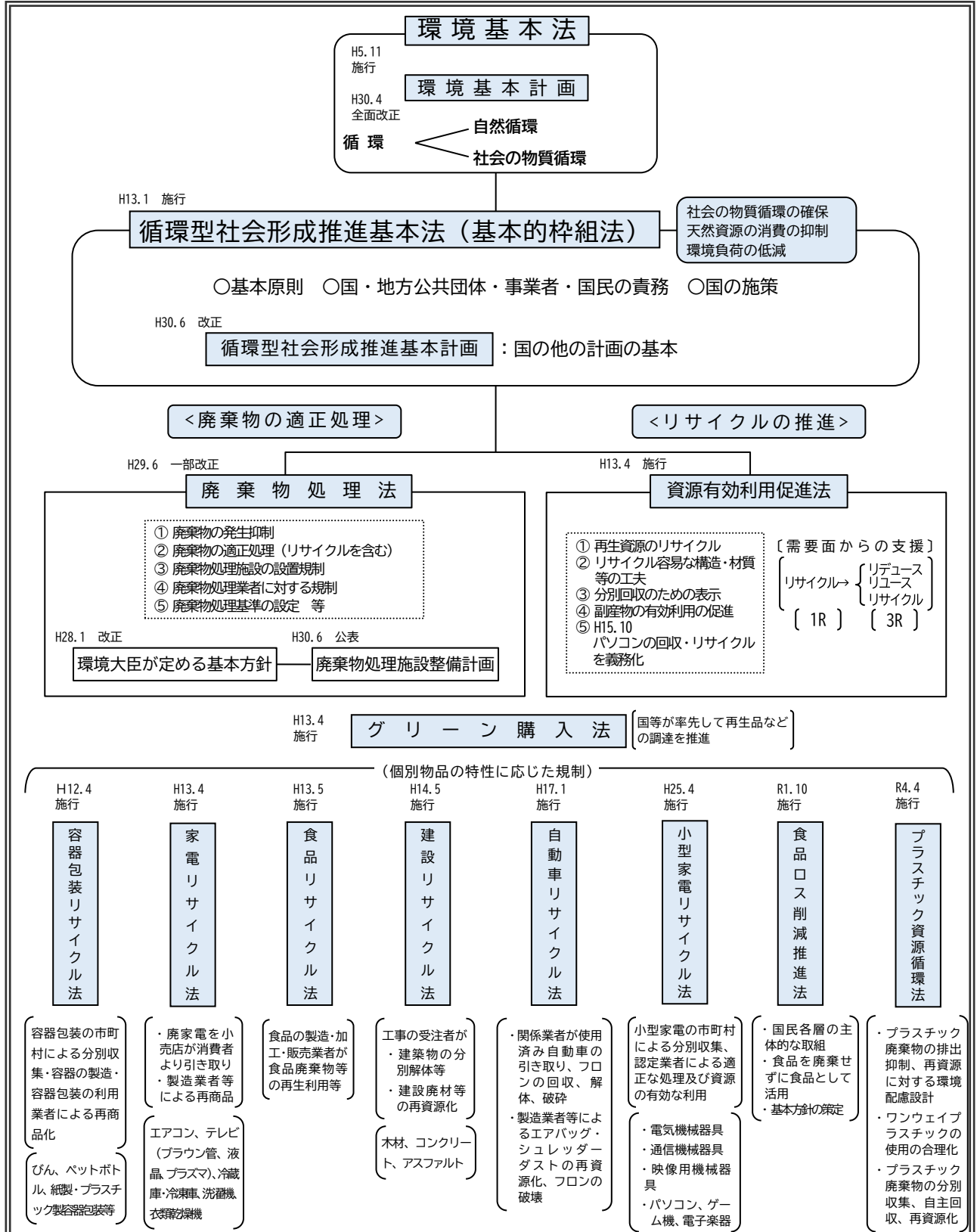


図 2-21 循環型社会形成推進のための法体系

(2) 国の関連計画

1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められるものです。

平成 30 (2018) 年 6 月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた「質」に着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも着目し、7 つの項目ごとに将来像や指標を掲げ、表 2-10 に示す数値目標 (抜粋) を設定しています。

表 2-10 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標 (抜粋)

目 標	目標年度
・ 1 人 1 日当たりのごみ排出量：約 850g/人/日 ・ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：約 440g/人/日 ・ 事業系ごみ排出量：約 1,100 万 t	令和 7 (2025) 年度
・ 家庭系食品ロス量：平成 12 (2000) 年度の半減	令和 12 (2030) 年度

2) 廃棄物処理基本方針

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 (以下「廃棄物処理基本方針」という。)」が定められています。

令和 5 (2023) 年 6 月には、2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえ、方針が変更されました。

なお、廃棄物の減量化の目標量については、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた目標等を踏まえ、当面令和 7 (2025) 年度を目標年度として進めていくとされています。

3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、廃棄物処理法第 5 条の 3 に基づき策定されるもので、令和 5 (2023) 年度から令和 10 (2027) 年度までの 5 年間で計画期間とする新たな計画が令和 5 (2023) 年 6 月に閣議決定されました。

新計画では、「(1) 基本原則に基づいた 3 R の推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」「(2) 災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」「(3) 脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組」の基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標を設定しています (表 2-11)。

表 2-1 1 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標（抜粋）

目 標	目標年度
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）：20%→28% ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：20%→22% ・廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合：41%→46% ・浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率：58%→76%以上 ・先進的省エネ型浄化槽導入基数：家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基 	令和9 (2027) 年度

(3) 県の関連計画

1) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画

県では、廃棄物処理法等の規定に基づき、持続可能な循環型社会の形成に向けた施策の総合的、計画的な推進を図るため、埼玉県廃棄物処理基本計画を5年ごとに策定しています。

令和3（2021）年3月には、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しており、特に重点的に取り組む課題として「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」を挙げ、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」を実現するための様々な施策に取り組んでいくこととしています。当該計画では、国の設定した目標値を参考として、表 2-1 2 に示す目標値が定められています。

表 2-1 2 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の目標値（抜粋）

目 標	目標年度
<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量：440g/人/日〈平成30年度：524g/人/日〉 ・年間の事業系ごみ排出量：45万1千トン〈平成30年度：53万5千トン〉 ・1人1日当たりの最終処分量：28g/人/日〈平成30年度：34g/人/日〉 ・再生利用率：33.6%〈平成30年度：23.9%〉 ・年間の食品ロスの量：24万トン〈平成30年度：26万6千トン〉 	令和7 (2025) 年度

(4) 本市の関連計画

1) 第5次朝霞市総合計画

総合計画は、本市におけるまちづくりの最上位に位置付けられる計画です。

本市は、平成 28 (2016) 年度から令和 7 (2025) 年度までの 10 年間で計画期間とする第 5 次朝霞市総合計画を平成 28 (2016) 年 3 月に策定しました。第 5 次総合計画は、基本構想と、前期と後期それぞれ 5 年間で計画期間とする基本計画、3 年間で計画期間とする実施計画で構成しています。

令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度までを計画期間とする後期基本計画におけるごみに関連する事項の概要を表 2-13 に示します。

表 2-13 第5次朝霞市総合計画 後期基本計画の概要 (抜粋)

基本構想	将来像	「私が 暮らしつづけたいまち 朝霞」		
	将来像の 基本概念	自然・環境に恵まれたまち		
基本計画 (後期基本計画)	政策分野	環境・コミュニティ		
	施策体系	環境	1. 住みよい環境づくりの推進 ・生活環境の保全 2. 低炭素・循環型社会の推進 ・環境に配慮した取組の推進 ・温室効果ガスの抑制の推進	
		ごみ処理	1. ごみの減量・リサイクルの推進 ・排出抑制の推進 ・資源化の推進 2. ごみ処理体制の充実 ・収集・運搬の充実 ・計画的な施設整備の推進	【成果指標】 ・市民一人当たりごみ排出量 : 462g/日/人 (令和 7 (2025) 年度目標値) ・ごみ焼却処理施設の稼働率 : 94.6%以上 (令和 7 (2025) 年度目標値)

2) 第3次朝霞市環境基本計画

第 3 次朝霞市環境基本計画は、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、上位計画である第 5 次朝霞市総合計画の実現を環境面で相互に整合・補完するものとして、“住み良い環境づくり”を目指して、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、令和 4 (2022) 年 3 月に策定しました。

「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」を望ましい環境像に掲げ、その実現に向けて分野ごとに環境目標を設定し、各施策を推進していくこととしています。

第 3 次朝霞市環境基本計画におけるごみに関連する事項の概要を表 2-14 に示します。

表 2-14 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなで作る 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち朝霞」	施策に関する環境指標 (令和13(2031)年度目標値)
環境目標3	脱炭素・循環型社会の推進	
個別目標	3-2 省エネルギー・省資源をすすめる	
実施施策	3-2-1 環境に配慮した行動の推進 ・エコライフ・省エネルギーの普及・促進	
個別目標	3-4 資源を大切に、繰り返し使う	
実施施策	3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進 ・3Rの推進 ・生ごみの減量化 ・食品ロス削減 ・廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実 ・事業者に対する適正排出・適正処理の指導 3-4-2 資源化の推進 ・地域リサイクル団体活動の推進 ・廃棄物の資源化の促進 3-4-3 廃棄物の適正処理の推進 ・適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民1人当たり1日のごみ排出量 ：399g ・ 事業系ごみの年間排出量 ：6,804t ・ ごみの再生利用率 ：40.5% ・ ごみ焼却処理量 ：20,500t/年
環境目標4	パートナーシップによる環境活動の推進	
個別目標	4-1 環境についてみんなで学ぶ	
実施施策	4-1-1 環境教育や環境学習の機会の提供 ・ 環境教育や環境学習の機会の提供 4-1-2 環境情報の発信と普及啓発 ・ 環境情報の収集と発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルプラザでの講座参加者数 ：150人/年
個別目標	4-2 環境活動にみんなで参加し行動する	
実施施策	4-2-1 市民団体の環境保全活動支援 ・ 市民団体の環境保全活動支援	

(5) 国及び県の目標値との比較

本市の実績値と国及び県の減量化・資源化目標を比較した結果を表 2-15 に示します。

令和4（2022）年度の実績値において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」及び「1人1日当たりの最終処分量」で、国及び県の目標値を達成しています。一方、「再生利用率」については県の目標値を2.7%下回っています。

表 2-15 本市の実績と国及び県の減量化・資源化目標との比較

項目		区分		国	県	本市
				第四次循環型社会形成 推進基本計画 平成30年6月閣議決定	第9次埼玉県廃棄物処 理基本計画 令和3年3月策定	実績値
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	基準年度及び基準値	—		—	平成30年度 524g/人・日	平成30年度 433g/人・日
	目標年度及び目標値	令和7年度 約440g/人・日		—	令和7年度 440g/人・日 (16%減)	令和4年度 427g/人・日 (1.4%減)
事業系ごみ量	基準年度及び基準値	—		—	平成30年度 535千t/年	平成30年度 7,055t/年
	目標年度及び目標値	令和7年度 約1,100万トン		—	令和7年度 451千t/年 (16%減)	令和4年度 7,372t/年 (4.5%増)
再生利用率	基準年度及び基準値	—		—	平成30年度 23.9%	平成30年度 32.5%
	目標年度及び目標値	令和7年度 28%		—	令和7年度 33.6% (9.7%増)	令和4年度 30.9% (1.6%減)
最終処分量/1人1日当たりの最終処分量	基準年度及び基準値	—		—	平成30年度 34g/人・日	平成30年度 21.5g/人・日
	目標年度及び目標値	令和7年度 320万トン		—	令和7年度 28g/人・日 (18%減)	令和4年度 20.6g/人・日 (4.2%減)

※県及び本市の目標年度及び目標値に記載している（ ）内の数値は、基準値に対する増減割合です。

※再生利用率は、図 2-14 に示すリサイクル率と同じです。

(6) ごみ処理の広域化について

1) ごみ処理広域化の背景

朝霞市クリーンセンターのごみ焼却処理施設は平成6（1994）年に竣工し、処理能力を維持するために保全工事を適切に実施していますが、竣工後約30年を経過して全体的に老朽化が進んでおり、施設の更新が喫緊の課題となっています。一方で、省エネルギー化の推進や市の財政状況などから、効率のよい方法で施設を更新することが求められています。

このような中で、同様の課題を抱える和光市と共同でごみ処理を行うことで、それぞれ単独で施設を更新するよりもエネルギー面や経済面で効率よく施設整備できる可能性があることから、平成30（2018）年8月に、本市及び和光市で「朝霞市・和光市ごみ広域処理に関する基本合意書」を締結し、協議を重ねてきました。

2) ごみ処理広域化とそのメリット

ごみ処理広域化とは、市町村ごとにごみ処理施設を建設・運営するのではなく、複数の市町村が広域的に連携して施設を整備し、ごみ処理を行うことをいいます。

ごみ処理広域化のメリットは、環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負担の低減などが挙げられます。

国や県では、適正かつ持続可能なごみ処理を推進することを目的に、ごみ処理広域化を推進しています。

3) これまでの検討の経過

前述の基本合意書に基づきごみ処理の広域化に向けた検討を進めた結果、令和2（2020）年5月に、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会により「ごみ処理広域化基本構想」が策定され、両市の廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を含む「ごみ広域処理施設」を和光市清掃センターに隣接する建設予定地内に建設することになりました。

既存施設及びごみ広域処理施設の位置図を図 2-2 2 に示します。



出典：ごみ処理広域化基本構想市民説明会資料（令和2（2020）年10月、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会）に加筆

図 2-2 2 既存施設及びごみ広域処理施設の位置図

令和2（2020）年10月には、事業主体となる「朝霞和光資源循環組合」を設立し、令和4（2022）年9月には、ごみ広域処理施設の整備に関する全体的な計画や整備計画に関連する基本的事項を取りまとめた「(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画」が策定されました。現在、令和12（2030）年の施設稼働開始を目標として、事業を進めています。

4) ごみ広域処理施設の概要

ごみ広域処理施設の概要は、表 2-16 に示すとおりです。

表 2-16 ごみ広域処理施設の概要

整備対象施設 (施設概要)	施設区分	処理対象ごみ	施設規模
	ごみ焼却施設 (エネルギー回収型廃棄物処理施設)	・燃やすごみ	175 t / 日
	不燃・粗大ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設)	・燃やせないごみ ・粗大ごみ ・有害ごみ	17 t / 日
建設予定地	位置：埼玉県和光市新倉 8-17-25 		
施設の整備・運営 コンセプト	①経済性・効率性を確保した施設 ②安心かつ安全で安定性に優れ、長期稼働できる施設 ③環境負荷が少なく、循環型社会の形成を推進する施設 ④地域社会に貢献できる施設 ⑤災害に対して強靱性を有する施設		
事業スケジュール	・ごみ広域処理施設整備工事 令和7(2025)年度～令和11(2029)年度(5年間) ・ごみ広域処理施設稼働開始 令和12(2030)年度～		
運営期間	・令和12(2030)年度～令和31(2049)年度(20年間)		
運営方法	・DBO方式 (公共の資金調達により、施設の設計、建設、運営等を民間事業者に一括して委託する方式)		

出典：(仮称)朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画(令和4年9月、朝霞和光資源循環組合)を参考に作成

5) ごみ処理広域化に伴う本市のごみ処理体制の見直し

ごみ処理広域化によって、本市のごみ処理体制は大きく変わることになります。将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築を図るため、和光市や朝霞和光資源循環組合と協議を深め、継続して検討を行っていきます。

表 2-17 ごみ処理広域化に伴い検討が必要な事項

項目	内容
事業の周知・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ処理広域化によって本市のごみ処理体制が大きく変わることになる。組合が行う情報発信を補完し、市民等に積極的に周知していく必要がある。
分別区分	<ul style="list-style-type: none"> ● 燃やせないごみ・粗大ごみについては、大きさ（対象寸法）の違いにより分別区分や排出方法が異なる。ごみ広域処理施設の仕様を踏まえ、両市間で統一を図る必要がある。
ごみ排出量	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみ広域処理施設の処理能力（施設規模）は、前計画の目標値から設定している。施設の安定的な稼働を実現するためには、以下の設定条件の達成を目指す必要がある。 【設定条件】 <ul style="list-style-type: none"> - 生活系ごみの1人1日当たりの排出量（原単位）：441g/人・日 ＜令和4（2022）年度実績値：558g/人・日＞ - 事業系ごみの年間当たりの排出量：6,804t/年 ＜令和4（2022）年度実績値：7,372t/年＞
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の収集委託車両や収集運搬許可車両は、ごみ広域処理施設へ搬入することになる。安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築が求められる。これまで本市のクリーンセンターに直接搬入されていた一般家庭や商店・事業所等で発生するごみを直接搬入する場合は、ごみ広域処理施設へ搬入することになる。搬入先の変更の周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けた協議を行う必要がある。
資源の広域処理	<ul style="list-style-type: none"> ● 当面の間、びん、かん、プラスチック資源、ペットボトルなどの資源については、本市のクリーンセンターにて処理されることになる。和光市や朝霞和光資源循環組合と協議を行い、資源の広域処理についても検討する必要がある。

6 類似自治体との比較

環境省の一般廃棄物処理事業実態調査結果及び市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールに基づき、本市の類似自治体（26自治体）と比較し、本市のごみ処理体制を客観的に評価します。

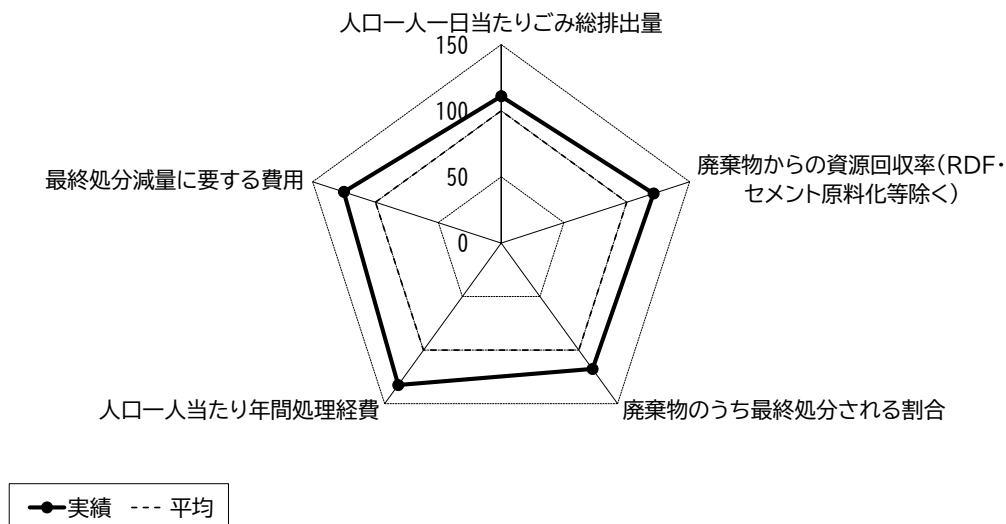
一般廃棄物処理システムの評価項目を表 2-18 に、類似自治体との比較結果を図 2-23 及び表 2-19 に示します。また、本市に隣接する3市（埼玉県志木市、和光市、新座市）は、類似自治体には該当しませんが、参考として表 2-20 に示します。

本市の実績値の指数は、全ての項目で類似自治体の平均を上回っており、本市の一般廃棄物処理システムは類似自治体より優れていると評価されます。

表 2-18 一般廃棄物処理システムの評価項目

評価項目	算出方法	指数化方法	指数の見方
人口一人一日当たり ごみ総排出量	総排出量 ÷ 計画収集人口 ÷ 365 × 1000	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	ごみ排出量が少ないほど 指数は大きくなる
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)	資源化量 ÷ 総排出量	実績値 ÷ 平均値 × 100	資源化率が高いほど 指数は大きくなる
廃棄物のうち 最終処分される割合	最終処分量 ÷ 総排出量	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	廃棄物のうち最終処分さ れる割合が低くなるほど 指数は大きくなる
人口一人当たり 年間処理経費	(処理費 + 委託費 + 人件費) ÷ 計画収集人口	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	1人当たりの年間処理経 費が少なくなるほど 指数は大きくなる
最終処分減量に 要する費用	(処理及び維持管理費 - 最 終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分 量)	{1 - (実績値 - 平均値) ÷ 平均値} × 100	最終処分減量に要する費 用が少なくなるほど 指数は大きくなる

類似市町村数 26



出典：令和3年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果

図 2-23 類似自治体との比較

表 2-19 類似自治体との比較

県名	市区町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
		(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
埼玉県	朝霞市	143,757	735	31.9%	2.8%	9,353	32,622
茨城県	土浦市	141,276	1,017	26.5%	11.4%	11,844	34,770
茨城県	取手市	106,096	876	20.4%	3.4%	11,291	34,451
埼玉県	加須市	112,286	984	37.4%	3.2%	13,567	37,077
埼玉県	狭山市	149,670	800	27.9%	0.7%	11,940	36,718
埼玉県	鴻巣市	117,578	812	17.1%	0.2%	11,365	36,869
埼玉県	戸田市	141,213	873	19.6%	5.0%	8,614	25,775
埼玉県	入間市	146,419	843	22.7%	6.9%	10,875	34,493
埼玉県	富士見市	112,382	705	25.7%	3.5%	10,156	34,480
埼玉県	三郷市	142,807	910	15.6%	8.3%	9,006	26,431
埼玉県	坂戸市	100,110	754	20.6%	2.1%	12,159	40,705
埼玉県	ふじみ野市	114,380	745	22.2%	1.4%	13,992	51,689
千葉県	木更津市	136,141	1,114	21.4%	3.4%	19,307	47,601
千葉県	成田市	130,688	1,031	18.8%	3.5%	17,166	45,779
千葉県	我孫子市	131,550	824	25.0%	7.4%	12,814	41,015
千葉県	鎌ヶ谷市	109,996	770	20.1%	7.4%	12,748	45,963
千葉県	印西市	107,043	874	19.2%	10.5%	10,738	36,060
東京都	武蔵野市	148,235	778	32.5%	0.0%	18,591	57,439
東京都	青梅市	131,242	826	27.6%	0.0%	20,430	60,298
東京都	昭島市	113,840	744	31.1%	0.0%	19,429	59,120
東京都	小金井市	124,646	635	44.8%	0.1%	16,677	64,163
東京都	国分寺市	127,715	678	44.5%	0.0%	19,949	67,960
東京都	東久留米市	117,094	754	31.4%	0.0%	15,964	48,219
東京都	多摩市	147,922	747	26.8%	0.0%	14,988	46,581
神奈川県	海老名市	136,776	733	30.2%	0.3%	11,776	44,165
神奈川県	座間市	131,703	697	29.1%	0.4%	11,358	44,816
平均値		127,791	817.65	26.5%	3.2%	13,696	43,664

表 2-20 近隣3市との比較

県名	市区町村名	人口	人口1人1日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・セメント原 料化等除く)	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人当たり 年間処理経費	最終処分減量に 要する費用
		(人)	(g/人・日)	(%)	(%)	(円/人・年)	(円/t)
埼玉県	志木市	76,712	741	31.8%	3.0%	11,199	36,087
埼玉県	和光市	83,930	757	24.5%	4.4%	12,387	45,332
埼玉県	新座市	166,218	762	24.9%	3.4%	10,561	33,396

※類似自治体とは、年齢別人口構成、産業別就業人口の構成などに基づき、総務省が類型別に分類した自治体のことです。

※人口は令和3（2021）年10月1日時点の値です。

※人口1人1日当たりごみ総排出量には、集団資源回収量を含みます。

出典：令和3年度環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果

7 施策の評価

前計画のごみ処理基本計画の各種施策について実績を整理し、下記の区分により評価を行いました。前計画の施策体系図及び評価結果を図 2-24 に示します。

(評価欄)

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

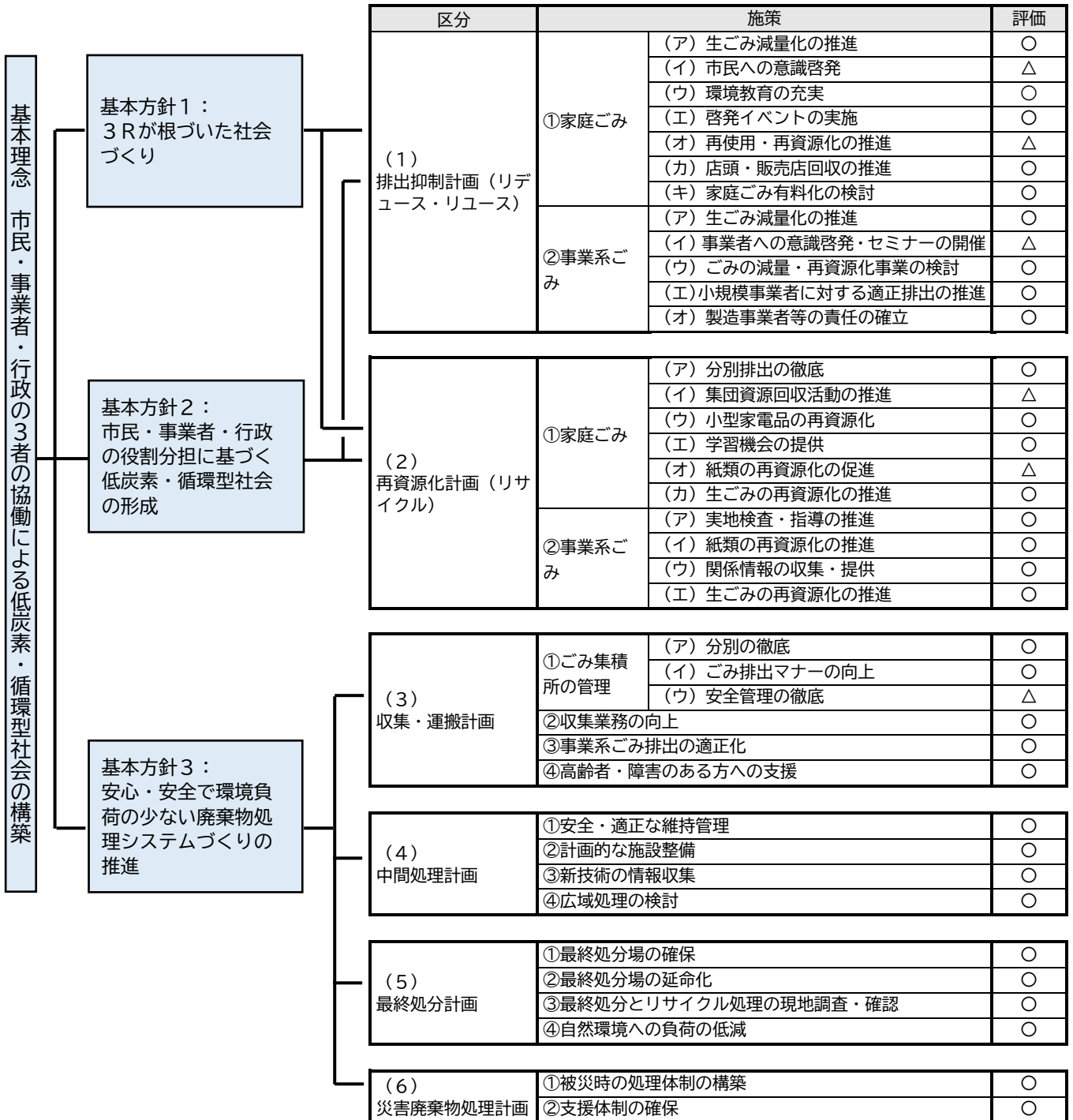


図 2-24 前計画 (ごみ処理基本計画) の施策体系図及び評価結果

(1) 基本施策の実施状況

前計画（ごみ処理基本計画）で定めた各種施策、実施状況及び評価を表 2-21 に示します。

表 2-21 施策の実施状況及び評価

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
(1) 排出抑制計画（リデュース・リユース）				
家庭ごみ	生ごみ減量化の推進	・家庭での水切りの推進	・店頭啓発活動や環境月間事業（6月）、3R推進月間（10月）に、店頭や市役所等で啓発物（水切りネット）を配布	○
		・リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施	・リサイクルプラザで、家庭で余った食品の回収及び配布を実施	
		・食品ロスの現状や減量方法、市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減を推進	・広報あさか、市ホームページを通じて推進	
		・給食の食べ残しの削減	・学校給食センター及び自校式給食を実施している小学校の給食の食べ残しをリサイクル（堆肥化）	
		・雑草、剪定枝等を乾燥後に排出するよう啓発	・木くず（剪定枝、根、株、幹）及び刈草類のリサイクルが可能な市内許可業者を市ホームページにて紹介	
	市民への意識啓発	・リサイクルプラザで、ごみに関する資料を展示	・継続実施中	△
		・リサイクルプラザで備え置き書籍の購入、貸出	・継続実施中	
		・スーパーマーケットや商店街と連携したマイバッグキャンペーンの推進	・レジ袋削減及びマイバッグ運動啓発の一環として、店頭啓発及びクリーンセンター見学者に対し、マイバッグを配布	
		・リサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講座の開催及びリサイクルに関する情報の発信	・本市のごみ分別辞典の掲載方法を令和2年度に見直し	
		・商店街、企業、NPO、大学等と連携したマイボトル、マイ箸、マイ容器等の利用の励行	・先進事例の調査を継続中	
		・広報あさかや市ホームページで、ごみ排出量やごみ処理コスト、ごみ処理体制を公表し、3R活動の普及に向けたPRを推進	・ごみ処理に関する情報を市ホームページ及び広報あさかに掲載 ・広報あさか、市ホームページにおいてプラスチック資源の適正分別の啓発 ・ごみ処理ルート（フロー図）を市ホームページに掲載	
		・外国人居住者や集合住宅対象の啓発用冊子の作成・配布	・啓発用のパンフレットを発行 ・外国人居住者への啓発	
		・市民の意識改革の手法に係る情報収集・検討	・ごみ分別アプリの導入等による意識啓発の改善	

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
家庭ごみ	市民への意識啓発	・食品ロスの現状、食べきりや使い切りなどの啓発による食品ロス削減の推進	・広報あさか、市ホームページで「宴会等での食べきり」の記事を掲載	
	環境教育の充実	・3R推進団体と協働で実験学習を開催	・リサイクルプラザで実施	○
		・環境講座やクリーンセンター見学会等の開催	・3R推進団体協働事業やクリーンセンター見学会を開催（※コロナ禍の影響により令和2年度の協働事業は未実施、令和2年度～令和4年度の見学会は感染リスクの少ない個人（家族）のみ実施）	
		・幼少期の子どもに対する環境学習の機会の提供。ごみの減量、分別に対する意識向上		
	啓発イベントの実施	・リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者と協働で、6月（環境月間）、10月（3R推進月間）に環境、資源循環をテーマとした各種イベントの実施	・店頭啓発活動や環境月間事業（6月）、3R推進月間（10月）に、店頭や市役所等で啓発物（水切りネット）を配布【再掲】 ・スーパーマーケットにて、ごみ減量・分別のアンケート調査、啓発品の配布を令和2年度に実施（計3回）（※コロナ禍の影響により令和2年度～令和4年度の店頭啓発事業は未実施）	○
		・各種イベント等で、ごみの減量・分別徹底について啓発	・他自治体におけるイベント等の実施状況について令和元年度に調査	
	再使用・再資源化の推進	・家庭で不用になった生活用品の再使用・再生利用の促進	・リサイクルショップで不用となった生活用品等の販売を実施 ・広報あさか、市ホームページにおいて再使用、再資源化の情報を発信	○
		・リサイクルプラザでの家具類の再生販売事業、リサイクルショップ事業の実施	・リサイクルプラザで家具類の再生販売と不用となった生活用品等の販売を実施	
		・リサイクルプラザでの制服リサイクル事業の実施	・リサイクルプラザで制服リサイクル事業（スクールグッズシェアリング）を実施	
		・資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の紹介	・市ホームページにて、資源回収ボックス設置店舗を紹介（※法改正によりエコバッグ推進店舗の紹介は行っていないが、マイバッグ持参運動は推進）	
店頭・販売店回収の推進	・リターナブルびんの普及やデポジット制度の導入等法的整備について、国や関係機関等に対して要望	・EPR（拡大生産者責任）法の制定について、公益社団法人全国都市清掃会議を通じ、国へ要望	○	
家庭ごみ有料化の検討	・家庭ごみ有料化の情報収集、先進地における導入効果の検証	・他自治体での動向、効果の把握	○	
事業系ごみ	生ごみ減量化の推進	・事業所からの生ごみ（厨芥類）の排出実態調査の実施等による情報収集	・事業所からの生ごみの民間堆肥化施設（市内一般廃棄物処理（処分）業許可業者、他自治体民間施設）における堆肥化量の把握	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
事業系ごみ	生ごみ減量化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の削減に努める事業者についての情報収集、有効な取組を広報あさかや市ホームページで紹介 	<ul style="list-style-type: none"> 食品廃棄物の削減に努める事業者について、事業系一般廃棄物減量等計画書提出時や立入検査時に個別に情報提供を実施 	
	事業者への意識啓発・セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ等での事業者のごみ減量・再資源化の方法に関する情報の発信 搬入ごみ検査の実施による事業者への指導 事業系ごみの減量・再資源化についての事業者用パンフレットでの周知、意識啓発。ごみ集積所への事業系ごみの排出についての適切な指導の実施 廃棄物減量や再資源化等に関する知識や情報の提供、セミナー開催 県と連携した「事業系ごみ削減キャンペーン」の実施 排出事業者等のごみ減量意識高揚のための施策効果の調査、導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> 広報あさか、市ホームページへ事業系ごみの削減及び再資源化の情報を掲載 事業系ごみの搬入検査を実施（抜き打ちで、事業系ごみ搬入業者の搬入ごみの状況を目視で確認） （※令和2年度～令和4年度はコロナ禍の影響により未実施） 一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、ごみ減量のリーフレットを配布、市ホームページ、広報あさかへ掲載 ごみ集積所への事業系ごみの排出に対して警告シールを貼付、事業者に対して自ら処理するように指導 令和3年度より事業所へ食品ロス削減の啓発（通知による啓発） チラシ配布を実施 立入検査等を通じて排出事業者の意識調査を継続中 	△
	ごみの減量・再資源化事業の検討	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収ボックス設置・エコバッグ推進店舗の紹介 古紙類や剪定枝などの木質バイオマスについて再資源化が推進されるよう民間の再生事業者の斡旋 事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所の面積要件の見直しを検討 事業系ごみ減量の有効な手段の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 資源回収ボックスの設置店舗の情報を市ホームページへ掲載 木くず（剪定枝、根、下部、幹）及び刈草類のリサイクルが可能な市内許可業者を市ホームページにて紹介 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出対象事業所の拡大を検討するため、市内事業所の状況について平成30年度に調査 事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所について他自治体での対象面積を令和元年度、令和2年度に調査 大規模事業所への立入検査を実施、改善点の指摘 他自治体での事業系ごみ減量施策について、令和元年度より調査 	○
	小規模事業者に対する適正排出の推進	<ul style="list-style-type: none"> 小規模事業者を対象に、ごみ集積所に出すことができる有料ごみ袋制度についての情報収集と先進地における導入効果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 委託収集業者等から情報収集を行い、ごみ集積所への排出事業者が判明した場合は、適正なごみ排出について直接事業者へ指導 有料ごみ袋制度は実施見送り 	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
事業系ごみ	製造事業者等の責任の確立	・製造事業者責任等の法的整備について、国や関係機関等に対して要望	・EPR（拡大生産者責任）法の制定、各種リサイクル諸法の見直し（容器包装廃棄物以外のプラスチック製廃棄物に係る拡大生産者責任など）について公益社団法人全国都市清掃会議を通じ、国へ要望	○
再資源化計画（リサイクル）				
家庭ごみ	分別排出の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別・啓発の冊子やごみ集積所用分別看板の配布、広報あさかや市ホームページなどを活用した分別排出の徹底 ・ごみ集積所監視パトロールの実施、分別排出の直接指導 ・転入者、外国人居住者、集合住宅の入居者等への管理人や管理会社と協力した分別排出やごみ集積所管理についての周知徹底 ・容器包装プラスチックの分別収集の導入検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発用のパンフレット【日本語版・5か国語版・3か国語版（資源とゴミの分け方・出し方）】を配布 ・ごみ分別キャンペーン月間事業を実施し、有害ごみの適切な分別、排出について啓発 ・ごみ集積所及び資源の持ち去り防止監視パトロール業務を実施 ・日本語版及び外国語版（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）のごみ集積所用分別看板を新規ごみ集積所設置の際や、分別が悪いごみ集積所、外国人が利用しているごみ集積所などに配布【再掲】 ・やさしい日本語版分別チラシを令和3年度に作成 ・他自治体における、容器包装プラスチックの分別収集状況を令和元年度に調査（プラスチック資源の分別収集については現状維持とする予定） 	○
	集団資源回収活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収活動に対する朝霞市地域リサイクル活動推進補助制度の推進、集団資源回収活動の認知度を高めることによる登録団体数の増加 ・集団資源回収活動の未実施地域の現状把握、新たに活動する団体の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収活動が促進されるよう、市ホームページに記事を掲載 ・店頭啓発活動で制度啓発チラシを配布 ・団体登録をしていない、町内会・自治会へ制度啓発チラシを送付 ・100世帯以上の集合住宅へ制度啓発チラシを送付 	△
	小型家電品の再資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電からのレアメタル等の資源の回収推進、効果的な再資源化の調査研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターにおけるピックアップ回収のほか、拠点回収を実施（※拠点回収先：市役所、リサイクルプラザ、朝霞台出張所） ・市ホームページ、資源とゴミの分け方・出し方パンフレットで分別回収を周知 ・宅配便を活用したパソコン等の小型家電リサイクル事業を展開している会社と協定を締結し、回収サービスを令和元年度より開始 	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
家庭ごみ	学習機会の提供	・リサイクルプラザで、ごみ減量、再資源化等についての教室や講座の開催、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学会等の実施	・3R推進団体協働事業を開催【再掲】 ・クリーンセンター見学会を実施【再掲】	○
	紙類の再資源化の促進	・広報あさかや市ホームページで紙類の再資源化を啓発 ・ペーパーリサイクルの先進地の実態調査、本市への適用の検討 ・ペーパーリサイクルや分別について周知	・ごみ処理・再資源化の状況を市ホームページへ掲載 ・啓発方法などの調査を継続中 ・分別キャンペーン及び店頭啓発活動で、雑がみの分別を啓発	△
	生ごみの再資源化の推進	・新たな再資源化方法について研究	・生ごみ再資源化の情報収集	○
事業系ごみ	実地検査・指導の推進	・事業系一般廃棄物減量等計画書に基づく実地検査の実施（必要に応じて）、ごみ減量の取組や分別、処理方法等の指導	・事業の用途に供する部分の床面積の合計が、3,000平方メートル以上の市内の大規模建築物を有する事業者の事業系一般廃棄物減量等計画書の提出状況、廃棄物管理責任者の選任状況を確認 ・対象事業所から提出された事業系一般廃棄物減量等計画書の内容を確認 ・対象事業者の中からごみ排出量の多い事業所へ立入検査の実施、改善点の指摘 ・ごみ集積所に排出された事業系ごみの排出事業者が特定できた場合に、直接事業所へ赴き適正排出を指導【再掲】	○
	紙類の再資源化の推進	・再資源化ルートに関する情報収集、許可業者、古紙問屋等の情報提供	・クリーンセンターへの事業系ごみの持ち込みの際に、燃やすごみと紙類の分別を指導するとともに、古紙問屋への持ち込みを案内 ・紙類の再資源化に関する情報収集 ・燃やすごみに混在している事務用紙類について、分別し古紙業者に売払いするなど、燃やすごみの減量について依頼（大規模事業所、立入検査時に指導）	○
	関係情報の収集・提供	・ごみの減量、再資源化に関する情報を掲載したパンフレットの配布、広報あさかや市ホームページ等で事業者を啓発	・6月及び10月に、市内の一般廃棄物許可業者と契約している事業所及びクリーンセンターへ直接搬入している事業所へ、再資源化のリーフレットを配布 ・市ホームページへ事業系ごみの削減及び再資源化の情報を掲載【再掲】	○
	生ごみの再資源化の推進	・生ごみの再資源化の研究・周知、食品リサイクル法遵守の指導	・小規模事業所へ、適正排出・生ごみ再資源化の依頼【再掲】	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
収集・運搬計画				
ごみ集積所の管理	分別の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・分別啓発用冊子の配布、ごみ集積所の分別看板の設置、広報あさかや市ホームページ等による分別排出の周知徹底 ・プラスチック資源の分別や排出ルールについて、広報あさかや市ホームページで説明、周知 ・ごみ回収分別容器の貸出や、ごみ集積所監視パトロールの実施 ・戸別収集等、分別の徹底に係る取組の先進事例調査、採用可能性の検討 ・外国人居住者への分別徹底に係る取組の先進事例調査、採用可能性の検討 ・ごみ集積所の資源の持ち去り防止のための集積所監視パトロールの定期的実施、関係機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・分別パンフレットの配布【再掲】 ・ごみ分別キャンペーン月間を設け、市民へ適切な分別について啓発（市ホームページ掲載、市内掲示板へポスターを掲示、ごみ収集車ハマグネットシートを掲示）（※令和2年度から実施） ・広報あさか、市ホームページへ、プラスチック資源の分別の啓発や異物の混入状況について掲載 ・新規集積所新設時や集積所利用者からの依頼に応じて、市職員による分別容器の配布やクリーンセンターでの交換を実施 ・ごみの収集時に、不適切な分別のごみ袋に警告シールを貼付し、排出者への注意喚起 ・基礎調査の実施 ・ごみ分別アプリを導入している自治体の利用状況効果の確認 ・日本語、外国語（英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語）に対応した、ごみ分別パンフレット、集積所看板の配布【再掲】 ・ごみ集積所及び資源の持ち去り防止監視パトロール業務を随時実施【再掲】 	○
	ごみ排出マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールによる注意喚起、不法投棄について関係機関と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所用分別看板を配布【再掲】 ・集積所への不法投棄について、警告シールを貼付の上、状況に応じて一定期間様子を見て、変化がなければ回収 ・集合住宅集積所の排出マナー向上のため、令和2年度より管理会社・管理組合・不動産会社等と連携して、市民へ周知 	○
	安全管理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・劇薬物、感染性廃棄物、在宅医療廃棄物（注射針等）の廃棄に関する情報を市ホームページやパンフレット等で周知 ・医療機関との調整、適正処理に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報あさか、市ホームページに、集積所排出のプラスチック資源の中に危険物等（スプレー缶、注射針等）を混入させないように啓発記事を掲載 ・先進事例をもとに、啓発方法や処理方法の検討を継続中 	△
収集業務の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車の導入を推奨、収集・運搬業務における環境負荷の低減、温室効果ガスを排出抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集車両を最新排ガス規制車へ順次更新 		

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	収集業務の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・収集・運搬作業の効率化、事故防止等のため収集業者と意見交換を実施 ・小型家電の排出方法や収集・運搬における対応方法について市民へ周知徹底 ・収集・運搬に係る契約の手法の検討 ・ごみの種別排出量に基づく効率的な収集体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・収集業務委託を実施している委託業者2社と委託調整会議を開催 ・市ホームページに掲載 ・契約方法について検討した結果、現行の契約形態を維持 ・AIによるルート最適化など、収集効率化のベースとなる集積所位置のデジタル化（座標化）等を検討 	○
	事業系ごみ排出の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への事業系ごみ排出について、事業者に対する指導の強化 ・小規模事業者の適正排出や啓発方法についての情報収集と先進地における手法の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への事業系ごみの排出に対して警告シールを貼付したほか、排出が判明した事業者に対して、事業系ごみとして自ら処理するように指導【再掲】 ・事業系ごみの出し方について、パンフレットを作成し、市ホームページへ掲載、配布 	○
	高齢者・障害のある方への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別訪問収集の実施、関係機関との連携、広報あさかや市ホームページでの制度周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページへ家庭ごみ訪問収集の記事の掲載、市役所（長寿はつらつ課、障害福祉課）へ制度啓発チラシ、申請書を置き制度啓発を実施 ・家庭ごみ訪問収集実施要綱に基づき、家庭ごみ訪問収集を実施 	○
中間処理計画				
	安全・適正な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検・清掃・補修整備による予防保全の徹底及び各施設の延命化、省エネルギー機器導入による温室効果ガスの削減 ・分別区分・排出方法の変更やごみ処理量・ごみ質の変化等状況に応じた施設の運転管理の実施 ・万全な清掃・点検・修理の実施による安全で適正な維持管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設（ごみ焼却処理施設、プラスチック処理施設、粗大ごみ処理施設）の日常点検を行い、必要な修繕を実施 ・可燃ごみ排出量に応じた運転管理を実施（1炉運転とする等） ・処理施設の計画的・定期的な整備・工事を実施 	○
	計画的な施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ広域処理施設の建設について協議 ・施設の更新に際し、環境保全、周辺環境との調和、余熱利用、災害時の対応、効率的な施設整備・運営による経費削減、市民の意識啓発等に配慮し、整備内容の充実を図る ・小型家電リサイクル推進のため、処理施設、処理体制の整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ広域処理施設整備基本計画の策定を通じた協議、施設の整備内容の検討を実施 ・小型家電の新たな処理委託先を決定 	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	新技術の情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化技術や再資源化ルートを有する民間事業者の情報収集、採用を通じた処理の効率化、コスト削減の推進 ・新技術の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理に関する情報誌や処理施設の視察研修に参加し、情報収集を実施（※令和2年度と令和3年度はコロナ禍により視察研修を実施せず、ごみ処理に関する情報誌等により情報収集を実施） 	○
	広域処理の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・和光市とのごみ処理広域化を協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ広域処理施設整備基本計画の策定を通じた協議、施設の整備内容の検討を実施【再掲】 	○
最終処分計画				
	最終処分場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に最終処分場がなく他自治体等に依存していることを市民に周知し、常に埋立完了時期等を把握し、長期展望に立って確実に確保。処分場選定にあたっては安定した最終処分場の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理ルート（フロー図）を市ホームページに掲載 ・3か所の最終処分場で、焼却灰等の埋立処分を実施、埋立完了時期を把握 	○
	最終処分場の延命化	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化技術の動向や再資源化を行う事業者の情報収集。新たな資源化品目の検討を行い、可能な限り再資源化を拡充することにより、最終処分場を延命化 	<ul style="list-style-type: none"> ・再資源化を推進し、最終処分場での埋立処分量を削減 	○
	最終処分とリサイクル処理の現地調査・確認	<ul style="list-style-type: none"> ・現地を訪問し、適正な処分・処理の調査・確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に基づき、最終処分場等の現地を視察し、適正に処理されていることを確認 	○
	自然環境への負荷の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境への負荷を自覚した行動の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに、ごみ処理フローを掲載【再掲】 ・リサイクルプラザに廃棄物、焼却灰に混入していた不純物を展示し、ごみの処分、リサイクルの現状を周知【再掲】 	○
災害廃棄物処理計画				
	被災時の処理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討等防災対策に努める ・災害発生時には、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況等を迅速に情報収集し、被災状況に応じた処理体制の構築を図る ・災害廃棄物を選別・保管できる仮置き場を確保し、クリーンセンターにおいて計画的に処理 ・災害廃棄物の処理では、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源の選別・回収を推進。可燃物は焼却処理を行い、残渣類に関しても再資源化ルートを確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度、令和元年度に県主催で行われた図上訓練へ参加 ・災害廃棄物処理計画（初動対応版）を策定 ・令和元年度の台風19号の際、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況等の情報収集を実施 ・令和元年度の台風19号では、仮置場は未設置 ・災害廃棄物の処理の実施 	○

項目	細目	前計画における施策	実施状況	評価
	支援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・本市単独での対応が困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する総合支援協定」に基づき、県及び県内の市町村などへごみ処理の協力を求め、一方、他市町村からの協力要請があった場合には、協定に基づき支援を実施 ・民間事業者などとも協議し、被災時に必要となる人員、機材などについて調査・研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に、台風19号で深刻な被害があった東松山市から支援要請があり、計9人の職員を派遣 	○

※評価の凡例：○計画どおりに実施できた指標
△計画の一部が実施できなかった指標
×計画が実施できなかった指標

第2章 ごみ処理の課題

ごみ処理の現況を踏まえた本市におけるごみ処理の課題は、以下のとおりです。

(1) 排出抑制

ごみ排出量は、基準年度である平成29(2017)年度から人口が約4%増加しているにもかかわらず微増にとどまっています。

生活系ごみ排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響に伴う外出制限による家の片付けやテイクアウトの利用増加、営業時間の短縮等による影響で、令和2(2020)年度に増加しましたが、その後は減少し、コロナ禍前とほぼ同水準になっています。特に、1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、令和4(2023)年度は過去10年で最小値となりました。前計画の目標達成は困難な見込みですが、市民のごみ減量化に対する継続的な努力と協力の成果と評価できます。

一方、事業系ごみ排出量については、スーパーマーケットなど多量排出事業所の増加等に伴い増加傾向となっており、前計画の目標達成は困難な見込みです。

施策においては、令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、市民や事業者に対する啓発活動や指導等の実施が一部できませんでした。

今後は、これまでの取組の継続と拡充を図るとともに、効果的な施策を検討し、一層のごみ排出量の削減を図る必要があります。

(2) リサイクル

リサイクル率及び残渣類のリサイクルも含めた再生利用率は、ペーパーレス化の進展による紙類(新聞紙、雑がみ等)の排出量の減少等に伴い、資源として排出される量(特に直接資源化量)が減少し、前計画の目標達成は困難な見込みです。しかしながら、国及び県の目標値、並びに類似自治体の平均値を上回っており、これまでの取組の成果として評価できます。

ごみ焼却処理施設における燃やすごみの組成分析調査の結果によると、紙類、厨芥類(生ごみ)、ビニール・プラスチック類が燃やすごみ全体の約8割を占めています。紙類(特に雑がみ)の分別を一層徹底するとともに、近年のプラスチックごみや食品ロスを取り巻く情勢を注視し、効果的な減量化・再資源化施策の導入を検討する必要があります。

(3) 収集・運搬

収集・運搬量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う外出自粛等の影響で片付けごみの排出量が増加したことにより、令和2(2020)年度に大きく増加しました。令和3(2021)年度以降は減少したものの、依然収集・運搬量は多くなっています。

本市では、分別徹底やごみ排出マナーの向上、ごみ集積所の管理徹底に向けた取組を実施しており、今後も市民や事業者への継続的な啓発及び指導が必要です。

また、高齢化等により、従来の当番制に基づくごみ集積所の管理方法の継続が困難になることが懸念されるため、ごみ集積所の管理のあり方を検討していく必要があります。

(4) 中間処理

焼却処理量は年々増加傾向にあります。既存施設において安定的な稼働を確保するとともに、令和 12 (2030) 年度のごみ広域処理施設の稼働に向けて、焼却処理量を極力削減し、脱炭素社会の推進を図る必要があります。

また、ごみ処理広域化は、本市のごみ処理体制を大きく変えることとなります。和光市や朝霞和光資源循環組合と連携して着実な事業の実施を進めるとともに、現行のごみ処理体制について見直しを図る必要があります。

なお、処理施設において、二次電池（リチウムイオン電池等）が廃棄物として排出され、処理時に衝撃が加わった際の過熱により火災事故が発生する事例が全国で相次いでいます。本市のクリーンセンターにおいても令和 2 年度に事故が発生していることから、効果的な対策が必要です。

既存施設については、市民や事業者に対する分別排出の徹底を周知しながら、安全で適正な維持管理の実施を継続していくとともに、処理の効率化、コスト削減、大規模災害時の廃棄物処理等について検討していく必要があります。

(5) 最終処分

最終処分量は、これまで焼却残渣等の再資源化を徹底して進めてきた結果、平成 29 (2017) 年度以降、ほぼ横ばいで推移しており、1 人 1 日当たりの最終処分量は県の目標値を達成しています。

更なる最終処分量の削減を図るためには、市民や事業者の協力の下、今後ごみの排出抑制や分別徹底を図るとともに、再資源化を積極的に推進する必要があります。

また、最終処分を継続的に安定して行うために、最終処分場の確保及び適正処理・処分の確認調査を継続して行う必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1 基本理念

本市は、これまで市民、事業者、市の連携により、3Rの意識を高め、ごみの減量化及び再資源化の取組を推進してきました。市民や事業者の努力や協力もあり、一定の成果が見られつつありますが、人口の増加やライフスタイルの変化により、将来的なごみ排出量の増加が懸念されています。

世界各地で温暖化による異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、国は、「令和32(2050)年までのカーボンニュートラルの実現」(2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること)を表明し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしています。

ごみ処理においては、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけでなく、市民が日々ごみや資源を出す集積所から処理施設への運搬にも多くのエネルギーが使われており、ごみ処理と地球温暖化は密接に関係しています。ごみになるモノの量を減らすこと、分別を徹底することでごみを資源にすること、こうした市民や事業者の一人ひとりの選択と行動が、脱炭素社会の実現につながります。

本計画の上位計画である第5次朝霞市総合計画では、「私が暮らしつづけたいまち朝霞」を将来像に、市民、事業者、市の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と再資源化への理解が進み、「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指すとしています。また、第3次朝霞市環境基本計画では、「みんなでつくる水とみどりが豊かな環境にやさしいいまち朝霞」を望ましい環境像として定め、「脱炭素・循環型社会の推進」を環境目標として、「限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち」を目指すとしています。

以上を踏まえて、ごみ処理基本計画では、ごみの減量や再資源化など3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、脱炭素と資源循環のまちづくりを目指すものとして、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

方針1：脱炭素社会の推進

3Rに対する意識啓発や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策の徹底などにより、脱炭素社会を推進します。

方針2：排出抑制の推進

市民、事業者、市の連携・協働により、リデュース、リユースの意識を高め、ごみの排出抑制と減量化を推進します。

方針3：資源循環の推進

ごみの分別や分別収集を徹底し、リサイクル（再資源化）を図ることで、廃棄物の資源循環を推進します。

方針4：安全・安心かつ安定的なごみ処理体制の構築

ごみの収集・運搬から中間処理・最終処分に至るまで、安全・安心で環境負荷の少ないごみ処理体制を構築します。また、和光市及び朝霞和光資源循環組合とともに、ごみ処理広域化を計画的かつ着実に事業を進め、将来にわたって安定的なごみ処理体制を構築します。

コラム：『わたしにもできる、脱炭素社会への行動！』

ごみ処理では、多くの温室効果ガスが排出されています。令和4(2022)年度には、本市のごみ処理で約3,301tの温室効果ガス(二酸化炭素換算)が排出されており、その内訳をみると、主にごみの焼却によって排出されていることがわかります(右図)。そのため、ごみ処理による温室効果ガスの排出量を減らすには、ごみの減量化、とくに「燃やすごみの減量化」が最も効果的です。

燃やすごみには、再資源化が可能な紙類、厨芥類、プラスチック類がまだまだ多く含まれています(図 2-17)。これまで燃やすごみとして出していたものを、ひと手間かけて分別したり、生ごみの水切り等を徹底したりすることで、燃やすごみの減量化につながり、ひいては、ごみ処理による温室効果ガスの排出量を大きく減らすことができます。

脱炭素社会への行動の第一歩として、「燃やすごみの減量化」に一緒に取り組んでみませんか。

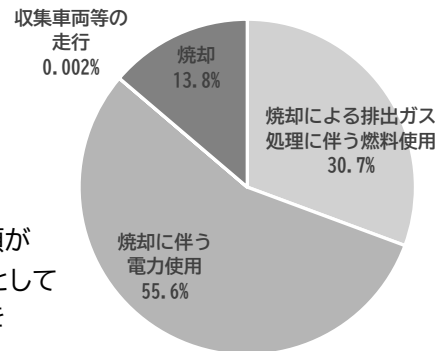


図 本市のごみ処理による温室効果ガスの排出要因(令和4(2022)年度)

3 ごみ減量化・資源化目標

(1) ごみ減量化・資源化に係る指標

ごみ処理基本計画におけるごみ減量化・資源化に係る指標は、表 2-22 の5項目とします。

表 2-22 ごみ減量化・資源化に係る指標

【ごみ減量化・資源化に係る指標】
① ごみ排出量
② 1人1日当たり生活系ごみ排出量
③ 事業系ごみ排出量
④ リサイクル率
⑤ 集団資源回収量

なお、前計画で定めていたごみ減量化・資源化に係る指標のうち、「生活系ごみ排出量」「再生利用率」「集団資源回収率」については、下記の理由により指標を変更又は設定しないこととします。

- ・ 生活系ごみ排出量：ごみ減量化・資源化は、指標②1人1日当たり生活系ごみ排出量で評価可能であるため。
- ・ 再生利用率：環境省の一般廃棄物処理事業実態調査のリサイクル率（R）※の算定基準に基づく「リサイクル率」に一本化し、他自治体との比較を容易にするため。
- ・ 集団資源回収率：集団資源回収率は、集団資源回収量を資源総量（集団資源回収量＋中間処理後リサイクル量）で除して算出するものであるが、市民の取組成果が数値により反映されやすい「集団資源回収量」を指標として設定することとした。

※リサイクル率（％）＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）÷（ごみ処理量＋集団回収量）×100

(2) ごみ排出量等の将来予測（推計値）と目標値との比較

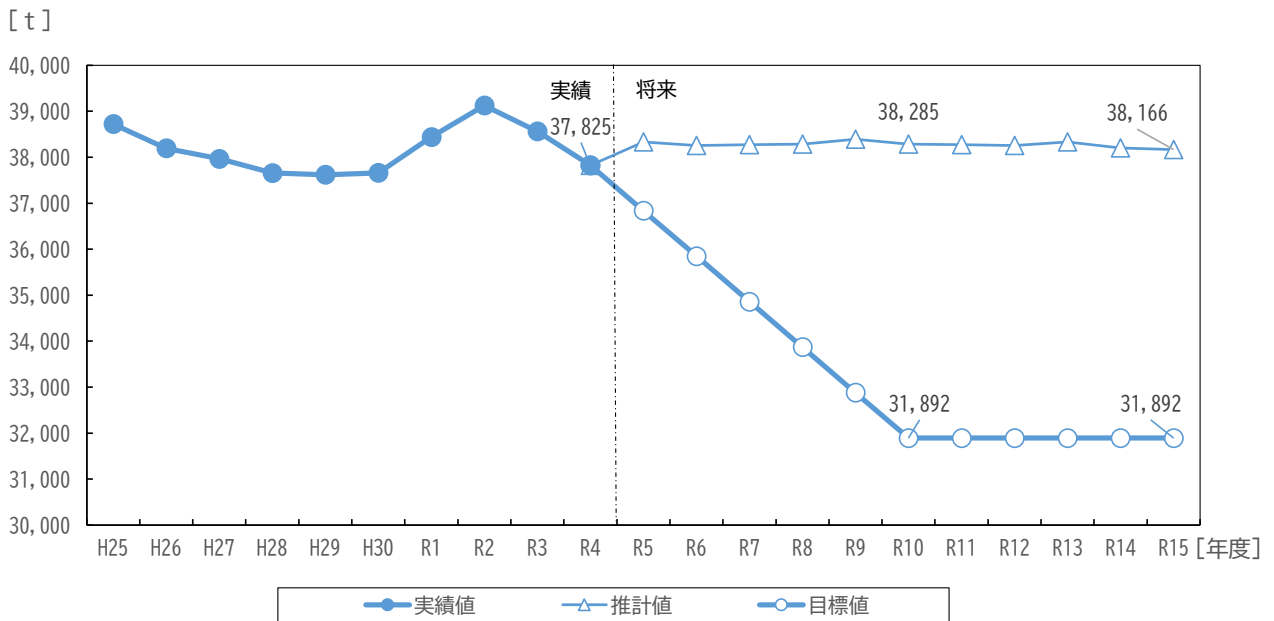
ごみ排出量等の将来の予測（推計値）は、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28（2016）年9月 環境省）に基づきトレンド法により行いました。

トレンド法とは、年度の経過とごみ量の推移の関係を示す推計式に基づき、将来、年度が経過した場合にどの程度ごみ量が増減するかを予測する手法です。トレンド法に用いられる推計式には様々な種類がありますが、将来予測に用いる推計式は、実績値の推移と適合性の高い推計式を採用します。

将来予測は、令和5（2023）年度～令和15（2033）年度までの11年間について行いました。

本計画のごみ減量化・資源化目標（以下「目標値」という。）は、本市の環境基本計画や（仮称）朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画等の関連計画との整合を図るため、前計画の目標達成後の推計値を踏襲した数値を設定することとします。

以下に、令和4（2022）年度の実績値に対する計画目標年次（令和15（2033）年度）の推計値について、①ごみ排出量等が現状のまま推移した場合の推計値（以下「推計値」という。）と②本計画の目標値（以下「目標値」という。）との比較を図2-25から図2-29に示します。



※ごみ排出量=生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団資源回収量

図 2-25 ごみ排出量（推計値と目標値の比較）

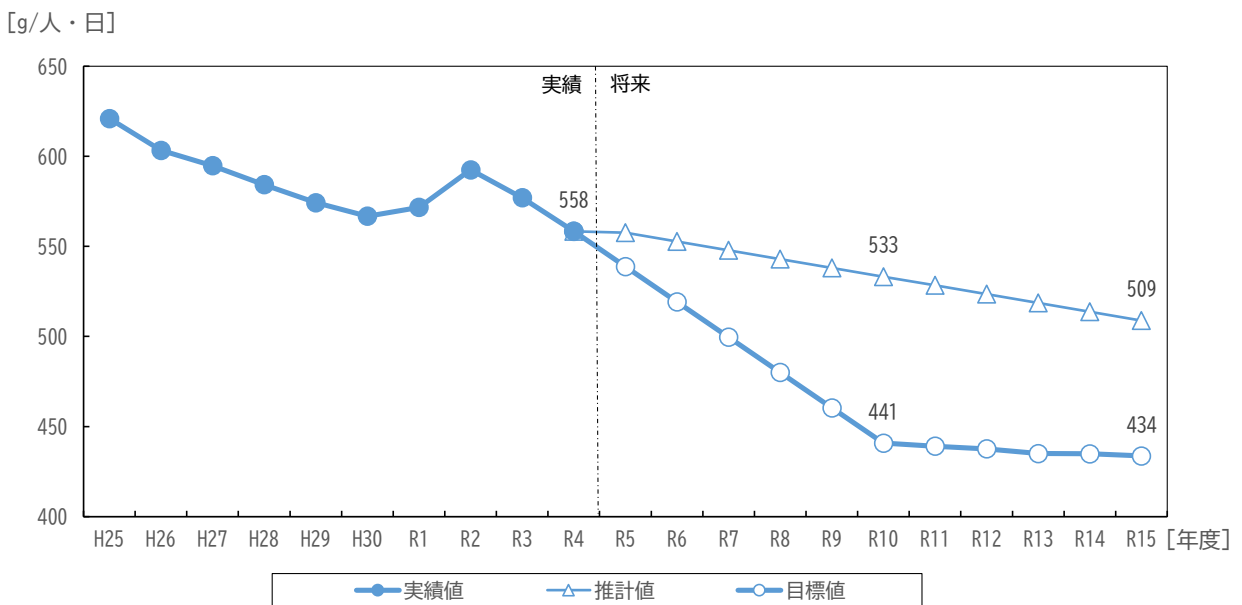


図 2-26 1人1日当たり生活系ごみ排出量（推計値と目標値の比較）

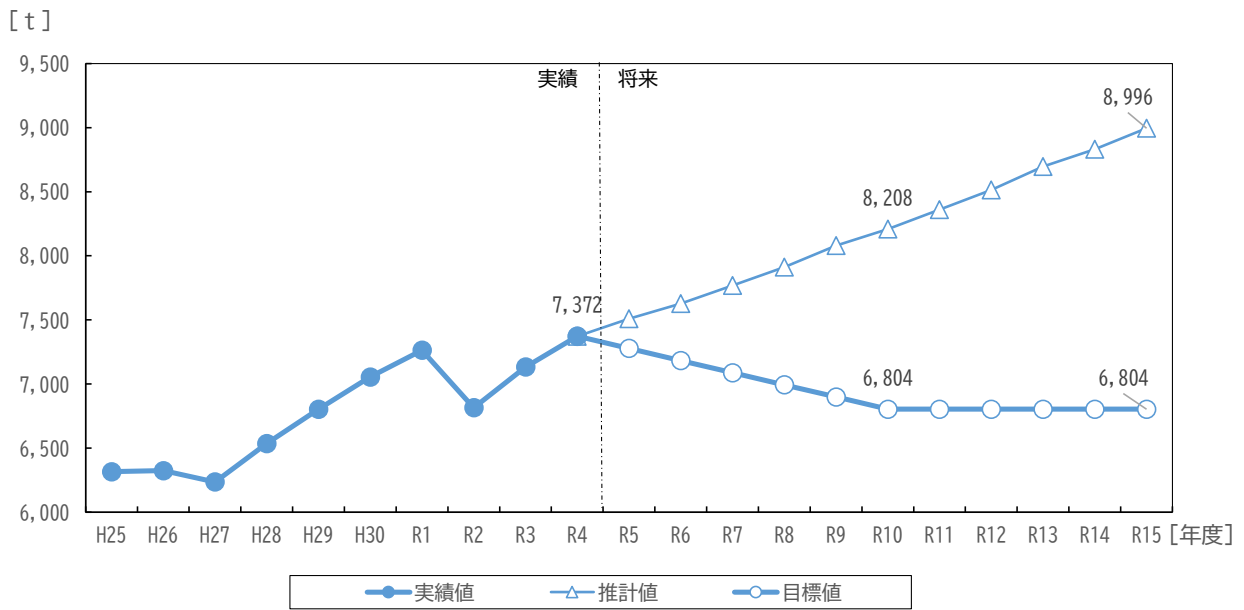
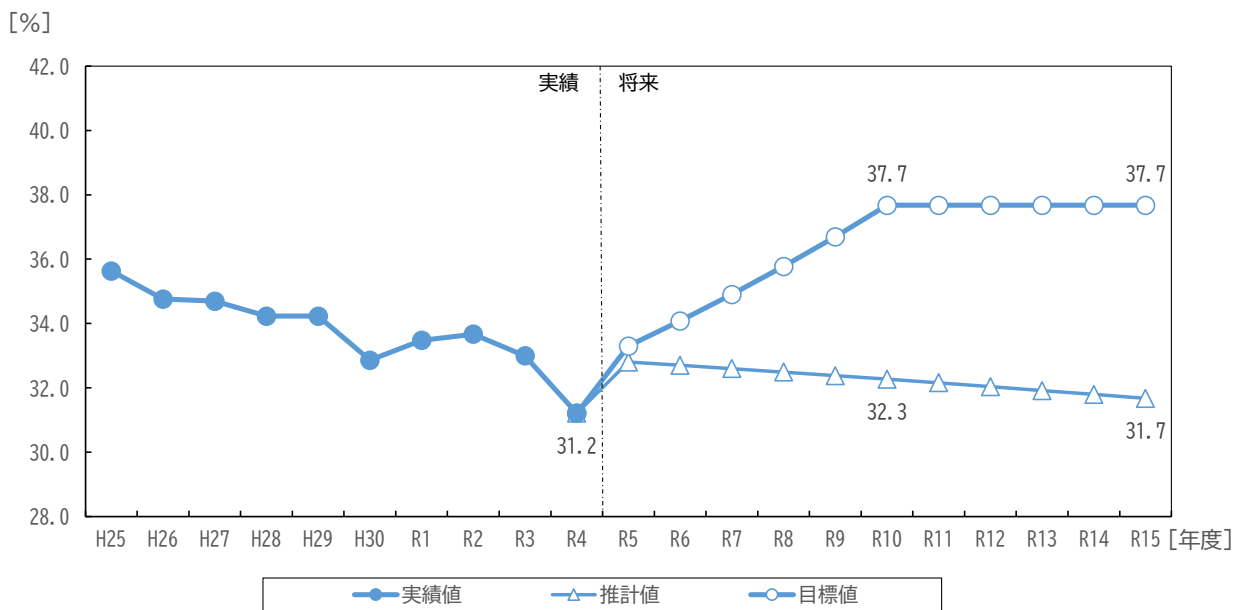


図 2-27 事業系ごみ量（推計値と目標値の比較）



※リサイクル率 (%)

$$= (\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団資源回収量}) \div (\text{ごみ処理量} + \text{集団資源回収量}) \times 100$$

図 2-28 リサイクル率（推計値と目標値の比較）

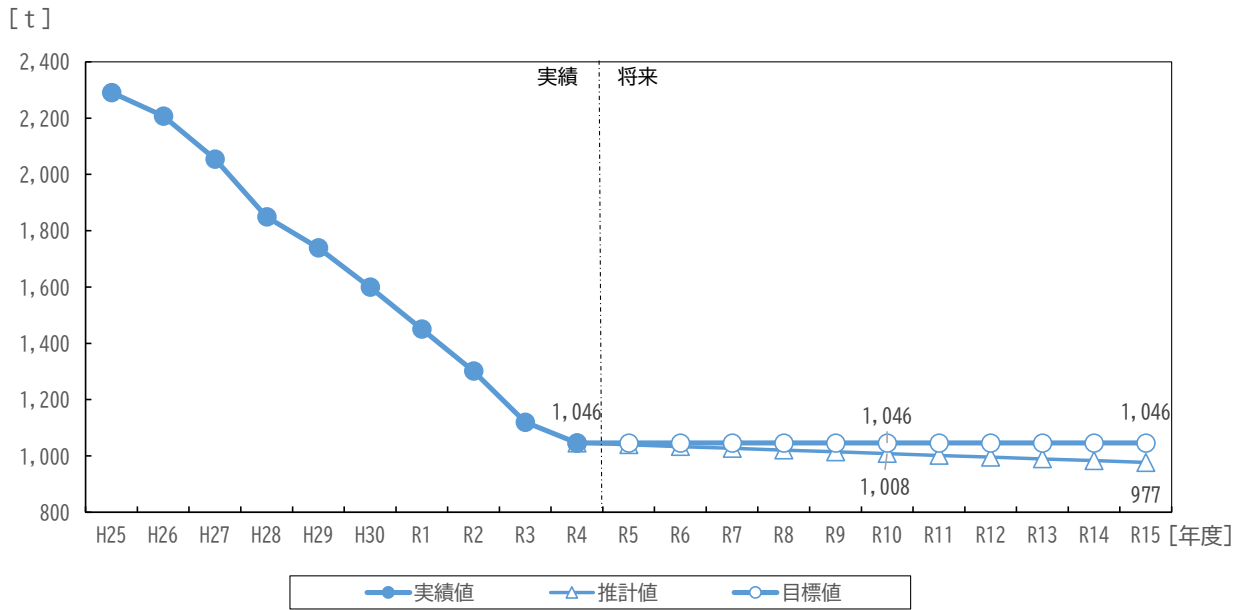


図 2-29 集団資源回収量 (推計値と目標値の比較)

(3) ごみ減量化・資源化の数値目標

ごみ処理基本計画におけるごみ減量化・資源化の数値目標は、表 2-23 のとおりです。

表 2-23 ごみ減量化・資源化の数値目標

指標	単位	令和 4 (2022) 年度 (基準年度) 【実績値】	令和 10 (2028) 年度 (中間年度) 【目標値】	令和 15 (2033) 年度 (計画目標年度) 【目標値】
ごみ排出量	t/年	37,825	31,892 (16%減)	31,892 (16%減)
1人1日当たり 生活系ごみ排出量	g/人・日	558	441 (21%減)	434 (22%減)
事業系ごみ排出量	t/年	7,372	6,804 (8%減)	6,804 (8%減)
リサイクル率	%	31.2	37.7 (6.5%増)	37.7 (6.5%増)
集団資源回収量	t/年	1,046	1,046 (-)	1,046 (-)

※ () 内は、基準年度 (令和 4 (2022) 年度) に対しての増減率を示しています。

※令和 10 (2028) 年度に中間見直しを実施し、令和 15 (2033) 年度の目標値を見直します。

4 施策体系

ごみ処理基本計画の施策体系図を図 2-30 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」、また、新たに取り組む施策を「新規」とします。

区分		施策	頁
基本方針 1 : 脱炭素社会の 推進	(1) 脱炭素 社会の推進	(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡】	59
		(イ) 低公害車の導入【継】	
		(ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新】	
基本方針 2 : 排出抑制の推進	1) 家庭ごみ	(ア) 生ごみの減量化の推進【継】【新】	59
		(イ) 食品ロス削減の推進 (第3編に記載)	60
		(ウ) 市民への意識啓発【継】【拡】【新】	
		(エ) 環境教育の充実【継】【拡】	
		(オ) 啓発イベントの実施【継】	61
		(カ) 再利用の推進【継】	
	2) 事業系 ごみ	(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討【継】【新】	61, 62
		(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継】	62
		(イ) 食品ロス削減の推進 (第3編に記載)	
		(ウ) 事業者への意識啓発【継】	
		(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討【継】【新】	63
		(オ) 国や関係機関等への要望【継】	64
基本方針 3 : 資源循環の推進	1) 家庭ごみ	(ア) 分別排出の徹底【継】【新】	64
		(イ) 集団資源回収活動の促進【継】	64, 65
		(ウ) 小型家電品の再資源化【継】【新】	
		(エ) 紙類の再資源化の推進【継】【拡】	
		(オ) 生ごみの再資源化の推進【継】	65
	2) 事業系 ごみ	(カ) 剪定枝等の再資源化の推進【継】	65, 66
		(キ) プラスチック資源の再資源化の推進【継】【新】	
		(ア) 立入検査・指導の推進【継】	66
		(イ) 紙類の再資源化の推進【拡】	
		(ウ) 生ごみ再資源化の推進【拡】	
(4) 収集・ 運搬計画	(ア) ごみ集積所の管理【継】【拡】【新】	67	
	(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継】		
	(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継】		
	(エ) 事業系ごみ排出の適正化【継】		
	(オ) 高齢者・障害のある方への支援【継】		68
(5) 中間 処理計画	(ア) 安全・適正な維持管理【継】	68	
	(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継】		
基本方針 4 : 安全・安心かつ 安定的なごみ処 理体制の構築	(6) 最終 処分計画	(ア) 最終処分場の確保【継】	68
		(イ) 最終処分場の延命化【継】	69
		(ウ) 現地調査・確認の実施【継】	
		(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継】	
(7) ごみ処 理広域化に伴 うごみ処理体 制の見直し	(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新】	69	
	(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新】		
	(ウ) 資源の広域処理の検討【新】		
	(エ) 効率的な収集運搬体制の検討【新】		70
	(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新】		
	(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新】		
	(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新】		
(8) 災害廃 棄物処理計画	(ア) 災害時の処理体制の構築【継】【拡】	70, 71	
	(イ) 支援体制の確保【継】	71	

※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 2-30 ごみ処理基本計画の施策体系図

(1) 脱炭素社会の推進



(ア) 3Rを通じた環境配慮行動の推進【拡充】

市民及び事業者が、環境について専門知識を学び理解を深め、環境に配慮したライフスタイルにつながるよう、環境や3Rに関する講座等を開催するなど、環境教育・環境学習の機会の充実に努めます。

(イ) 低公害車の導入【継続】

収集車両への低公害車の導入を推奨し、収集・運搬業務における環境負荷の低減、温室効果ガスの排出を抑制します。

(ウ) 温室効果ガス排出量の削減【新規】

ごみを焼却する時などに排出される二酸化炭素は、地球温暖化の原因の一つとされています。3Rを徹底し、ごみ排出量の削減を図ることで、温室効果ガスの排出削減に努めます。

(2) 排出抑制計画（リデュース・リユース）



1) 家庭ごみ

(ア) 生ごみの減量化の推進

① 家庭での水切りの推進【継続】

燃やすごみの約2割を生ごみが占めており、生ごみには水分が多く含まれています。ごみとして排出する前に水分を減らすことができれば、ごみの減量に大きな効果が期待できます。水切りネットの配布等を通じて、家庭での水切りの徹底を啓発します。

② 生ごみ削減に関する新規事業導入の検討【新規】

他自治体の取組事例等を調査し、本市の地域特性に応じた生ごみの削減に資する新規事業の導入を検討します。

(イ) 食品ロス削減の推進

(第3編 食品ロス削減推進計画を参照)

(ウ) 市民への意識啓発

① リサイクルプラザの認知度の向上【新規】

リサイクルプラザは、本市のごみの減量や再資源化に関する情報発信拠点であることから、更なる利用推進に向け、積極的な周知や様々なイベントの開催などを通じて、リサイクルプラザの認知度の向上を図ります。

② リサイクルプラザでの展示及び定期的な見直し【拡充】

リサイクルプラザで、ごみの減量や再資源化に関する資料を展示します。また、市民に最新の情報を提供できるよう、展示内容を定期的に見直します。

③ リサイクルプラザでの書籍の購入・貸出【継続】

リサイクルプラザでは、環境等に関する書籍を購入し、市民の方々に閲覧及び貸出を行っています。今後も継続して実施するとともに、より多くの方に利用いただくために、情報発信を行います。

④ マイバッグ持参運動の推進【継続】

レジ袋の削減を図るため、スーパーマーケットや商工会と連携してマイバッグの使用を推進します。

⑤ リサイクルプラザ企画運営協議会による各種講座の開催及び情報発信【継続】

リサイクルプラザ企画運営協議会との協働による各種講座の開催及び3Rに関する情報の発信を行います。

⑥ 地域と連携した市民啓発活動の実施【拡充】

商工会、企業、NPO、大学などと連携し、マイボトル、マイ箸、マイ容器等、使い捨て製品を使用しないライフスタイルへの転換を推進します。

⑦ 3R活動の普及啓発【拡充】

広報あさか、市ホームページ、市のSNSを通じて、ごみ排出量やごみ処理コストを公表するとともに、3R活動の普及啓発を行います。

⑧ 多様な主体に応じた意識啓発手法及び情報提供手法の検討【拡充】

ごみ排出ルールの周知を図るため、転入者、外国人居住者など、多様な主体に応じた効果的な意識啓発や情報提供の手法について、他自治体の取組事例等を調査し、より効果的な施策の実施を検討します。

(エ) 環境教育の充実

① 市民団体等との協働講座の開催【継続】

3Rを推進する市民団体等と協働で講座を開催し、体験を通じた効果的な学習の場を提供します。

② 環境講座の開催やクリーンセンターの見学の受け入れ【継続】

リサイクルプラザにてごみの減量、再資源化等についての教室や講座を開催するほか、「あさか学習おとどけ講座」やクリーンセンターの見学を行います。

③ 子どもたちへの環境学習機会の提供【拡充】

幼少期からごみを身近な問題として理解を深めるよう、様々な環境学習の機会を提供します。また、学習により子どもたちが自分から行動を起こせるよう、ごみに関する副読本等の資料作成及び配布などを行うことにより、ごみの減量、分別に対する意識を高めます。

(オ) 啓発イベントの実施【継続】

リサイクルプラザ企画運営協議会や民間事業者と協働で、6月（環境月間）、10月（3R推進月間）に環境や資源循環をテーマとしたイベントを実施します。

(カ) 再利用の推進

① リサイクル家具類販売事業及びリサイクルショップ事業の実施【継続】

再利用に対する市民の関心を高めるため、リサイクルプラザで家具類の販売事業や生活用品等を預かり必要な方に販売するリサイクルショップ事業を実施します。

② スクールグッズシェアリング事業の実施支援【継続】

まだ使用可能な市内中学校の制服や学校用品を有効に活用するため、リサイクルプラザ企画運営協議会が実施するスクールグッズシェアリング事業を支援します。

③ 資源回収ボックス設置店舗の周知【継続】

広報あさかや市ホームページ、SNSを効果的に活用し、資源回収ボックス設置店舗の紹介を積極的に行います。

(キ) ごみ処理に係る費用負担の検討

① 家庭ごみの有料化の検討【継続】

家庭ごみの有料化に伴う排出者負担の公平化や、ごみの減量意識の向上といった効果を検証するため、先進事例の情報収集を行います。

② 一般廃棄物会計基準の導入【新規】

国（環境省）の一般廃棄物会計基準を導入し、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコスト分析及び評価を行い、事業の効率化を図ります。

2) 事業系ごみ

(ア) 生ごみの排出実態調査の実施等による情報収集【継続】

事業所からの生ごみ（厨芥類）の排出実態について、クリーンセンターや排出事業所への調査を行うなどして情報収集を行います。

(イ) 食品ロス削減の推進

（第3編 食品ロス削減推進計画を参照）

(ウ) 事業者への意識啓発

① 事業系ごみの減量・再資源化の意識啓発・情報発信【継続】

事業系ごみの減量・再資源化に関して、市ホームページやパンフレット等を通じて、事業者が必要とする情報を的確に発信・提供し、事業者の意識啓発を図ります。

② 搬入ごみ検査の実施・指導【継続】

クリーンセンターにおいて搬入ごみ検査を実施し、分別が守られていない事業者に対する指導を徹底します。

③ ごみ集積所への事業系ごみの排出についての指導の実施【継続】

ごみ集積所へ事業系ごみが排出されないよう、適切な指導を実施します。

④ 廃棄物減量や再資源化等に関する情報提供【継続】

市内の事業者や廃棄物処理業者を対象に、廃棄物減量や再資源化等に関する情報提供を行い、意識啓発とごみに関する自発的な取組を促進します。

⑤ 県と連携した「事業系ごみ削減キャンペーン」の実施【継続】

県と連携して「事業系ごみ削減キャンペーン」を実施し、事業系ごみの削減を目指して取り組みます。

⑥ 排出事業者等のごみ減量意識向上のための施策検討【継続】

先進事例における取組及び効果等を調査し、本市において導入可能な排出事業者等のごみ減量意識向上のための施策を検討します。

(エ) ごみの減量・再資源化事業の検討

① 木質バイオマスの再資源化事業者の紹介【継続】

古紙類や剪定枝などの木質バイオマスについて、再資源化が促進されるよう民間の再生事業者の紹介を行います。

② 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出及び適切な指導【継続】

廃棄物処理法及び朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則により、大規模事業者（事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもので市長が指定するもの）及び多量排出事業者（事業系一般廃棄物を月4トン以上直接または収集運搬業者への委託により市の処理施設に搬入するもの）は、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出が事業者の責務として定められています。事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めるとともに、ごみ減量・再資源化について適切に指導を行います。

③ 事業系ごみ減量の有効な手段の検討【継続】

先進事例における取組及び効果等を調査し、より効果的な事業系ごみの減量・再資源化のための施策を検討します。

④ 優良事業者表彰制度の検討【新規】

事業系ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる事業者や店頭での広報チラシの配布や店頭回収の実施等、生活系ごみの再資源化に協力している事業者の取組を市ホームページ等で紹介するとともに、優良事業者として表彰する制度を検討します。

⑤ 市役所におけるごみの発生抑制と再資源化の推進【新規】

本市の率先行動として、市役所におけるごみの減量と分別の徹底に取り組みます。

⑥ イベント開催等に発生するごみの発生抑制と再資源化の推進【新規】

市内で開催されるイベント等において、大量のごみが発生することが課題となっています。来場者が自発的に分別できるような仕組みづくりや分別啓発のためのスタッフ配置、来場者へのごみ持ち帰りの呼びかけなどのほか、容器等のリユースや再生可能素材で作られた容器の使用、マイバッグ利用の呼びかけ等を通じて来場者の環境意識の醸成に努めるよう、イベントの主催者や出展者等に対して要請します。

(オ) 国や関係機関等への要望【継続】

製品や容器等を製造、販売する事業者が、製品の製造や流通だけでなく、製品が使用され、廃棄された後においても、適正な処理や再資源化がされる段階まで責任を負うよう製造事業者の拡大生産者責任に係る法的整備について、国や関係機関等に対して要望します。

(3) 再資源化計画（リサイクル）



1) 家庭ごみ

(ア) 分別排出の徹底

① 分別排出に向けた啓発【継続】

ごみの分別やごみ集積所への適正排出を徹底するために、分別・啓発の冊子やごみ集積所用分別看板を配布します。また、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用した啓発を行います。

② ごみ分別アプリの利用推進・啓発【新規】

令和4年度に市民活動団体と協働で制作した「ごみ分別アプリ」について、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて利用推進を図ります。

③ ごみ集積所監視パトロールの実施【継続】

ごみ集積所監視パトロールを実施し、分別排出について直接指導を行います。

④ 分別排出やごみ集積所管理についての周知・徹底【継続】

転入者、外国人居住者、集合住宅の入居者等に対し、管理人や管理会社と協力して、分別排出やごみ集積所の管理について、周知を徹底します。

(イ) 集団資源回収活動の促進

① 地域リサイクル活動推進補助制度の推進【継続】

集団資源回収活動の促進を図るため、市民団体等に対し、地域リサイクル活動推進補助制度の周知に努め、登録団体数の増加を図ります。また、既存の登録団体に対して再度周知を図り、資源回収率の向上に努めます。

(ウ) 小型家電品の再資源化

① 小型家電品の排出方法等の周知徹底【継続】

小型家電品の再資源化を促進するため、排出方法を市民に対して周知徹底します。

② 小型家電品の処理体制の整備【継続】

小型家電品のリサイクルを推進するため、認定事業者の動向を踏まえながら、処理体制を整備します。

③ 二次電池の回収方法の周知徹底【新規】

近年全国で、収集ごみに二次電池（リチウムイオン電池等）が混入し、処理施設で爆発火災事故が発生する事例が相次いでいます。市民に対し、二次電池の排出方法や混入の危険性について、広報あさかや市ホームページ等により周知徹底を図っていきます。

（エ）紙類の再資源化の推進

① 紙類（特に雑がみ）の分別・再資源化の周知啓発【拡充】

燃やすごみの組成分析の結果、燃やすごみの約4割を紙類が占めています。焼却処理量の削減及びリサイクル率の向上に向け、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて、雑がみの対象となる品目や家庭内での実践が可能で効率的な分別方法等について周知・啓発することで、紙類（特に雑がみ）の再資源化を推進します。

② 紙類の再資源化方法の調査【継続】

紙類の再資源化を高い割合で実現している他自治体の取組事例等を調査し、本市において導入可能で、効果的な紙類の再資源化方法を検討します。

（オ）生ごみの再資源化の推進【継続】

家庭から排出される生ごみを再資源化して有効利用できるよう、新たな再資源化方法について調査を継続します。

（カ）剪定枝等の再資源化の推進【継続】

家庭や事業所が出た木くず（剪定枝、根、株、幹）や刈草類の再資源化を推進するため、広報あさか、市ホームページ、市のSNS等で市内の再資源化事業者の紹介等を行います。

（キ）プラスチック資源の再資源化の推進

令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の推進等に関する法律」が施行されるなど、プラスチックごみの削減や資源循環が求められています。化石資源を主原料とするプラスチック資源の再資源化は、脱炭素社会の実現に資することから、積極的に推進していきます。

① **プラスチック資源の再資源化の推進【継続】**

プラスチック資源に関しては、効果的に再資源化できるよう、広報あさか、市ホームページ等で、分別方法をわかりやすく広報し、排出ルールの周知を図ります。

② **製品プラスチックのマテリアルリサイクルの検討【新規】**

回収した製品プラスチックをそのまま原材料にして新たなプラスチック製品を作る製品プラスチックのマテリアルリサイクルについて調査を行い、本市への導入可能性を検討します。

③ **飲料業界等との協働によるペットボトルの水平リサイクルの確立【新規】**

使用済みのペットボトルをリサイクルして再びペットボトルとして何度も繰り返し使用するペットボトルの水平リサイクルの確立に向け、飲料業界等との協議を行います。

2) 事業系ごみ

(ア) 立入検査・指導の推進【継続】

多量排出事業所や大規模事業所に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を要請し、必要に応じて立入検査を行うことで、ごみ減量の取組や分別、処理方法等を指導します。

(イ) 紙類の再資源化の推進【拡充】

事業系ごみの再資源化を推進するため、紙類の再資源化ルートに関する情報収集を行うとともに、事業者に対して許可業者、古紙問屋等の情報提供を行います。

特に事業者から排出される雑がみについて、焼却処理量の削減及びリサイクル率の向上に向け、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを通じて、再資源化を啓発します。

(ウ) 生ごみの再資源化の推進【拡充】

事業所から排出される生ごみを再資源化して有効利用できるよう、立入検査などの機会を通じて情報提供を行います。また、食品リサイクル法を遵守するよう指導します。

(4) 収集・運搬計画



(ア) ごみ集積所の管理

① ごみ排出マナーの向上【継続】

ごみは、分別して決められた曜日、時間までに排出するよう周知しているところですが、分別が不適切なごみの排出、資源の持ち去り、不法投棄、設置されているクリーンネットを適切に使用しないなどの事例が見受けられます。

ごみ集積所用注意看板の設置やごみ集積所監視パトロールにより注意を喚起するとともに、不法投棄について関係機関との連携を密にし、ごみ排出マナーの向上を図ります。

② ごみ回収分別容器及びクリーンネットの貸出し【拡充】

ごみ回収分別容器やクリーンネットの貸出しにより、分別の徹底とごみ排出マナーの向上を図ります。

③ ごみ集積所の管理のあり方の検討【新規】

近年、高齢化等により、集積所のごみ当番等を担うことが難しいとの声が寄せられています。地域における集積所の管理のあり方や負担軽減に向けた方法について、他自治体の取組事例等を調査し、関係部・課と連携して、本市において導入可能な管理方法を検討します。

(イ) 有害ごみ及び市で処理できないものの廃棄方法の周知【継続】

劇薬物、感染性廃棄物、注射針等、市で処理できないごみに関する情報を市ホームページ、パンフレット等で周知し、収集における事故の防止に努めます。

(ウ) 収集業者と意見交換の実施【継続】

収集・運搬作業の効率化や事故防止のため、収集業者と意見交換を行います。

(エ) 事業系ごみ排出の適正化

① 集積所への事業系ごみの排出防止【継続】

ごみ集積所への事業系ごみ排出を防止するため、事業者に対する指導を強化します。

② 小規模事業者の適正排出のための啓発方法の調査【継続】

他自治体の取組事例等を調査し、効果的な小規模事業者の適正排出に向けた啓発方法を検討します。

(オ) 高齢者・障害のある方への支援【継続】

関係機関と連携しながら、広報あさかや市ホームページを通じて家庭ごみ訪問収集事業の周知を図ります。

(5) 中間処理計画



(ア) 安全・適正な維持管理

① 設備の予防保全及び延命化【継続】

定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、各施設の延命化を図ります。また、設備の交換時には、省エネルギー機器を導入し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

② 状況に応じた施設の運転管理【継続】

ごみ処理量・ごみ質の変化に対応し、効率的かつ効果的な処理が行えるよう、状況に応じた施設の運転管理に努めます。

③ 適正な維持管理の実施【継続】

市内から排出されるごみを毎日、確実に処理できるよう、各施設において万全な清掃・点検・修理を行い、事故のないよう安全で適正な維持管理に努めます。また、二次電池（リチウムイオン電池等）による火災事故防止のため、処理を行う前の確認・選別を行い、施設全体の安全管理に努めます。

(イ) 中間処理に係る新技術の情報収集【継続】

中間処理や再資源化技術、再資源化を行う民間事業者等について情報収集し、処理の安定性、信頼性、経済性、環境保全性などを総合的に検討し、有効な場合には積極的に採用し、処理の効率化、コスト削減を推進します。

(6) 最終処分計画



(ア) 最終処分場の確保【継続】

本市には焼却灰等を埋め立てる最終処分場がなく、他の自治体に依存していることから、搬出先の最終処分場の埋め立て完了時期等を継続的に把握し、長期展望に立って最終処分場を確実に確保します。また、最終処分場の選定には、現地を確認の上、最終処分地としての適性や処分コストを勘案し、適切な最終処分場の確保に努めます。

(イ) 最終処分場の延命化【継続】

本市では、最終処分場を有していないため、ごみ焼却処理施設での焼却処理によって生じる焼却灰は、セメント原料化や人工砂原料化、再生砕石資源化を行っているほか、廃プラスチックについても再資源化するよう努めています。再資源化を継続して行えるよう、再資源化技術の動向や再資源化を行う事業者の情報収集に努めます。また、法的整備、社会情勢を踏まえ新たな資源化品目の検討を行い、可能な限り再資源化を拡充することにより、最終処分量を削減し、搬出先の最終処分場の延命化を図ります。

(ウ) 現地調査・確認の実施【継続】

本市より排出した焼却灰やプラスチック類が適正に処分・処理されているかを確認することは本市の責務であることから、現地を1年に1回訪問し、処分・処理が適正に行われているかを調査・確認します。

(エ) 最終処分に係る啓発の実施【継続】

焼却灰等には自然界での分解が困難な物質も含まれており、最終処分として埋め立てることは、自然環境に対しても大きな負荷を与えています。市民・事業者が生活や事業活動による自然環境への負荷について学べるよう、リサイクルプラザでの展示やクリーンセンターの見学等を通じて啓発を行います。

(7) ごみ処理広域化に伴うごみ処理体制の見直し



(ア) ごみ処理広域化事業の着実な実施【新規】

令和12（2030）年度のごみ広域処理施設の稼働開始に向けて、和光市や朝霞和光資源循環組合と連携し、着実に事業を進めます。

(イ) ごみ処理広域化事業についての情報発信【新規】

アンケート調査では、ごみ処理広域化事業についての市民の認知度は2割弱という結果になっており、事業が市民に十分に認知されているとは言い難い状況です。ごみ処理広域化事業の施設概要、進捗状況、事業スケジュール等の情報について、朝霞和光資源循環組合と連携し、積極的に情報発信を行います。

(ウ) 資源の広域処理の検討【新規】

びん、かん、プラスチック資源、ペットボトルなどの資源も、広域処理の対象とされています。具体的な広域処理の手法について、和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

(エ) 効率的な収集運搬体制の検討

① 効率的な収集運搬体制の検討【新規】

ごみ処理広域化後は、本市で発生した可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみについては、和光市にあるごみ広域処理施設へ搬入することになります。安全かつ効率的な収集運搬ルート及び収集運搬体制の構築に向けて、継続的に検討を行います。

② 燃やせないごみ・粗大ごみ収集システムの検討【新規】

燃やせないごみ・粗大ごみについては、ごみ広域処理施設稼働後は、和光市にあるごみ広域処理施設にて処理されることになります。本市と和光市では、対象寸法の違いや排出方法が異なります。適正かつ効率的な処理に向け、ごみ広域処理施設の仕様を踏まえ、和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

(オ) ごみの直接搬入システムの検討【新規】

ごみ処理広域化後は、家庭や事業所等で発生したごみを直接搬入する場合は、和光市にあるごみ広域処理施設へ搬入することになります。搬入先の変更について市民及び事業者へ周知を図るほか、円滑な受入体制の構築に向けて、朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

(カ) ごみ広域処理施設における余熱利用の推進【新規】

ごみ広域処理施設では、ごみ焼却に伴う余熱を電力、蒸気、温水として活用することが予定されています。余熱を最大限利用することにより、省エネルギー化と温室効果ガスの発生抑制を図ります。

(キ) ごみ広域処理施設における省エネルギー機器・設備の導入【新規】

ごみ広域処理施設の整備においては、温室効果ガス削減効果の高い省エネルギー機器及び設備の導入を図ります。

(8) 災害廃棄物処理計画



(ア) 災害時の処理体制の構築

① 迅速な情報収集の実施【継続】

発災後は、市内の状況、ごみの収集・運搬車両や処理・処分施設の状況などを把握するため迅速に情報収集を行い、被災状況に応じた処理体制の構築を図ります。

② 仮置場の確保【継続】

発災後は、災害廃棄物を選別・保管するための仮置場を確保します。また、災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の計画的な処理を行います。

③ 災害時の処理体制の構築【拡充】

本市のクリーンセンターにおいて、災害発生時のごみ処理を円滑に行うために、処理施設の予防保全、耐震化、電源・水源の確保、被災時の処理体制の検討など防災対策に努めます。

また、ごみ広域処理施設において、災害が発生しても稼働が継続でき、本市で発生した災害廃棄物を円滑かつ適切に処理できる施設とするために、浸水・地震対策等について和光市や朝霞和光資源循環組合と継続的に協議を行います。

④ 災害廃棄物の再資源化の推進【継続】

災害廃棄物の処理にあたっては、再資源化を優先し、分別排出の徹底、資源の選別・回収を推進します。また、中間処理後の残渣類に関しても可能な限り再資源化するものとします。

(イ) 支援体制の確保【継続】

本市単独での対応が困難な場合には、「災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定」に基づき、県及び県内の市町村などへごみ処理の協力を求め、一方、他市町村からの協力要請があった場合には、協定に基づき支援を行います。

また、民間事業者などとも、被災時に必要となる人員、機材などの協力体制について継続的に協議を行います。

5 各主体の役割

ごみ処理基本計画の基本理念「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」の実現のためには、市民、事業者、市がお互いに協力・連携し、それぞれの役割に基づき、一体となって取り組むことが必要です。

ここでは、市民、事業者、市の役割分担を表 2-24 に示します。

表 2-24 各主体の役割分担

主体	内容
市民	廃棄物の減量及びその適正な処理に関して市が行う施策に協力し、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めます。
事業者	排出者責任や拡大生産者責任等を認識し、事業活動に伴い発生するごみの排出抑制・再使用・リサイクルを率先して行い、ごみとして排出する場合には、適正処理に努めます。
市	市民・事業者と協力・連携し、ごみ処理基本計画に基づくごみ減量化・再資源化施策の推進を図ります。

第3編 食品ロス削減推進計画

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

我が国では、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、その量は令和3（2021）年度は523万tと推計されています（図3-1）。

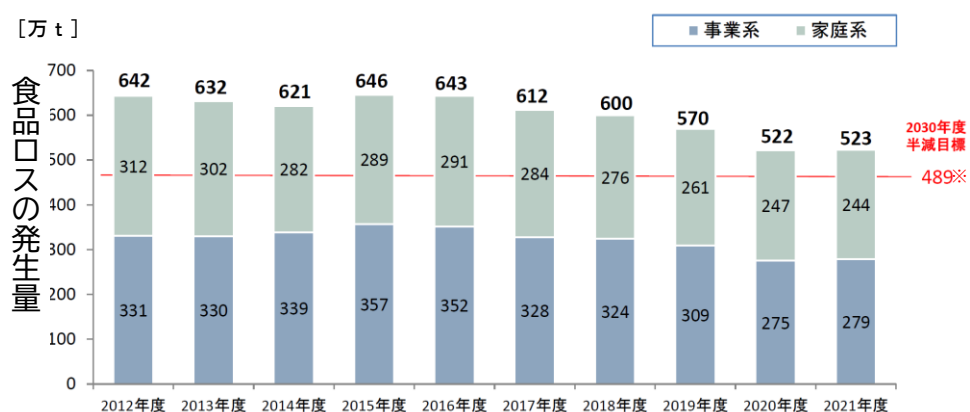
食品ロスに関しては、平成27（2015）年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」（SDGs）の1つに「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は、国際的にも重要な課題となっています。

国内では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」及び「食品リサイクル法に基づく基本方針」（令和元（2019）年7月公表）において、家庭系及び事業系の食品ロスを令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度比で半減するとの目標が定められています。

また、食品ロス削減推進法に基づき令和2（2020）年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

県の「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」においても、食品ロスの削減を重要課題の一つとして位置づけ、国と同様の数値目標を設定し、様々な施策に取り組んでいくこととしています。

このような流れを受け、本市においても、食品ロス削減の取組を総合的かつ計画的に進めるために、食品ロス削減推進計画を策定します。



※2030年度までに2000年度比の半減、すなわち489万トンとする目標が定められています。
出典：我が国の食品ロスの発生量の推移等（環境省）を基に作成

図3-1 食品ロスの発生量の推移

2 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロス削減推進法第 13 条第 1 項の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」として策定します。

また、食品ロス削減推進計画は、本計画における食品ロス削減に関する事項の個別計画として位置づけるとともに、上位計画である「第 5 次朝霞市総合計画」、「第 3 次朝霞市環境基本計画」等における関連施策との整合を図ります。

3 関連法令、計画

(1) 食品ロス削減推進のための関連法令

1) 食品リサイクル法及び食品リサイクル法に基づく基本方針

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）は、平成 13（2001）年 5 月に制定され、食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料などの原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食など）による食品循環資源の再生利用などを促進しています。

食品リサイクル法に基づく基本方針は、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、概ね 5 年ごとに国が策定しているもので、令和元（2019）年 7 月に新たな基本方針が公表されました。この基本方針では、食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標として、表 3-1 のとおり設定しています。

表 3-1 食品リサイクル法に基づく基本方針の数値目標

項目	目標	目標年度
事業系食品ロス量	平成12（2000）年度の半減	令和12（2030）年度
食品廃棄物等の再生利用等の実施率	・食品製造業：95% ・食品卸売業：75% ・食品小売業：60% ・外食産業：50%	令和6（2024）年度

2) 食品ロス削減推進法及び食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針

食品ロス削減推進法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に、令和元（2019）年 10 月に施行されました。当該法第 13 条において、市町村は、基本方針及び都道府県食品ロス削減推進計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないものとされています。

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」は、食品ロス削減推進法第 11 条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めるもので、令和 2（2020）年 3 月に閣議決定されました。この方針では、食品ロスの削減目標として、表 3-2 の数値目標を設定しています。

表 3-2 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針の数値目標

項 目	目 標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の 半減	令和12（2030）年度
事業系食品ロス量		
食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	80%	

（2）国の関連計画

1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画では、「持続可能な社会づくりと総合的取組」に関する指標の一つとして、家庭系食品ロス量について、SDGsにおいて「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させる」と挙げられていることを踏まえて、表 3-3 に示す目標を設定しています。

表 3-3 第四次循環型社会形成推進基本計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
家庭系食品ロス量	平成12（2000）年度の 半減	令和12（2030）年度

（3）県の関連計画

1) 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）

県では、食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）」を令和 3（2021）年 3 月に策定しています。

当該計画では、「食品ロスの削減」を特に重点的に取り組む課題の一つに掲げ、SDGs、第四次循環型社会形成推進基本計画及び食品ロスの削減の推進に関する基本方針等の国の目標に合わせて、表 3-4 に示す目標を設定しています。

表 3-4 第9次埼玉県廃棄物処理基本計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
食品ロス量	240千 t （平成30（2018）年 度から9.8%減）	令和 7（2025）年度
	202千 t （平成12（2000）年 度比で半減）	令和12（2030）年度

(4) 本市の関連計画

1) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画では、廃棄物の排出抑制の推進に係る施策の中で、生ごみの減量化や食品ロス削減を位置付けています。

第3次朝霞市環境基本計画における食品ロス削減推進計画に関連する事項の概要を表 3-5 に示します。

表 3-5 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなで作る 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち朝霞」
環境目標3	脱炭素・循環型社会の推進
個別目標	3-4 資源を大切に、繰り返し使う
実施施策	<p>3-4-1 廃棄物の排出抑制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生ごみの減量化 【具体的な取組・事業】 ○ごみの排出抑制のため、生ごみ排出時の水切りなどを推進し、減量化に努めます。 ・食品ロス削減 【具体的な取組・事業】 ○大切な資源の有効活用や環境負荷に配慮するため、食品ロス削減の啓発に努めます。 ○給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進め、食品ロス削減を推進します。 ○家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくことで、食品ロス削減を推進します。

第2章 食品ロスの現況

1 用語の定義

食品ロス削減推進計画で対象とする「食品ロス」とは、市内で発生する食品廃棄物から不可食部（野菜・果物の皮、肉・魚の骨などの調理くず）を除いた、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（可食部）のことを指し、可食部は、「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類されます。家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。

2 食品ロス量の実績

(1) 家庭系食品ロス量

本市の家庭系食品ロス量は、各年度の家庭系ごみの燃やすごみ量に、県が実施した「家庭系食品ロス排出実態調査（令和元（2019）年11月）」に基づく県内自治体における可燃ごみに占める食品ロス量の平均割合（6.18%）を乗じて推計しました。推計式を以下に示します。

【推計式】

家庭系食品ロス発生量

= 各年度の家庭系ごみの燃やすごみ発生量

× 県内市町村の可燃ごみ量に占める家庭系食品ロス量の平均割合（6.18%）

本市の家庭系食品ロス量の推計結果を図 3-2 に示します。家庭系食品ロス量は、1,250t/年前後で推移しています。

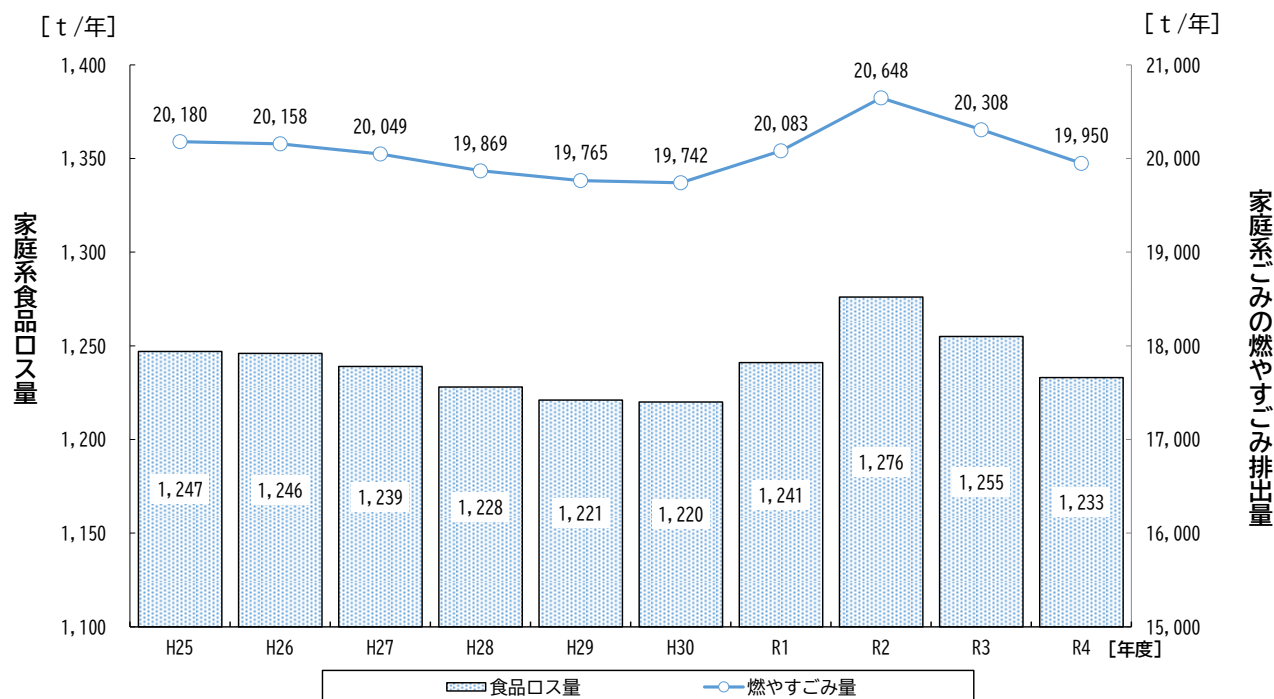


図 3-2 家庭系食品ロス量

(2) 事業系食品ロス量

事業系食品ロスは、主に食品製造業や食品卸売業、食品小売業、外食産業から排出されています。

食品リサイクル法では、食品廃棄物等の年間発生量が100トンを超える多量排出事業者に対し、定期報告書の提出が義務付けられており、都道府県別に食品廃棄物量の集計結果が公表されています。県における多量排出事業者のごみ発生量に占める食品廃棄物量の発生量の割合は、85.2%（平成29（2017）年度）となっています。

また、第9次埼玉県廃棄物処理基本計画（埼玉県食品ロス削減推進計画）では、県内自治体における調査に基づく食品廃棄物量に対する食品ロス量の割合は、30.8%（平成29（2017）年度）と算出されています。

本市では、廃棄物処理法、朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則により、事業用大規模建築物（事業の用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のもので市長が指定するもの）を所有・占有している事業者（以下「大規模排出事業者」という。）に対して、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けており、当該計画書より排出量を算定することが可能です。

以上を踏まえ、本市の事業系食品ロス量は、以下の推計式に基づき推計を行いました。

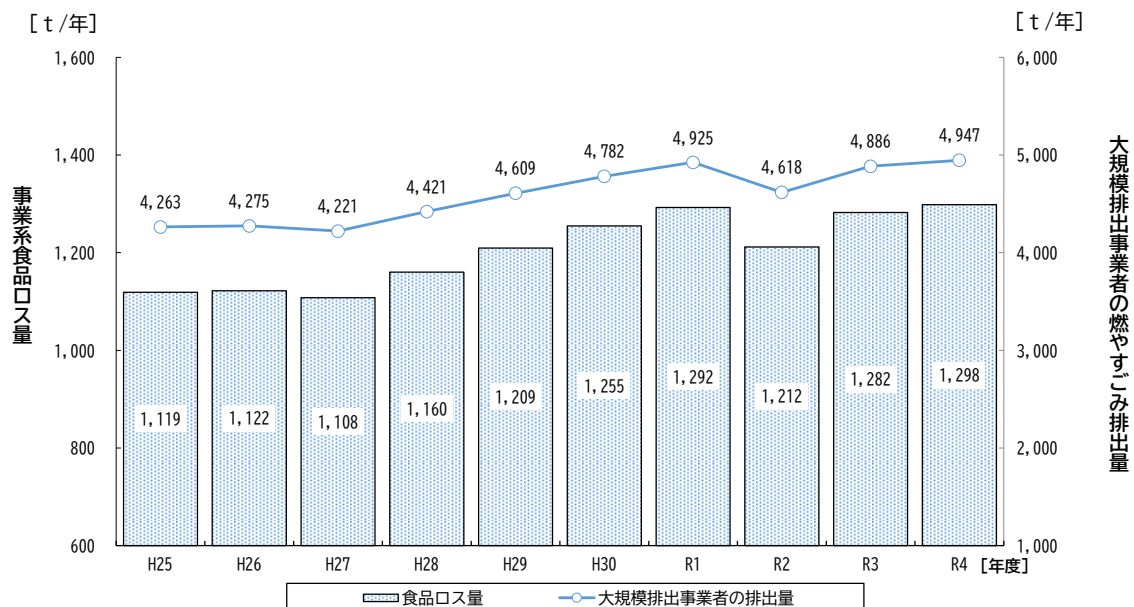
【推計式】

事業系食品廃棄物量 = 大規模排出事業者のごみ発生量

× 食品廃棄物量の割合（85.2%）

事業系食品ロス量 = 事業系食品廃棄物量 × 食品ロス量の割合（30.8%）

本市の事業系食品ロス量の推計結果を図3-3に示します。事業系食品ロス量は、年々増加傾向にあります。



※令和2年度以前の大規模排出事業者の排出量は、令和3年度及び令和4年度の事業系ごみに対する大規模排出事業者の排出量の平均割合より算出しています。

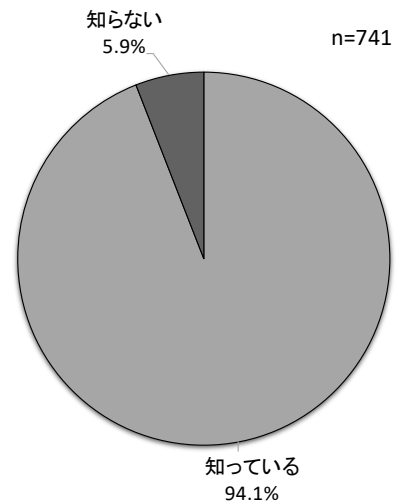
図 3-3 事業系食品ロス量

3 食品ロス削減に関するアンケート調査結果

(1) 市民

本市内に在住の 18 歳以上の市民を対象に実施したアンケート調査（対象：2,000 人、回収率：38.9%）では、食品ロスの問題を知っている市民は 94.1%と、ほとんどの市民が認知しています。

また、食品ロス削減の取組を行っている市民は 77.6%となっており、性別・年齢別では、男性は年齢が低い方が、女性は年齢が高い方が多く実施している傾向にあります。具体的な取組としては、「買い物に行く前に冷蔵庫の中身を確認」や「食べきれ的分だけ料理を作っている」などが多くなっています。



※nは回答者数を示します。

図 3-4 食品ロス問題の認知割合（市民アンケート調査より）

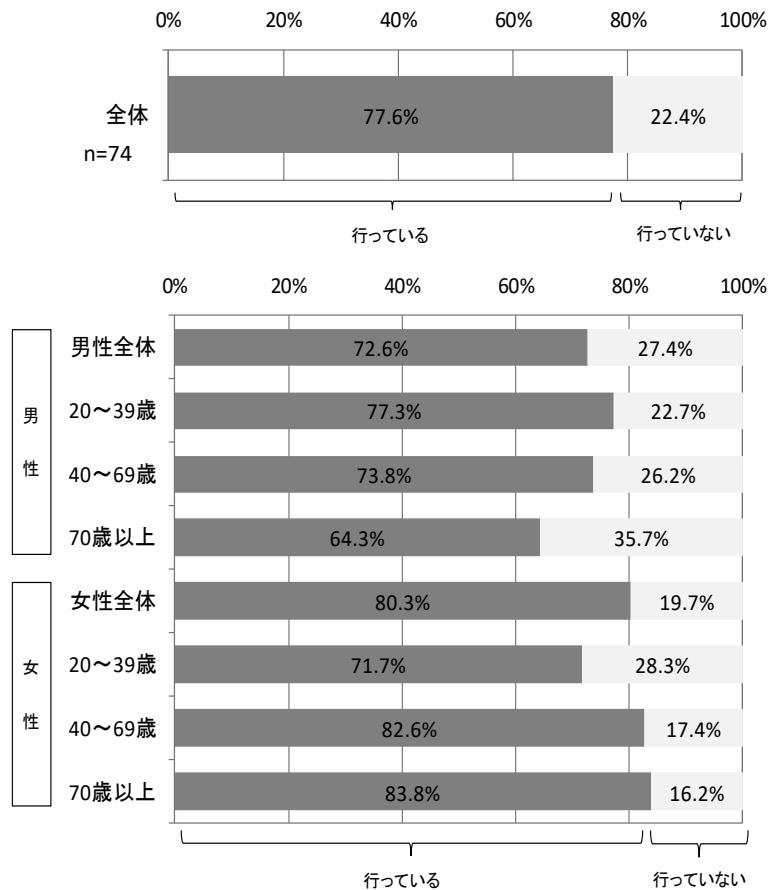


図 3-5 性別・年齢別の食品ロス削減への取組割合（市民アンケート調査より）

(2) 事業者

市内に事業所がある事業者に対して行ったアンケート調査（対象：200社、回収率：62.0%）では、食品ロスの発生要因は、お客さんの食べ残しが最も多くなっています。また、事業者が行っている食品ロス削減の取組は、商慣習見直し（過剰生産・過剰在庫の削減）が最も多くなっています。

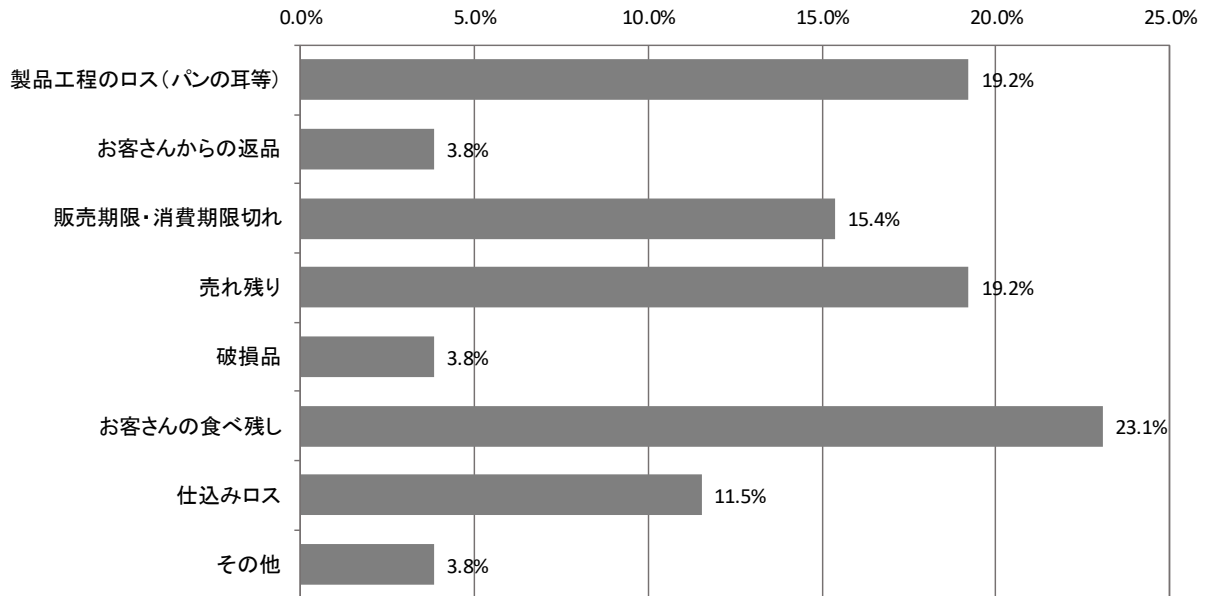


図 3-6 食品ロスの発生要因（事業者アンケート調査より）

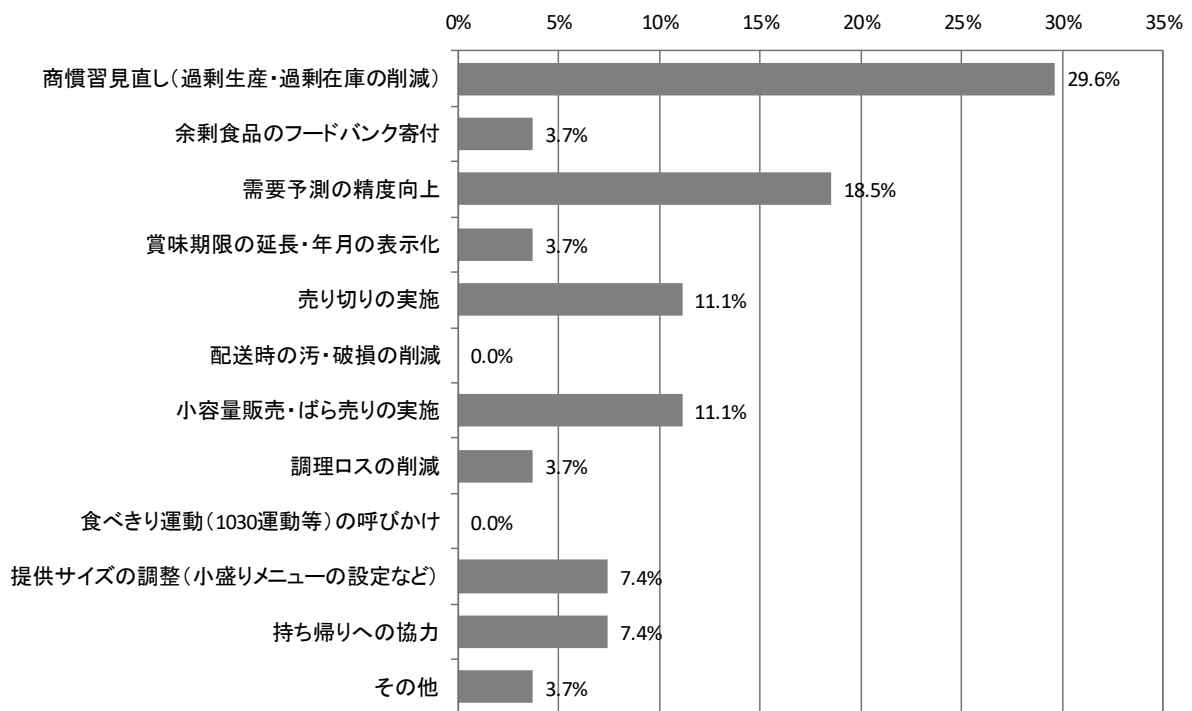


図 3-7 食品ロス削減の取組（事業者アンケート調査より）

第3章 食品ロスの課題

本市における食品ロスに関する課題は以下のとおりです。

(1) 家庭系食品ロス

本市における家庭系食品ロス量は、燃やすごみ量の変動に伴い増減しています。

また、市民の約8割が食品ロス問題を認知して削減に取り組んでいますが、男性は年齢が高い方が、女性は年齢が若くなるにつれて取り組む割合が低くなることから、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、多様な主体を意識した啓発を実施していく必要があります。

(2) 事業系食品ロス

本市における事業系食品ロス量は、事業系ごみ量の増加に伴い、増加傾向で推移しているものと見込まれます。

事業系食品ロスの発生要因は、「お客さんの食べ残し」、「製造工程のロス」、「売れ残り」が多く占めていることから、事業者に対し食品ロス削減の啓発や具体的な実践事例の紹介等を行うとともに、市民に対し食べきりを推奨するなど、事業系食品ロス量の削減に向けた取組を推進する必要があります。

第4章 食品ロス削減推進計画

1 基本理念

食品ロス削減推進計画では、国及び県の食品ロスに関する政策動向や、第3次朝霞市環境基本計画の施策内容を踏まえて、ごみ処理基本計画と同様、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市における食品ロス削減を推進し、環境に配慮した循環型社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、この基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

基本方針：食品ロスの排出抑制と減量化の推進

食品ロス削減に対する市民及び事業者の意識を高め、家庭及び事業所からの食品ロスの排出抑制と減量化に取り組むことで、食品ロスを削減します。

3 計画目標

(1) 食品ロス削減に係る指標

食品ロス削減推進計画の指標は、国や県で掲げられた指標を踏襲し、表 3-6 の2項目とします。

表 3-6 食品ロス削減に係る指標

【食品ロス削減に係る指標】

- ① 食品ロス量
- ② 食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合

(2) 食品ロス削減に係る数値目標

1) 食品ロス量

国及び県は、食品ロス量を平成 12 (2000) 年度に対し令和 12 (2030) 年度までに半減させる方針としています。

本市は、国や県と同様に、平成 12 (2000) 年度の発生量に対して、令和 12 (2030) 年度に半減する目標とします。

令和 13 (2031) 年度以降は令和 4 (2022) 年度から令和 12 (2030) 年度の年間減少量を維持するものとし、計画目標年次 (令和 15 (2033) 年度) の食品ロス量は、令和 4 (2022) 年度実績値に対し、1,877 t (約 74%) 削減を目指します。

食品ロス量の目標値を図 3-8 に示します。

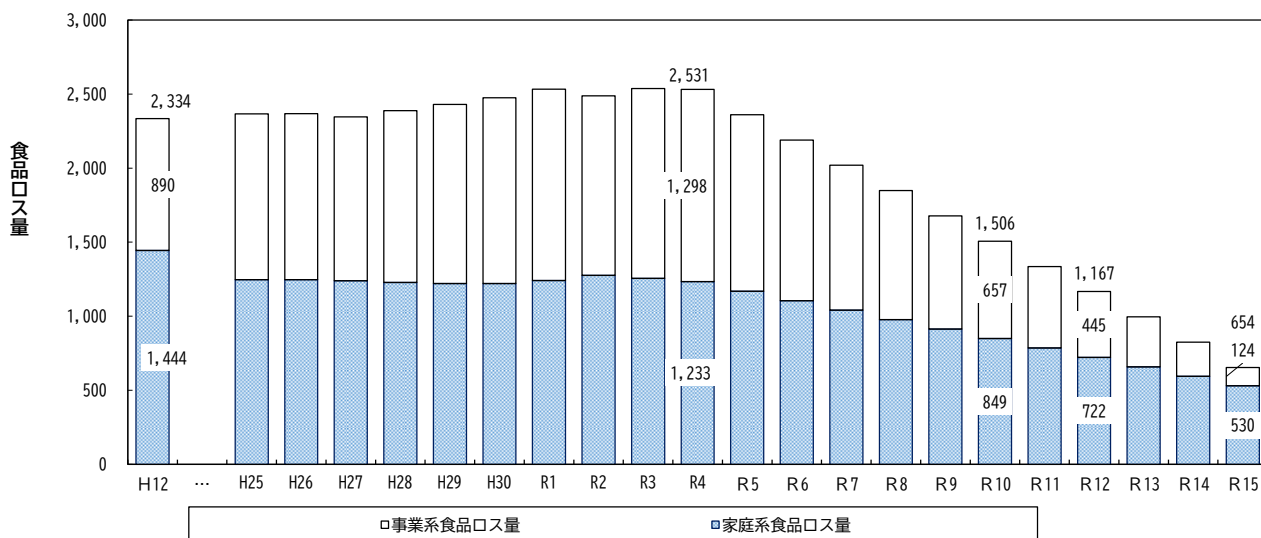


図 3-8 食品ロス量の目標値

2) 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%以上にすることを目標としています。

食品ロスに取り組んでいる市民の割合は、令和4年度(77.6%)以上に増やすことを目標とし、計画目標年次(令和15(2033)年度)は85%以上とすることを目指します。

3) 食品ロス削減に係る数値目標

食品ロス削減推進計画における食品ロス削減に係る数値目標は、表3-7のとおりです。

表 3-7 食品ロス削減に係る数値目標

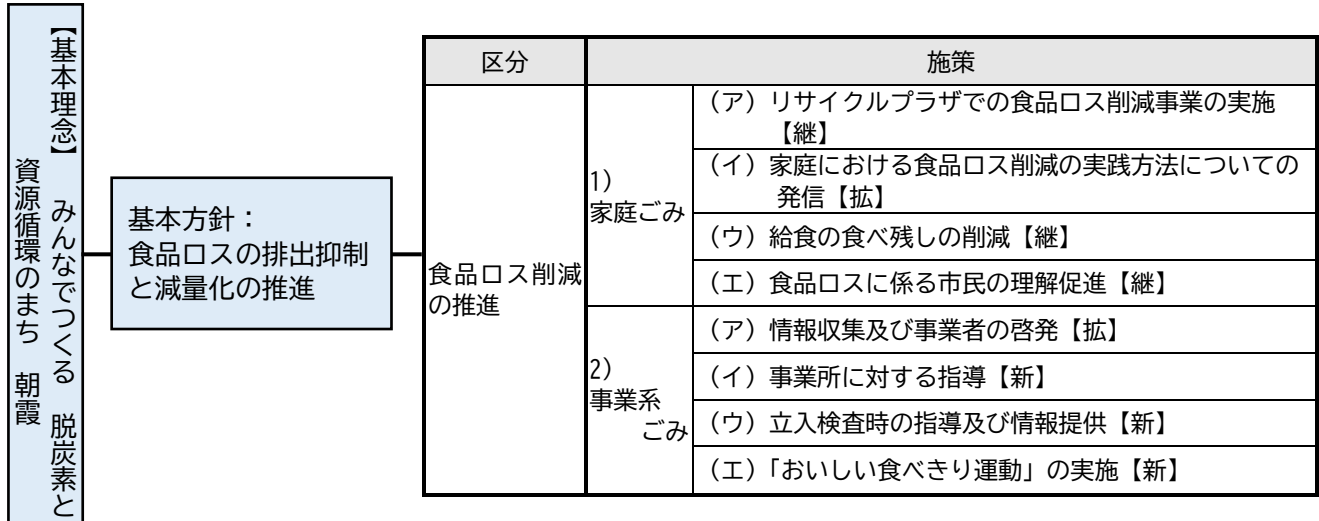
指標	単位	令和4(2022)年度 (基準年度) 【実績値】	令和10(2028)年度 (中間目標年度) 【目標値】	令和15(2033)年度 (計画目標年度) 【目標値】
食品ロス量	t/年	2,531	1,506 (35%減)	654 (74%減)
食品ロス削減に取り組む市民の割合	%	77.6	80 (2.4%増)	85 (7.4%増)

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

4 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策体系図を図 3-9 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」、また、新たに取組施策を「新規」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 3-9 食品ロス削減推進計画の施策体系図

(1) 食品ロス削減の推進



1) 家庭ごみ

(ア) リサイクルプラザでの食品ロス削減事業の実施【継続】

家庭で不用になった賞味期限内の食品（生鮮食品を除く）をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に利用していただくフードドライブを継続して実施します。

(イ) 家庭における食品ロス削減の実践方法についての発信【拡充】

市民が実践しやすい家庭での食品ロス削減方法について、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して情報発信を行います。また、各々のライフスタイルに合わせた実践しやすい取組事例等、ターゲットを意識した啓発を実施します。

(ウ) 給食の食べ残しの削減【継続】

市内の小学校や保育園などで、給食の食べ残しを減らす取組や生ごみの堆肥化などを進めるとともに、食品ロスを身近な問題として理解を深めるように意識啓発を継続して実施します。

(エ) 食品ロスに係る市民の理解促進【継続】

食品ロスの現状、食べきりや使い切りについて、環境講座や各種イベントを通して市民の食品ロスの理解を促進します。また、食品ロス問題に対する市民の認知度を高めるため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して食品ロスに係る情報の提供に努めます。

2) 事業系ごみ

(ア) 情報収集及び事業者の啓発【拡充】

食品廃棄物及び食品ロスの削減に努める事業者について情報収集し、有効な取組を広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどで紹介し、食品廃棄物を排出する事業者の啓発を継続して図ります。

(イ) 事業所に対する指導【新規】

事業系一般廃棄物減量等計画書の対象事業所に対し、食品ロス削減や再生利用について助言や指導を行うとともに、クリーンセンターへの搬入時に展開検査等を行います。

(ウ) 立入検査時の指導及び情報提供【新規】

大規模排出事業者に対して、立入検査を実施し、食品ロス削減や再生利用等について直接助言や指導を行います。また、学校給食や社員食堂などからの食品残渣（生ごみ）から堆肥化を行っている市内の民間事業者に関する情報を提供し、食品残渣のリサイクルを推進します。

(エ) 「おいしい食べきり運動」の実施【新規】

おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動を実施し、飲食店等における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を推進します。

5 各主体の役割

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、市の三者がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要があります。また、相互の連携強化を図り、取組が促進されることが求められます。

市民、事業者、市の役割分担を表 3-8 に示します。

表 3-8 各主体の役割分担

主体	内容
市民	✓ 食品ロスの状況とその影響、削減の必要性について理解する
	✓ 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解する
	✓ 日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを一人ひとりが考え、行動する
	✓ 食品ロス削減に取り組む食品関連事業者の商品、店舗を積極的に利用する等、事業者と協力・支援する
	✓ 本市や県が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
事業者	✓ 自らの事業活動により発生している食品ロスの状況を把握し、その削減の必要性について理解する
	✓ 事業活動の見直しや従業員等へ啓発を行う
	✓ 消費者に対して、事業者自らの取組に関する情報発信や啓発を実施する
	✓ 本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力する
	✓ 発生した食品ロスについては、堆肥化等の再生利用を実施する
市	✓ 本市における食品ロスの発生量や発生要因等を把握する
	✓ 食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に係る普及啓発等の施策を推進する
	✓ 市民団体、事業者等の行う取組等に対し、積極的に支援する
	✓ イベント等で食品を提供する場合は、本市自ら率先して食品ロスの削減を図る
	✓ 市民、事業者、関係団体等との連携強化を図り、各主体の連携協力による取組が促進されるよう推進体制を整備する

第4編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現況

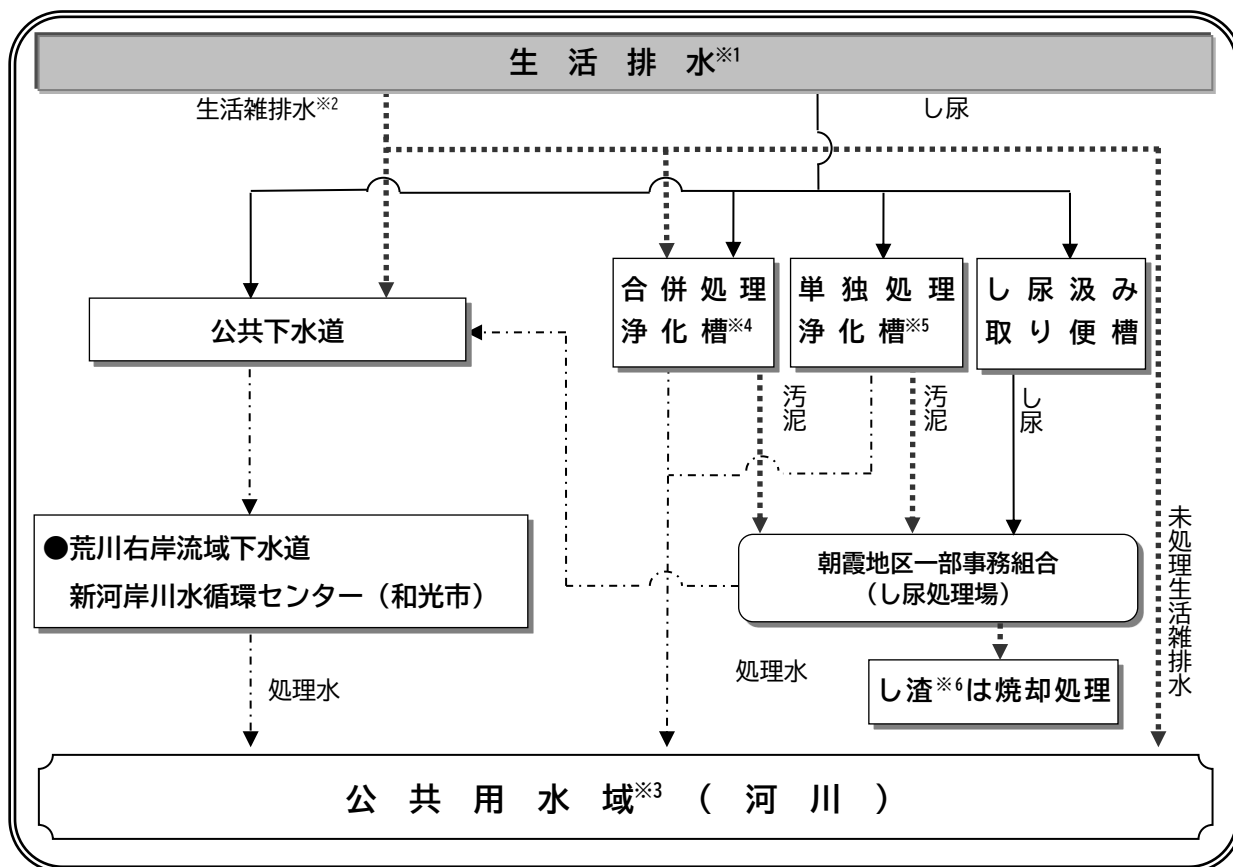
1 生活排水処理の現況

(1) 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を、図 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥については、朝霞地区一部事務組合（朝霞市・志木市・和光市・新座市）のし尿処理場で、広域的に処理を行っています。

また、公共下水道整備地区では、し尿及び生活雑排水は公共下水道に送り、下水道終末処理場で処理し、処理水を公共用水域へ放流しています。



※1：生活排水：し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等からの排水

※2：生活雑排水：生活排水のうちし尿を除くもの

※3：公共用水域：河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他公共の用に供される水域

※4：合併処理浄化槽：浄化槽法における浄化槽

※5：単独処理浄化槽：浄化槽法におけるみなし浄化槽

※6：し渣：生活排水をし尿処理場で処理した後に残るかす

図 4-1 生活排水の処理体系

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表 4-1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場において、志木市、和光市、新座市から収集運搬されたし尿及び浄化槽汚泥とともに、共同処理されています。

表 4-1 処理主体

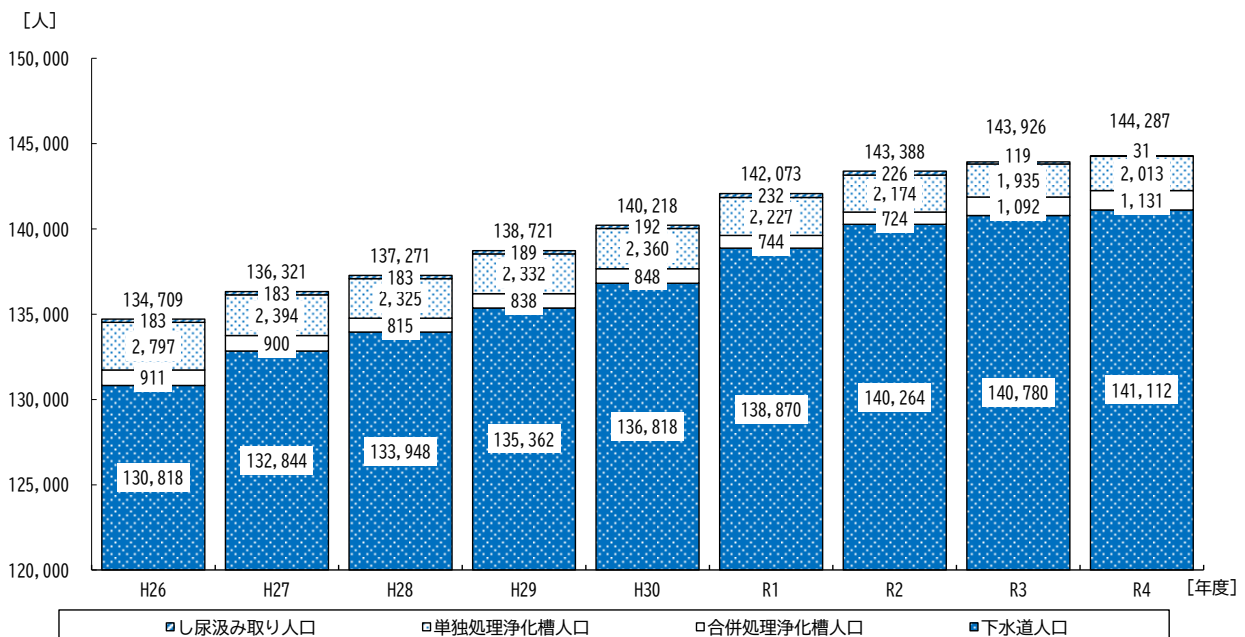
処理施設の種類	処理対象物	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	浄化槽管理者
単独処理浄化槽	し尿	浄化槽管理者
し尿処理場	し尿・浄化槽汚泥	朝霞地区一部事務組合
新河岸川水循環センター	し尿・生活雑排水	県

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口を図 4-2 に示します。

下水道人口は、令和 4（2022）年度は 141,112 人となり、平成 26（2014）年度から 10,294 人（約 8%）増加しています。合併処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 1,131 人となり、平成 26（2014）年度から 220 人（約 24%）増加しています。

単独処理浄化槽人口は、令和 4（2022）年度は 2,013 人となり、平成 26（2014）年度から 784 人（約 28%）減少しています。し尿汲み取り人口は、令和 4（2022）年度は 31 人となり、平成 26（2014）年度から 152 人（約 83%）減少しています。



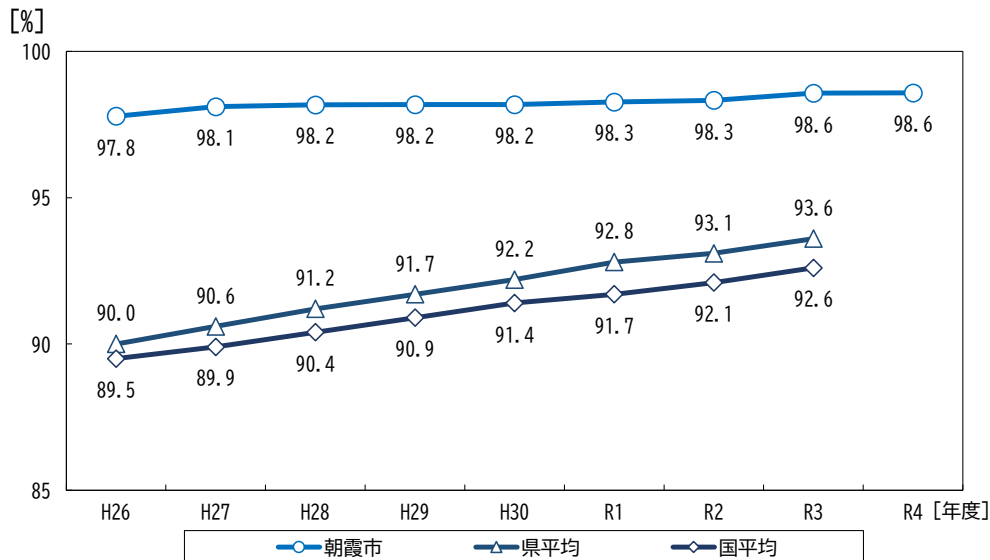
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。

図 4-2 生活排水処理形態別人口

(4) 生活排水処理率

生活排水処理率の推移を図 4-3 に示します。

生活排水処理率は、令和 4（2022）年度は 98.6% で、平成 26（2014）年度から 0.8% 増加しています。また、国及び県の平均値を上回っています。



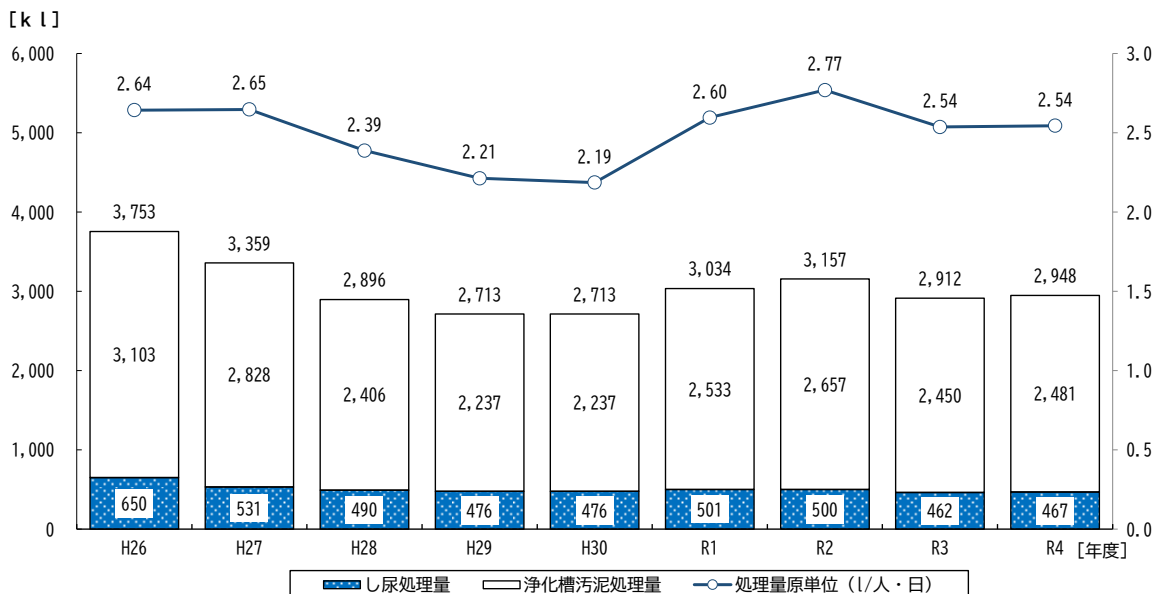
※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。
 ※国及び県の実績値は、令和 3（2021）年度が最新の公表値となっています。

図 4-3 生活排水処理率

(5) し尿及び浄化槽汚泥の処理量

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移を図 4-4 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、いずれも平成 30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度以降は増加に転じています。令和 4（2022）年度の処理量は 2,948 kℓ となり、平成 26（2014）年度から 805 kℓ（21.4%）減少しています。



※平成 25（2013）年度以前は集計方法が異なるため、平成 26（2014）年度以降について記載しています。
 ※令和 3（2021）年度までの数値は、環境省一般廃棄物処理事業実態調査結果に基づきます。

図 4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量

(6) 収集・運搬

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行っています。

(7) 中間処理

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合のし尿処理場で、処理を行っています。し尿処理施設の概要を表 4-2 に示します。

表 4-2 し尿処理施設の概要

項目	内容
施設名称	朝霞地区一部事務組合 し尿処理場
所在地	埼玉県朝霞市大字根岸770番地
処理能力	38 kℓ /日 (し尿6 kℓ/日、浄化槽汚泥混合32 kℓ/日)
処理方式	前処理・希釈下水道放流方式
竣工年月	平成30(2018)年7月
残渣処分方法	焼却処理を委託
処理水	流域下水道へ放流
敷地面積	2,133.61m ²
運転管理体制	直営

出典：朝霞地区一部事務組合 し尿処理場施設の概要

(8) 最終処分

し尿等処理後に発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、処理水は希釈して公共下水道へ放流しています。

2 関連法令、計画

(1) 生活排水処理に係る関連法令

水質汚濁の防止に関しては様々な法律が施行されており、これらの法律に基づいて水質汚濁の防止、生活排水処理施設の整備等が行われています。

関連法令の概要を表 4-3 に示します。

表 4-3 関連法令の概要

関連法令	施行年月	概 要
下水道法	昭和 33 年 4 月	公共下水道、流域下水道等の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資することを目的としています。
水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月	工場及び事業場から公共用水域に排出される排水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、市民の健康を保護するとともに生活環境を保全すること等を目的としています。
浄化槽法	昭和 58 年 5 月	公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

(2) 国の関連計画

1) 社会資本整備重点計画

国では、社会資本整備重点計画法（平成 15 年法律第 20 号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために、令和 3（2021）年 5 月に「第 5 次社会資本整備重点計画」を策定しています。

当該計画では、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」を重点目標の一つに掲げ、グリーン社会の実現に向けた健全な水環境の維持に向けて汚水処理施設整備を促進することで、汚水処理人口普及率を令和元（2019）年度の 91.7%から、令和 8（2026）年度において 95%にすることを目標としています（表 4-4）。

表 4-4 社会資本整備重点計画の数値目標

項 目	目 標	目標年度
汚水処理人口普及率	95%	令和 8（2026）年度

(3) 県の関連計画

1) 埼玉県生活排水処理施設整備構想

県では、埼玉県生活環境保全条例第 16 条に基づき、公共用水域の水質に対する汚濁の負荷を低減するために必要な生活排水の処理施設の整備に関する広域的な計画として、「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を策定しており、令和 3（2021）年 3 月に中間見直しを行っています。

当該計画では、生活排水処理率（汚水処理人口普及率※と同意）を令和元（2019）年

度の 92.8%から、令和 7（2025）年度において 100%にすることを目標としています（表 4-5）。

表 4-5 埼玉県生活排水処理施設整備構想の数値目標

項目	目標	目標年度
生活排水処理率 (汚水処理人口普及率)	100%	令和 7（2025）年度

※汚水処理人口普及率（生活排水処理率）（%）
 =（下水道人口+農業排水処理人口+合併浄化槽処理人口）÷ 行政人口

（4）本市の関連計画

1) 第3次朝霞市環境基本計画

第3次朝霞市環境基本計画における生活排水処理に関連する事項の概要を表 4-6 に示します。

表 4-6 第3次朝霞市環境基本計画の概要（抜粋）

望ましい環境像	「みんなでつくる 水とみどりが豊かな 環境にやさしいまち 朝霞」
環境目標 2	快適な生活環境の確保
個別目標	2-2 きれいな水と土をまもる
実施施策	2-2-1 河川の水質保全 ・生活排水処理施設整備の推進 【具体的な取組・事業】 ○生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進に努めます。 ○水路や河川などの汚染を防止するため、定期的な浄化槽の法定検査や保守点検、清掃を行うよう周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導等します。

（5）国及び県の目標値との比較

本市の実績値と国及び県の減量化・資源化目標を比較した結果を表 4-7 に示します。

国及び県の汚水処理人口普及率（生活排水処理率）の目標値と比較すると、令和 4（2022）年度実績値において、国の目標値を 3.6%上回っていますが、県の目標値を 1.4%下回っています。

表 4-7 国及び県の目標と本市の実績との比較

項目	区分	国	県	本市
		第5次社会資本整備重点計画 (令和3年5月策定)	埼玉県生活排水処理施設整備構想 (令和3年3月見直し)	実績値
汚水処理人口普及率 (生活排水処理率)	基準年度及び基準値	令和元年度 91.7%	平成 20 年度 87.0%	令和元年度 98.3%
	目標年度及び目標値	令和 8 年度 95%	令和 7 年度 100%	令和 4 年度 98.6%

3 施策の評価

前計画の生活排水処理計画の各種施策について実績を整理し、下記の区分により評価を行いました。前計画の施策体系図及び評価結果を図 4-5 に示します。

(評価欄)

評価○：計画どおりに実施できた指標

評価△：計画の一部が実施できなかった指標

評価×：計画が実施できなかった指標

基本方針：

し尿及び浄化槽汚泥の処理に当たっては、継続して適正処理を推進します。また、将来、し尿処理場における処理量は減少が見込まれることから、し尿及び浄化槽汚泥の量及び性状の変動に対応した処理体制の構築及び施設の更新を行います。

区分	施策	評価	
(1) 生活排水の処理計画	①下水道施設の計画的整備	○	
	②下水道の普及と適切な維持管理	○	
	③合併処理浄化槽の設置推進	△	
(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	①収集・運搬計画	○	
	②中間処理計画	○	
	③最終処分計画	○	
	④その他の施策	(ア) 環境学習の充実	△
		(イ) 環境情報の提供	○

図 4-5 前計画（生活排水処理計画）の施策体系図及び評価結果

(1) 基本施策の実施状況

前計画（生活排水処理計画）で定めた各種施策、実施状況及び評価を表 4-8 に示します。

表 4-8 施策の実施状況及び評価

項目	細目	現行計画における施策	実施状況	評価
生活排水の処理計画	下水道施設の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> 旧暫定逆線引き地区の市街化区域への編入に伴う認可区域の拡大 拡大した区域の計画的整備 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23（2011）年 1 月の旧暫定逆線引き地区（53.2ha）の市街化区域の編入に伴う公共下水道の整備の継続実施 	○
	下水道施設の普及と適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 市民への制度活用の周知及び、浄化槽使用世帯の下水道への接続の推進 老朽化した施設の更新及び下水道施設の適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の利用ができる区域における水洗便所への改造費用に対する融資あっせんの推進 私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組の推進 下水道事業の安定的な継続実施のための管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理の実施 	○
	合併処理浄化槽の設置推進	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道の計画区域外における合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換の推進 浄化槽の適正な維持管理の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えの推進 浄化槽維持管理一括契約制度の導入 浄化槽維持管理一括契約制度の普及啓発のための戸別訪問による説明の実施 必要に応じた指導の継続 	△
し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	収集運搬計画	<ul style="list-style-type: none"> 現在の収集運搬体制の継続 収集対象世帯数等に大きな変動が生じた場合、体制を適宜見直し 	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬を朝霞地区一部事務組合の許可業者により継続実施 	○
	中間処理計画	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30（2018）年 8 月より稼働開始した施設での生活環境の保全と適正な運営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 適正処理を継続実施 	○
	最終処分計画	<ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥で発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターで焼却処理を行い、汚泥は希釈して公共下水道へ放流 	<ul style="list-style-type: none"> 志木地区衛生組合新座環境センターでし尿残渣の焼却処理を実施 民間事業者に委託し、し尿等処理後に発生する脱水汚泥の堆肥化を実施 	○
	その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習の充実：生活排水についての環境学習の場を提供 環境情報の提供：生活排水対策についての情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> あさか学習おとどけ講座等で学習の場を提供 広報あさかや市ホームページで、し尿処理、浄化槽についての情報を掲載 	△

※評価の凡例：○計画どおりに実施できた指標

△計画の一部が実施できなかった指標

×計画が実施できなかった指標

第2章 生活排水処理の課題

本市における生活排水処理の課題は、以下のとおりです。

(1) 生活排水の処理計画

本市の下水道人口及び合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りからの転換が進んでいますが、約 1.4%が単独処理浄化槽及び汲み取りによる処理となっています。令和4(2022)年度における生活排水処理率は98.6%で、国の目標値は上回っていますが、県の目標値は下回っています。引き続き、生活排水処理率の向上に向けて、下水道施設の整備を進めるとともに、合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

また、浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理する必要があるため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

浄化槽汚泥の処理においては、平成12(2000)年に浄化槽法の一部が改正され、単独処理浄化槽の新設の廃止が求められていることから、単独処理浄化槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を引き続き推進していく必要があります。また、本市の人口増加や公共下水道への接続、合併処理浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後変動すると予測されることから、それぞれの排出量に留意し、適正に収集・処理が行える体制を維持する必要があります。

し尿処理施設については、安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図るような取組が必要です。朝霞地区一部事務組合とともに、適正な処理及び維持管理を推進していく必要があります。

また、市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を積極的に行う必要があります。

第3章 生活排水処理基本計画

1 基本理念

生活排水処理基本計画では、ごみ処理基本計画と同様、「みんなでつくる 脱炭素と資源循環のまち 朝霞」を基本理念に掲げ、本市において快適な生活環境の確保を目指します。

2 基本方針

基本理念を実現するための基本方針を次のとおり定め、これらの基本方針に沿って各種施策を推進していくこととします。

方針1：生活排水処理施設整備及び適正処理の推進

家庭及び事業所で使用している単独処理浄化槽及び汲み取りから下水道及び合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導に努めます。

方針2：生活排水についての啓発や情報発信

市民一人ひとりが生活排水に対する意識を向上し、発生源対策を実践できるよう、生活排水に対する環境学習の場や情報の提供を図ります。

3 計画目標

(1) 生活排水処理に係る数値目標

県は、埼玉県生活排水処理施設整備構想において、令和7（2025）年度に生活排水処理率100%を達成することを目標としています。

本市は、県と同様に、令和7（2025）年度までに生活排水処理率100%を達成することを目標とし、以降は維持に努めるものとします。

生活排水処理に係る数値目標を表4-9、処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値を表4-10及び図4-6に示します。

表4-9 生活排水処理に係る数値目標

指標	令和4(2022)年度 (基準年度) 【実績値】	令和10(2028)年度 (中間目標年度) 【目標値】	令和15(2033)年度 (計画目標年度) 【目標値】
生活排水処理率	98.6%	100%	100%

※令和10(2028)年度に中間見直しを実施し、令和15(2033)年度の目標値を見直します。

表 4-10 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

年度	行政人口	生活排水処理人口	公共下水道人口		合併処理浄化槽人口		生活排水未処理人口	単独処理浄化槽人口	し尿汲み取り人口	生活排水処理率	
			構成比率(%)	構成比率(%)							
実績	H26	134,709	131,729	130,818	99.3%	911	0.7%	2,980	2,797	183	97.8%
	H27	136,321	133,744	132,844	99.3%	900	0.7%	2,577	2,394	183	98.1%
	H28	137,271	134,763	133,948	99.4%	815	0.6%	2,508	2,325	183	98.2%
	H29	138,721	136,200	135,362	99.4%	838	0.6%	2,521	2,332	189	98.2%
	H30	140,218	137,666	136,818	99.4%	848	0.6%	2,552	2,360	192	98.2%
	R1	142,073	139,614	138,870	99.5%	744	0.5%	2,459	2,227	232	98.3%
	R2	143,388	140,988	140,264	99.5%	724	0.5%	2,400	2,174	226	98.3%
	R3	143,926	141,872	140,780	99.2%	1,092	0.8%	2,054	1,935	119	98.6%
予測	R4	144,287	142,243	141,112	99.2%	1,131	0.8%	2,044	2,013	31	98.6%
	R5	145,960	143,972	142,383	98.9%	1,589	1.1%	1,378	1,357	21	98.6%
	R6	146,707	145,701	143,653	98.6%	2,048	1.4%	693	683	10	99.3%
	R7	147,430	147,430	144,924	98.3%	2,506	1.7%	0	0	0	100.0%
	R8	148,115	148,115	145,597	98.3%	2,518	1.7%	0	0	0	100.0%
	R9	148,758	148,758	146,229	98.3%	2,529	1.7%	0	0	0	100.0%
	R10	149,364	149,364	146,825	98.3%	2,539	1.7%	0	0	0	100.0%
	R11	149,932	149,932	147,383	98.3%	2,549	1.7%	0	0	0	100.0%
	R12	150,453	150,453	147,895	98.3%	2,558	1.7%	0	0	0	100.0%
	R13	150,946	150,946	148,380	98.3%	2,566	1.7%	0	0	0	100.0%
	R14	151,389	151,389	148,815	98.3%	2,574	1.7%	0	0	0	100.0%
	R15	151,804	151,804	149,223	98.3%	2,581	1.7%	0	0	0	100.0%

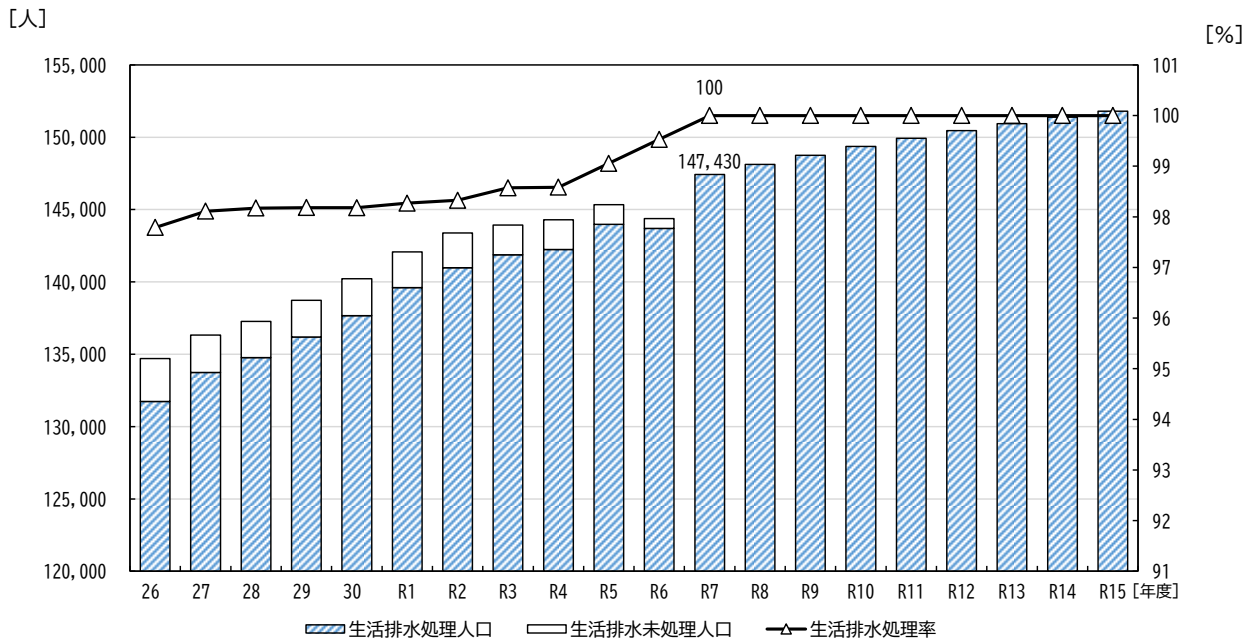
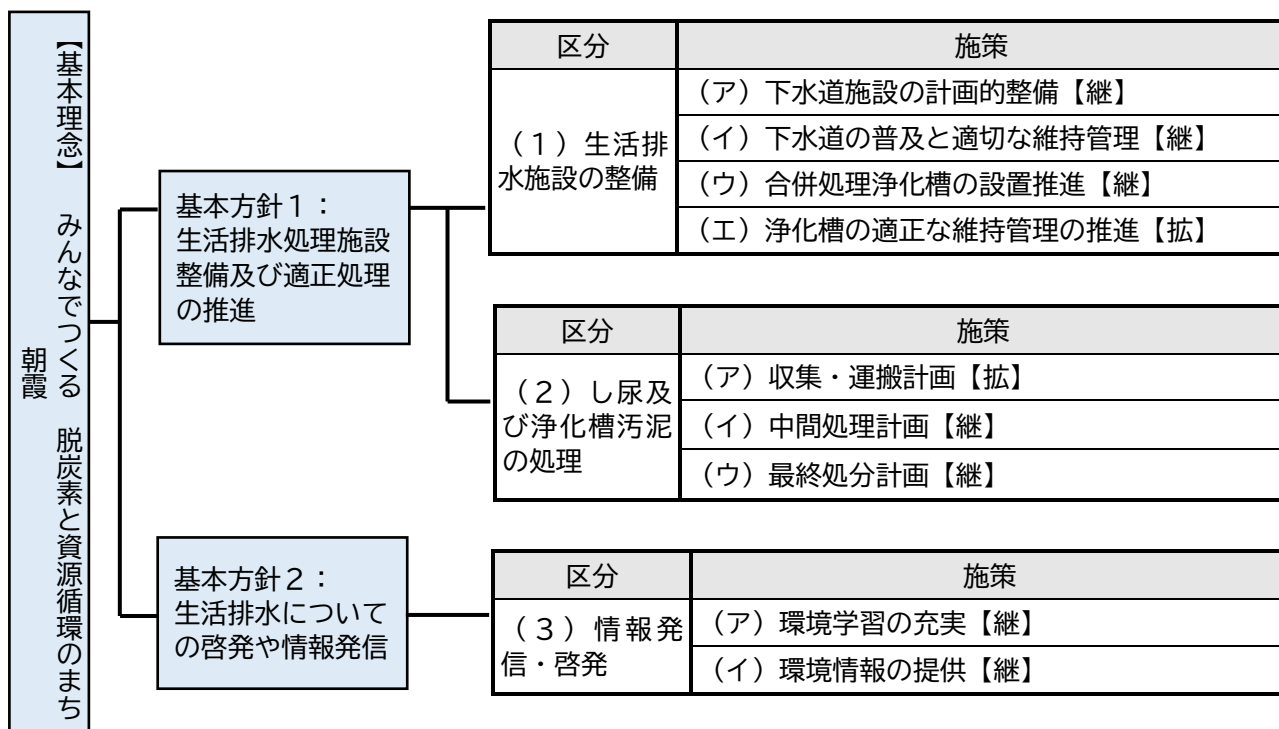


図 4-6 処理形態別人口及び生活排水処理率の目標値

4 施策体系

生活排水処理基本計画の施策体系図を図 4-7 に示します。

前計画から引き続き実施する施策を「継続」、継続する施策においてさらに積極的に実施する項目を「拡充」とします。



※前計画から継続して実施する施策は【継】、拡充する施策は【拡】、新規で実施する施策は【新】としました。

図 4-7 生活排水処理基本計画の施策体系図

(1) 生活排水処理施設の整備



(ア) 下水道施設の計画的整備【継続】

令和5（2023）年2月に策定した「社会資本総合整備計画」では、下水道処理区域整備率[※]を令和9（2027）までに100%とすることを目標としています。目標達成に向けて、引き続き公共下水道の整備を進めます。

[※]下水道処理区域整備率＝下水道処理区域整備済み面積（ha）÷下水道処理区域を実施すべき面積（ha）

(イ) 下水道の普及と適切な維持管理【継続】

公共下水道の利用ができる区域の市民や事業者に対して水洗便所への改造費用に対する融資あっせんや、私道排水設備工事に対する補助金交付等による下水道普及の取組を推進します。

また、下水道事業の安定的な継続実施のため、管渠・マンホール・ポンプ場等の適切な維持管理に努めます。

(ウ) 合併処理浄化槽の設置推進【継続】

生活排水による汚濁負荷の低減を図るため、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどを活用して、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を推進します。

(エ) 浄化槽の適正な維持管理の推進【拡充】

浄化槽の設置者は、浄化槽法に基づき、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理することが義務付けられていることから、広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどや設置者への通知により周知啓発を行うとともに、適正な維持管理が行われるよう指導します。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理



(ア) 収集・運搬計画【拡充】

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、朝霞地区一部事務組合の許可業者により行う現体制を今後も維持していくものとします。

本市の人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は大きな変動が生じた場合は、適正に収集が行えるよう、体制の見直しを行うものとします。

また、し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図ります。

(イ) 中間処理計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥は、朝霞地区一部事務組合が管理するし尿処理場での適正処理を継続していきます。

(ウ) 最終処分計画【継続】

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生するし渣は、志木地区衛生組合新座環境センターでの焼却処理を継続していきます。

(3) 情報発信・啓発



(ア) 環境学習の充実【継続】

生活排水に関する環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが生活排水に対する意識の向上を図り、生活排水の発生源である家庭において対策を実施できるように啓発を図ります。

(イ) 環境情報の提供【継続】

広報あさか、市ホームページ、市のSNSなどの活用により、本市の生活排水の現状及び必要な対策について、情報提供に努めます。

5 各主体の役割

生活排水の適正な処理に向けては、市民、事業者、朝霞地区一部事務組合及び本市がそれぞれの役割を理解し、主体的に取り組む必要があります。

市民、事業者、朝霞地区一部事務組合、市の役割分担を表 4-11 に示します。

表 4-11 各主体の役割分担

主体	内容
市民 及び 事業者	✓ 生活雑排水の排出抑制及び適正排出
	✓ 公共下水道への接続
	✓ 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの合併処理浄化槽への転換
	✓ 浄化槽の適正な維持管理の実施
	✓ 事業活動に伴って発生する排水の適正排出及び適正処理
	✓ 本市が実施する環境学習への積極的な参加
組合	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の実施
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の実施
市	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の継続
	✓ し尿及び浄化槽汚泥の適正な中間処理体制、最終処分体制の継続
	✓ 生活排水処理に係る普及啓発活動及び環境学習、情報発信の実施
	✓ 公共下水道の整備及び適正な維持管理の実施
	✓ 合併浄化槽への転換の推進

第5編 計画の進行管理

第1章 計画の進行管理

本計画を着実に実行し、また、適宜見直しを行うなどして実効性のある取組の展開を目指すため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・代替案）のPDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行います。

PDCAサイクルに基づく実施体制を図 5-1 に示します。

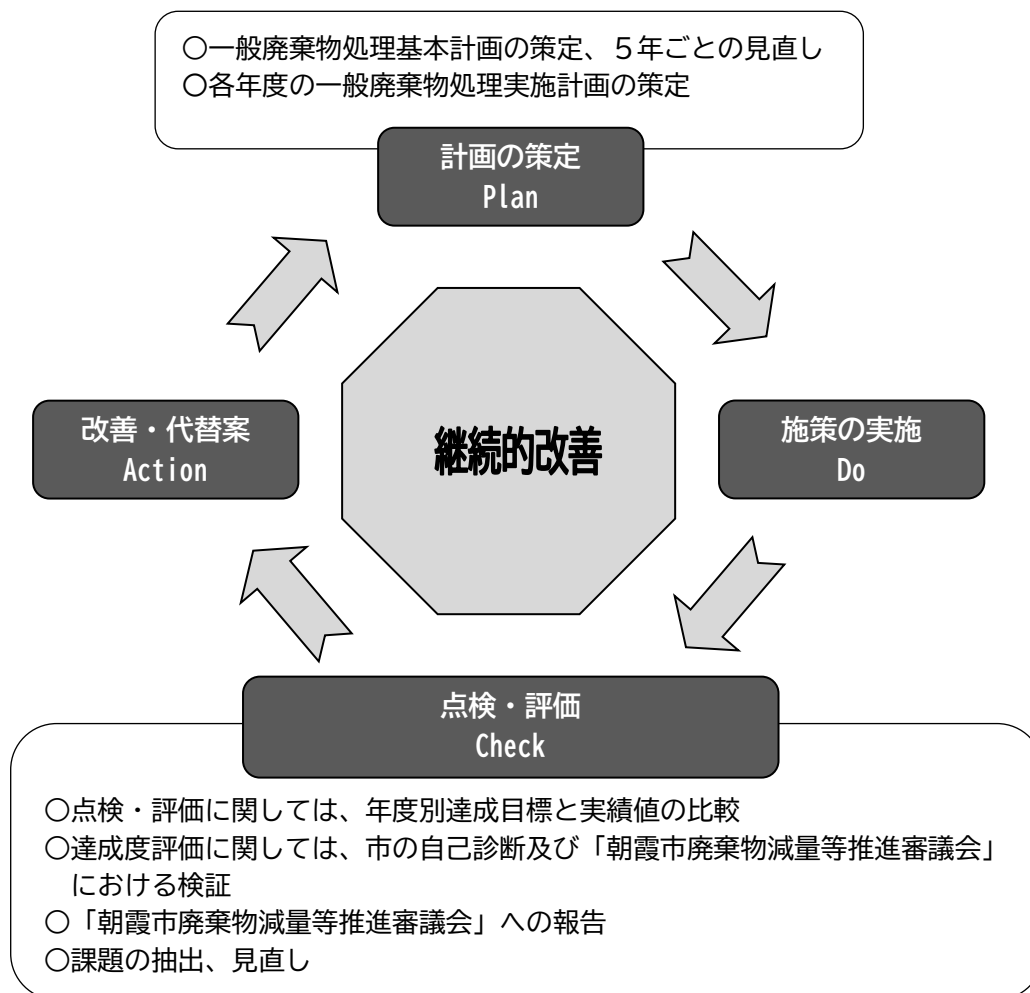


図 5-1 PDCAサイクルに基づく実施体制

(1) 一般廃棄物処理実施計画の策定

廃棄物処理法施行規則第1条の3において、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めた一般廃棄物処理実施計画を策定することが規定されています。

一般廃棄物処理実施計画は、毎年度末までに、次年度計画を策定することとし、一般廃棄物の排出見込み、処理主体、収集計画、中間処理計画及び最終処分計画等を含むものとしします。

(2) 施策の進捗状況及び目標の達成状況の確認

各年度において、施策の進捗状況を確認し、次年度以降の施策の検討を行います。ごみ減量化・資源化目標をはじめとする各計画目標については、年度ごとに実態把握を行い、達成状況の照査を行います。また、現状を分析し、課題を抽出するとともに、施策の効果を検証します。検証結果を踏まえ、確実に目標が達成されるよう、現行施策の拡充または新たな施策展開を行います。

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、表5-1に示す数値目標の指標に基づいて評価を行います。

表 5-1 本計画の数値目標の指標

計画	指標
ごみ処理基本計画	・ごみ排出量 (t/年)
	・1人1日当たり生活系ごみ排出量 (g/人・日)
	・事業系ごみ排出量 (t/年)
	・リサイクル率 (%)
	・集団資源回収量 (t/年)
食品ロス削減推進計画	・食品ロス量 (t/年)
	・食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合 (%)
生活排水処理基本計画	・生活排水処理率 (%)

(3) 計画の検証

施策の進捗状況や目標の達成状況は、毎年度作成する「朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告書」にとりまとめ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」に報告し、PDCAサイクルに基づき、各種施策の達成度の検証、評価及び推進策の検討等を行います。検証結果は、市ホームページで公表します。

(4) 計画の見直し

各年度の「朝霞市一般廃棄物処理実施計画」の施策の進捗状況を踏まえ、「朝霞市廃棄物等減量推進審議会」の意見をもとに、計画の点検・評価を行います。なお、計画を見直す時期については、5年ごととします。また、法制度の改正、新法の施行、施設整備の進捗など、情勢の変化を踏まえ必要が生じた場合には、状況に応じて見直しを行うものとします。

資料編

1 第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定経過

開催日	内 容
令和4年5月27日	令和4年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和3年度実施分)
令和4年8月5日	令和4年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の策定について ○ごみ処理広域化について
令和4年10月24日	令和4年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査の実施要領について
令和4年11月4日から 令和4年11月30日 まで	朝霞市のごみに関するアンケート調査
令和5年2月6日	令和4年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うアンケート調査結果の報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画策定に伴うワークショップの実施について ○朝霞市・和光市ごみ処理広域化の進捗状況について
令和5年5月21日	朝霞市のごみに関するワークショップ(市民意見交換会)
令和5年5月31日	令和5年度第1回廃棄物減量等推進審議会 ○第5次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の検証結果報告について (令和4年度実施分)
令和5年8月1日、19日	朝霞市市民環境団体ヒアリング(3団体)
令和5年8月2日	令和5年度第2回廃棄物減量等推進審議会 ○ワークショップの実施報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画の施策検討について ○ごみ処理広域化について
令和5年10月31日	令和5年度第3回廃棄物減量等推進審議会 ○環境団体ヒアリングの結果報告について ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画(案)について ○パブリック・コメントの実施について ○市民説明会の実施について

開催日	内 容
令和5年11月21日から令和5年12月21日まで	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についてのパブリック・コメント
令和5年12月4日、9日	第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（案）についての市民説明会（計3回）
令和6年1月19日	令和5年度第4回廃棄物減量等推進審議会 ○第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について ○パブリック・コメント及び市民説明会の結果報告について

2 朝霞市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(1) 令和4年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	野平 佳紀	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		松下 昌代	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		関口 博信	朝霞市自治会連合会 副会長
		○渋谷 昇 ※第2回審議会から変更	
第3号	公募による市民	高橋 義幸	
		柳下 克枝	

(2) 令和5年度

(◎：会長 ○：副会長) 順不同・敬称略

委員要件		氏名	経歴・所属団体等
第1号	知識経験を有する者	永吉 雄一	埼玉県西部環境管理事務所 廃棄物・残土対策担当部長
		石原 茂	市議会の議員
		◎松波 淳也	法政大学経済学部 教授
		河井 一広	全国都市清掃会議 総務部長
第2号	関係団体を代表する者	遠藤 なみ子	朝霞市商工会 女性部
		大村 相哲	朝霞地区四市廃棄物処理協会
		平塚 千嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画 運営協議会
		○山内 善四郎	朝霞市自治会連合会 副会長
第3号	公募による市民	原 賢治	
		巻島 恵	

3 ごみに関するアンケート

(1) 目的

市民や事業者等を対象に、ごみに関する意識や意見を把握するために実施しました。

(2) 概要

項目	一般市民	中学生	事業所	収集運搬業者 (許可業者)	
対象	2,000 人	1,102 人 ^{※1}	200 社	14 社	
調査対象	市内在住の 18 歳以上	市立中学校に在籍する 中学 1 年生	市内に事業所がある 事業者	令和 4 年 10 月 1 日時 点で市に登録されてい る一般廃棄物処理許可 業者	
抽出方法	住民基本台帳（令和 4 年 10 月 1 日）に基づ き無作為抽出	市立中学校に在籍する 中学 1 年生全員	多量排出事業者約 50 社（事業系一般廃棄物 減量等計画書を提出し ている事業者を含め る）+約 150 社	全許可事業者	
調査期間	令和 4 年 11 月 4 日～11 月 30 日				
調査 方法	配布 方法	直接郵送法	学校でクラスごとに 配布	直接郵送法	郵送配布（Web なし）
	回収 方法	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	Web（QR コードによる オンライン回答）	郵送回収又は Web（QR コードによるオンライ ン回答）	郵送回収（Web なし）
回収数	777 人 ^{※2}	723 人	124 社 ^{※3}	11 社	
回収率	38.9%	65.6%	62.0%	78.6%	

※1：令和 4 年 11 月 1 日時点在籍者

※2：うち、オンライン回答：208 人

※3：うち、オンライン回答：15 社

《参考》前回調査（平成 25 年 6 月実施時）の回収率：51.8%

4 ごみに関するワークショップ（市民意見交換会）

(1) 目的

本市のごみの現状を学びながら、今後どのように施策を展開すべきか市民の意見を把握するために実施しました。

(2) 概要

実施日時：令和 5 年 5 月 21 日（日） 午前 10 時から午前 11 時 50 分

実施場所：コミュニティセンター（朝霞市中央公民館）

参加者：13 名

5 市民環境団体ヒアリング

(1) 目的

日頃から3Rや環境保全活動を行っている市民活動団体の意見や意向を把握し、施策展開の参考とするために実施しました。

(2) 概要

対象団体	出席者人数	実施日・時間	選定理由
あさか環境市民会議	12名	8月1日(火) 10:00~10:40	市(環境推進課)と連携して、環境保全に係る具体的改善活動のほかに環境施策の進捗確認・評価、行政への提言も行っているため。
動物等の共生社会を目指す会 Vest.	4名	8月1日(火) 14:30~15:30	動物愛護精神の浸透のため、人と動物のより良い共生を目指す活動のほかに市内の清掃活動を定期的に行っているため。
リサイクルプラザ企画運営協議会	1名※	8月19日(土) 14:30~15:30	リサイクルプラザの事業運営に関して、市(資源リサイクル課)と連携し、循環型社会(3R)の構築に向けて事業展開を行っているため。

※事前に協議会内で意見を集約していただいた上で、代表の方から意見を聴取しました。

6 パブリック・コメント

(1) 目的

本計画(案)の内容について周知するとともに、幅広く意見を募集するため実施しました。

(2) 概要

募集期間 : 令和5年11月21日(火)から12月21日(木)

意見提出方法: 郵送、FAX、メールまたは直接持参のいずれか

実施結果 : 意見 全5件(意見提出者数 1名)

7 市民説明会

(1) 目的

本計画(案)の内容について周知するとともに、幅広く意見を伺うため実施しました。

(2) 概要

実施日・時間	実施場所	出席者人数	実施結果 (意見・質問)
12月6日(水) 10:00~11:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	16件
12月6日(水) 19:00~20:00	リサイクルプラザ 3階 活動室	2名	0件
12月9日(土) 10:00~11:00	朝霞市役所 別館5階 501・502会議室	2名	5件

8 用語の解説

【あ行】

あさか学習おとどけ講座

市民の主体的な学習機会の拡充と市政への理解を深めることで、生涯学習の推進と市民協働の市政の進展に寄与することを目的に、市民等で構成する5人以上の団体に、市の職員等が講師となって市の施策等の説明を行う事業。

朝霞地区一部事務組合

し尿処理事務・障害者支援更生事務・消防事務を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、志木市、和光市、新座市の4市で構成される。

朝霞和光資源循環組合

ごみ広域処理施設の設置及び管理運営を共同で処理するために設立された特別地方公共団体。朝霞市、和光市の2市で構成される。

EM（イーエム）ぼかし

EMとは、「有効微生物群」という意味で、自然界に存在する、人間、動物、自然にとって有効な微生物（酵母菌、乳酸菌など）を選び出し、相乗効果を発揮するのが特徴。

EMぼかしは、米ぬか、コーヒーの絞りかすなどを原料にし、それにEMを定着させ乾燥処理したもので、生ごみとEMぼかしを密封性の高い容器で発酵させ堆肥として利用する。

EPR（拡大生産者責任）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方として、OECD（経済協力開発機構）が提唱した。

循環型社会形成推進基本法にこの考え方が取り入れられており、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法において製造者に製品のリサイクル義務を課しているのも、この拡大生産者責任に基づくものである。

一般廃棄物

廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。

ごみは、家庭から排出されるごみと、産業廃棄物を除いた商店、事務所、工場などから排出されるごみに分けられる。本計画では、前者を生活系ごみ、後者を事業系ごみと呼ぶ。

一般廃棄物処理事業実態調査

一般廃棄物行政の推進に関する基礎資料を得ることを目的として、環境省が全国の市町村等に対して毎年度行う調査のこと。調査結果は、ごみ・し尿の排出処理状況、事業経費・人員、処理施設の整備状況等について取りまとめ、公表されている。

一般廃棄物処理実施計画

一般廃棄物処理基本計画を推進するため、ごみ排出量の見込み、収集運搬から処理・処分、再資源化の方法等を年度ごとに定めた計画。

エコバッグ

買い物をする際に自宅から商品を入れる買い物袋を持参し、レジ袋等を使わないようにする取組で、ごみの減量化やレジ袋の原料の石油消費を減らすことを目指している。

エコネットあさか（朝霞市リサイクルプラザ）

朝霞市リサイクルプラザの通称。「リサイクルプラザ」の項を参照。

SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標のことで、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」を理念とし、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に取り組むもの。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた熱が宇宙に逃げるとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体のこと。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7種類が指定されている。

【か行】

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。排出量を全体としてゼロとは、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引くことで、実質ゼロとすることを意味している。

家庭ごみの有料化

市民がごみの減量やリサイクルを進めるきっかけになるよう、ごみ量に応じたごみ処理料金を負担する制度。

カレット

ガラス製品（ソーダ石灰ガラス）をリサイクルする際に、いったん破碎した状態のガラスくずのこと。

環境基本計画

環境基本法の基本理念により、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定したもので、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から持続可能な社会への転換を図るため「循環」、「共生」、「参加」、「国際的取組」を長期的な目標としている。

環境基本法

環境に関する基本法。「公害対策基本法（昭和42年）」と「自然環境保全法（昭和47年）」を合わせて発展させた法律で、環境に関する施策の基本的な方向を示す規定で構成され、廃棄物の増大や地球温暖化、オゾン層の破壊などといった環境問題に対処し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的としている。

環境月間

国では、環境保全について関心と理解を深めるとともに、積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高めるよう6月を「環境月間」とした。

全国で環境に関する様々な行事が行われている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの。

工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

感染性廃棄物

医療関係機関等から発生する廃棄物で、形状、排出場所、感染症の種類観点から、廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている。

処理は、特別管理廃棄物として、密閉した容器での収集運搬や感染性を失わせる処分方法等が処理基準として定められている。

合併処理浄化槽

汚水や生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）を、微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

公共下水道などが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている。

拠点回収

市役所や公民館などを拠点として資源物等を回収すること。

クリーンネット

カラス等による集積所のごみの散乱を防止するためのネット。

ごみ集積所

生活系ごみを出す場所で、ごみ収集車が回収する。本市には約 5,500 箇所（令和 4 年度）のごみ集積所が点在する。

【さ行】

災害廃棄物

地震・風水害等の自然災害によって発生した廃棄物のこと。環境省では、災害廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理しなければならないとしている。

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立て処分する場所及びその施設・設備をいう。

処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、遮断型（埋立基準値以上の有機物質を含む）がある。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

具体的には、(1)あるユーザーから回収された使用済み機器等をそのまま、もしくは修理などを施したうえで再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、(2)製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」などがある。

再生砕石資源化

焼却残渣及び不燃残渣の再資源化方法の一つ。基礎材や路盤材等の土木資材に用いる砕石へ加工する方法。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材料の物を大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示などの工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルという。

再生利用率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量＋焼却残渣のリサイクル量）の割合。

雑がみ

菓子箱、包装紙、メモ用紙、チラシ等のリサイクル可能な紙類のことで、本市では、紙袋または透明袋に入れて排出する。写真、紙コップ、圧着はがき等の特殊加工された紙類は含まない。

事業系一般廃棄物減量等計画書

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等の規定により、大規模建築物の事業所（床面積 3,000m² 以上）や多量排出事業者（クリーンセンターに月 4 トン以上搬入）が毎年市に提出する。

当該年度における事業所のごみ排出量、再資源化量の目標等を掲げた計画書。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じる廃棄物で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分けられる。本計画では事業系一般廃棄物をいう。

し渣

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る汚泥以外のもの。

磁性物

磁気を帯びた鉄類等の物質。

集団資源回収

自治会や町内会等の地域団体が、各家庭の資源物を回収し、民間の回収業者へ引き渡すリサイクル活動のこと。

循環型社会

「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の社会に代わるものとして提示された概念。

循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進地域計画

施設整備等に対する循環型社会形成推進交付金の申請に伴い、市町村による一般廃棄物処理に関する総合的な施策を掲載した計画で、5か年程度の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示す。

焼却残渣

ごみ焼却施設でごみを処理した後に発生する焼却灰や飛灰（集塵装置で捕集された灰）の総称。

食品リサイクル法

法律名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」。

食品製造工程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの「食品廃棄物」を減らし、リサイクルを進めるため、生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。

新河岸川水循環センター

荒川右岸流域下水道で和光市に所在する下水処理施設。

人工砂原料化

焼却灰の再生利用方法の一つ。路盤材等の土木資材に用いる人工砂への再資源化方法。

水平リサイクル

使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造するリサイクルのこと。

ストーカ式

焼却炉内にある金属の棒を格子状に組み合わせてある火格子の上でごみを転がし、焼却炉の上部からの熱で乾燥、過熱し、移動しながら燃やす仕組み。

3 R（スリーアール）

リデュース (Reduce)：発生抑制、リユース (Reuse)：再使用、リサイクル (Recycle)：再生利用の3つの頭文字をとったもの。環境省では、3 R推進に対する理解と協力を求めるため、毎年10月を3 R推進月間と定め、広く国民に向けて、普及啓発活動を実施している。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活から発生する廃棄物で、家庭ごみから集団資源回収を除いた廃棄物のこと。

セメント原料化

焼却灰の再生利用。焼却灰の成分がセメントに近いことから、焼却灰を焼成して、セメント原料にする再資源化方法。

ゼロエミッション

あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システム。

総合計画

地方自治法の規定に基づき定める基本構想及び基本計画、実施計画の3層からなる本市の都市づくりの指針となる計画。

【た行】

大規模建築物の事業所

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により、市に事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を義務付けている床面積が3,000m²以上の事業所。

脱水汚泥

し尿、浄化槽汚泥をし尿処理場で処理したあとに残る水分の少ない汚泥。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。国は令和2（2020）年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする社会を実現することを宣言した。

単独処理浄化槽

汚水だけを処理する浄化槽。生活雑排水（風呂、台所等からの汚水）は未処理のまま放流される。

浄化槽法の改正により、現在は合併浄化槽のみが「浄化槽」として位置づけられ、単独浄化槽は、原則として新たな設置ができなくなった。

地域リサイクル活動推進補助金制度

資源の再生利用の推進、ごみの減量等を図ることを目的に、市民の日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用できる古紙、缶、びんなどの資源を回収する団体に対し、回収量に応じて補助金を交付する。

厨芥類

食べ物のくず。生ごみ。

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

デポジット制度

製品価格に一定金額のデポジット（預託金）を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却されたときに預託金を返却することにより、製品や容器の回収を促進する制度。

【な行】

熱回収（サーマルリサイクル）

ごみを焼却し、熱エネルギーとして利用すること。

【は行】

破碎

砕いてこなごなにすること。本市では粗大ごみ処理施設で不燃ごみ、粗大ごみを破碎処理している。

発生抑制（リデュース）

ごみの発生そのものをおさえることで、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）に優先される。

発生抑制のためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要である。

不燃残渣

ごみの中間処理等で残ったカスで、本市の焼却処理施設で焼却できないごみ。

不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林や水辺などに投棄すること。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場等などに持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、団体等に寄付する活動のこと。本市では、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をリサイクルプラザで回収し、市内の子ども食堂に提供している。

分別収集計画

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づき、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、関係者が一体となって取り組むべきリサイクルの具体的方法を策定するもの。

ペーパーリサイクル

資源として排出された古紙、雑紙等の再生利用。

【ま行】

マイバッグキャンペーン

ごみの減量化・再資源化を推進するため、自分専用の買い物袋（バッグ）を使用することでレジ袋を削減するよう広く呼びかける啓発事業。

【や行】

有害ごみ

蛍光管、乾電池、水銀体温計等の人体に害を及ぼす物質を含む廃棄物のこと。

【ら行】

リサイクルショップ事業

リサイクルプラザで運営する不用品の再使用事業。

市民から家庭で不用になった生活用品を預かり、必要な方に販売して精算する制度で、不用品の再使用による減量化を市民に広く啓発する。

リサイクルプラザ（エコネットあさか）

朝霞市リサイクルプラザは、廃棄物の再生利用促進やごみ問題の意識啓発などを積極的に推進するための情報拠点施設で、リサイクル品を展示・斡旋するリサイクルショップ、リサイクルギャラリー、リサイクル情報図書コーナー、不用品情報交換コーナー、リサイクル活動室及び各種講座・教室などを行うリサイクル工房・リフォーム工房を設置している。

リサイクルプラザ企画運営協議会

リサイクルプラザの開設当初（平成12年7月）に発足し、リサイクルプラザを拠点として「ごみの減量化」「5R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア）の啓発」に取り組んでいる市民活動団体で、環境にやさしい5R事業を企画運営し、本市と市民とのパートナーシップ（協働）を実践している。

リサイクル法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」の略称。

当初、資源の有効利用を進めるために「再生資源の利用の促進に関する法律」として制定され、業種や製品ごとに事業者に対するリサイクルを進めるための判断基準や表示基準を定めた。その後、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の積極的導入を図るために改定された。

リサイクル率

ごみの総排出量のうちリサイクルされた量（集団資源回収量＋クリーンセンターで中間処理後に回収される資源及び搬入された資源の量）の割合。

リターナブルびん

牛乳びんやビールびん等の繰り返し使用されるガラスびん。

小売店を通じて回収された後、メーカーで洗浄され、中身を詰めて再び商品として販売される。